

## 1. 待機児童対策について

### (1) 待機児童解消に向けた取組状況について（関連資料1～3参照）

待機児童の解消に向け、令和2年12月に取りまとめた「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

令和3年4月1日時点の待機児童数は5,634人となり、待機児童数調査開始以来最少となる調査結果となったところであるが、これは、各市区町村において保育の受け皿拡大を進めてきたことのほか、新型コロナウイルス感染症を背景とした保護者の利用控え等もその一因であると考えている。一方で、女性就業率を見ると、令和2年は減少しているものの、令和3年は再び着実に上昇している。保育の申込者数は女性就業率と相関関係が見られることから、今後申込者数は再び増加することが見込まれる。

保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活用しながら、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握した上で、受け皿整備などの対策を進めていくことが重要である。

引き続き、保護者に「寄り添う支援」の実施等により、令和3年度末での待機児童数ゼロの達成を目指して取り組んでいただくようお願いする。

また、令和4年度においても、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を行うこととしているが、就学前児童数の動向や女性就業率の状況等にも十分留意しつつ、保育ニーズに適切に対応できるよう、令和4年度から令和6年度までの計画を改めて作成していただくようお願いする。

なお、今年度についても、全国60市町村に対し待機児童の要因・対策のヒアリングを行ったところである。地域の抱える課題把握や個別案件に対するフォローを行うため、今後も「新子育て安心プラン実施計画」の定期的なフォローアップを実施する予定であるため、御承知置き願いたい。

各自治体においては、令和3年度末までの待機児童ゼロの達成を目指して取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうか、整備計画などの対策が適切かについて、十分に精査していただくようお願いする。

### (2) 保育の受け皿整備等について（関連資料4参照）

令和4年度は、「新子育て安心プラン」に基づき、約3万人分の受け

皿整備に対応する予算として、令和3年度補正予算（507億円）と令和4年度予算案（482億円）を合わせて、989億円を計上し、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援することとしている。

また、賃貸物件を活用した改修費等補助についても、引き続き実施することとしているが、保育所等整備交付金と同様に、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、補助基準額を改定することとした。市区町村におかれては、保育所等整備交付金、改修費等補助金を活用し、積極的な保育の受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

### （3）待機児童対策協議会について （関連資料5～6参照）

待機児童対策の一層の推進を図るため、平成30年から、保育所等の広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市区町村等と協議する場（待機児童対策協議会（以下「協議会」という。））の設置を促進している。

令和3年度においては、茨城県、兵庫県に協議会が新たに設置されたところであり、令和3年12月末時点で23都府県において設置されている。待機児童解消等の取組について、KPIやその達成時期を定め、進捗管理を行うことを通じて市区町村の取組を支援するため、協議会の積極的な設置をお願いしたい。

また、令和4年度予算案においても引き続き、協議会に参加する自治体を実施する待機児童の解消に向けた先駆的な取組を支援するための「新たな待機児童対策提案型事業」を計上しており、今後、各自治体からの提案募集を行う予定であるため、創意工夫のある先駆的な取組の提案をお願いしたい。

### （4）地域におけるミスマッチの解消について （関連資料7参照）

待機児童の解消に当たっては、保育所等の受け皿整備だけでなく、地域におけるミスマッチの解消も今後より一層重要となる。保育コンシェルジュによる保護者への「寄り添う支援」と、巡回バスによる自宅から遠距離にある保育所等への利用を可能にする支援について、事業の積極的な活用をお願いする。

### （5）短時間勤務の保育士の活用について （関連資料8参照）

短時間勤務の保育士の取扱いについては、「短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日付け子ども家庭局長通知）において、定数上の保育士については常勤の保育士をもって確保することが望まし

いという原則は維持しつつも、これまで各組・各グループには1名以上の常勤保育士を配置するよう求めていたところ、潜在保育士の保育現場への再就職等を促進する観点から、待機児童解消までの暫定措置として、不足する常勤の保育士数の範囲内で常勤の保育士1名に代えて短時間勤務の保育士2名をもって充てる取扱いを可能としている。

具体的な要件は同通知を確認いただき、必要に応じ積極的な活用を検討願いたい。また、今後の運用の改善等につなげるため、令和3年度中に、各市区町村における当該措置の適用状況などを把握することとしているため、その際は御協力願いたい。

## **(6) 保育施策と幼児教育施策の連携の推進について**

「新子育て安心プラン」では、幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育の推進等、地域のあらゆる子育て資源を活用し、待機児童対策に取り組むこととしている。

子ども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズに対応していくためには、保育所と幼稚園がそれぞれの役割・機能を最大限に活かしながら、保育施策担当部署と幼稚園施策担当部署がより一層連携し、必要な受け皿確保に取り組んでいくことが必要であると考えている。

各自治体におかれては、「幼稚園における預かり保育の実施」や「利用者への幼稚園に関する情報の提供・案内」、「小規模保育等の連携施設に幼稚園を設定」、「幼稚園と併設する小規模保育事業の利用定員上限の弾力化」など、幼稚園施策担当部署とのより一層の連携を図っていただき、多様な保育ニーズに対応するための受け皿確保をお願いする。

## **(7) 保育所等の居室面積の特例（地方分権関係）について**

**（関連資料9～10参照）**

保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって国が定める最低基準である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に「従うべき基準」とされているが、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。（令和5年3月31日まで）

本特例措置について、期限の延長を求める提案があり、現在特例を使用している自治体（大阪市）において、仮に現在の期限到来後に特例が使用できなくなった場合の特例を使用して入所している児童への影響

が大きいこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和7年3月31日まで延長することを「令和3年地方からの提案に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」により決定している。

今後当該措置の活用を検討する市区町村においては、当該措置が特例的な時限措置であることを踏まえ、終期である令和7年度末までに当該措置を使わず待機児童を解消できるよう、計画的な保育提供体制の構築をお願いします。

なお、必要な法令改正は今後行うこととしている。

## 2. 多様な保育ニーズへの対応について

### (1) 発達障害児などの受け入れ促進について（関連資料11参照）

発達障害のある児童を含め、保育所等において障害児を受け入れる際の加配保育士の人件費等については、地方交付税により措置しており、平成30年度には、障害児の受入れや保育士の配置の実態を踏まえ、地方交付税の総額を400億円程度から880億円程度に大幅に拡充するとともに、交付税の算定が個別算定方式（受入障害児数による算定）に変更されたところである。また、交付税の算定対象は障害の程度が軽度の障害児も対象とされている。こうした内容を踏まえ、障害のある児童に対する適切な保育が実施できるよう、保育所等に対する十分な財政支援を行っていただくようお願いする。

また、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」を実施しており、本調査研究事業において、いわゆる「気になる子」を含め、障害のある児童への保育内容等の実態把握を行っているところであり、取りまとまり次第、各自治体には共有することとしている。他自治体の取り組みも参考にして、障害児への保育内容の充実や、障害部局、母子保健部局、発達支援センターなどの関係機関との連携強化などに取り組んでいただきたい。

### (2) 病児保育事業の推進について（関連資料12参照）

病児保育事業については、令和3年度予算において、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、病児対応型及び病後児対応型について、基本単価の引上げ等の見直しを行ったところである。加えて、令和3年度補正予算においても、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシス

テムに係る導入費用を計上している。

病児保育事業の安定的な運営に当たっては、業務の効率化や周辺自治体との連携が必要と考えられるが、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「病児保育事業におけるICT化及び広域連携に関する取組状況等に関する調査研究」を実施し、令和3年7月に調査結果や好事例の取組を取りまとめた概要資料を各自治体に共有したところである。各自治体においては、こうした好事例の取組を参考にしつつ、ICT化の補助事業を積極的に活用しながら、病児保育事業の推進に取り組んでいただきたい。

なお、骨折等外傷のある児童の病児保育事業での受入れについては、今般事務連絡を発出し、外傷により集団保育が困難であり、実施要綱に規定する病児、病後児と同程度の状態であると認められる児童も支援の対象として差し支えないことを明確化したところである。ただし、外傷のある児童については、在籍している保育所等で保育を行うことが基本であることに留意をお願いする。

なお、病児保育事業を含め、各自治体より御提供いただいた、多様な保育及び障害児保育の実施状況については、今般、取りまとめのうえ公表したので、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

### **(3) 医療的ケア児の受入支援の強化について** (関連資料13参照)

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が令和3年9月18日に施行されたところであるが、各自治体におかれては、法の目的及び基本理念に基づき、引き続き保育所等における医療的ケア児への支援の推進に取り組んでいただくようお願いする。

また、令和3年9月15日付け事務連絡「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について」において、保育所等における医療的ケア児への支援を推進するための国の補助制度等について取りまとめており、各自治体における取組を進めるに当たり活用されたい。

なお、国の補助制度のうち「医療的ケア児保育支援事業」については、令和4年予算案において、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、看護師等を複数配置する場合の加算の創設を行うこととしている。また、本事業の対象施設は、保育所、認定こども園のほか、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所も含まれており、医療的ケアが必要な児童が、希望する施設・事業所において保育を受けることができるよう、本事業をより積極的に活用いただ

き、医療的ケア児の受入れを進めていただくようお願いする。

#### **(4) 保育所等における要支援児童等への対応の推進について**

**(関連資料14～16参照)**

虐待相談件数が右肩上がり増加していく中、要支援児童等を地域の中で支援していくことの重要性が増しているところ、保育所等を利用する要保護児童等やその保護者等への支援を行うため、令和2年度から「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を創設している。地域のいわゆる基幹保育所等において、保育士等が有する専門性を活かして保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員を配置することにより、保育所等における要支援児童等やその保護者等への対応、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図るとともに、地域の他の保育所への巡回支援等を行うこととしているため、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

また、保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要な支援を受けることが重要となっており、このため、一時預かり事業の利用を促進することが求められている。令和3年度補正予算においては、所得の低い世帯や、要支援児童等の支援が必要な児童がいる世帯等が一時預かり事業を利用した場合に、保護者が支払うべき利用者負担額を軽減する「一時預かり事業利用者負担軽減事業」を計上したので、本事業の活用を検討いただくとともに、実施する場合の保護者への周知をお願いしたい。

#### **(5) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について**

**(関連資料17参照)**

保育所等に対する公費助成については、令和3年1月25日に行われた社会保障審議会福祉部会において、「令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得る」こととされている。当該取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

### **3. 保育人材確保について**

#### **(1) 保育現場・職業の魅力向上を含む総合的な保育人材確保策の推**

## 進について

(関連資料18～23参照)

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するとともに、人口減少地域等も含めた全国すべての地域において保育の質を維持・向上していくため、処遇改善を着実に実施するほか、保育士資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進支援や保育の現場と職業の魅力向上に総合的に取り組んでいる。

地方自治体におかれては、国の各種事業を活用しつつ、関係者とも連携して、引き続き地域の保育人材確保対策に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

また、保育人材確保対策として既存の取組に加え、令和3年度補正予算及び令和4年度予算案に下記の事項を盛り込んでいる。

### 【令和3年度補正予算】

- ・ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の積み増し
- ・ 保育所等のICT化推進等事業

令和2年度に引き続き、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修を在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

### 【令和4年度予算案】

- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業  
事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る(令和4年度からの新規対象者については、9年から8年に対象期間を短縮)。

- ・ 保育体制強化事業

計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう補助要件の見直しを図る。具体的には、保育支援者を配置した月における保育士の数等の前年同月比較要件を廃止し、保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書の提出を要件とすることとしている。

各地方自治体においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進に御尽力いただきたい。また、保育人材

の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

## (2) 保育士等の業務負担の軽減・ICT化の支援について

保育士等が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境の整備が必要である。

魅力ある職場づくり、働きやすい職場環境の構築は、保育士の確保だけでなく、保育士が本来業務である保育に力を注ぐことが可能となるとともに、経験を重ねた保育士がキャリアに応じて保育現場で長く活躍することにもつながり、保育の質の確保・向上を図る上でも重要である。

国では、令和2年度に、業務改善の手順と取組例をまとめた、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」を作成した。令和3年度は、ガイドラインを活用した実践的な研修を行うとともに、業務改善の具体的な好事例を収集し、ガイドラインの別冊として取りまとめることとしている。

また、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ロボット・AI・ICT等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築に関する調査研究」（実施主体 野村総合研究所）の調査研究報告書においては、ICT等を活用した保育所等におけるモデル事業の事例を紹介しているので参考にされたい。

地方自治体におかれては、上記のほか、以下に掲げる国の事業等を活用しつつ、保育士等の業務負担の軽減、働きやすい環境の整備に積極的に取り組んでいただきたい。

- ・ 保育所等のICT化推進等事業（保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入）
- ・ 保育補助者雇上強化事業（保育補助者の雇上げ）
- ・ 保育体制強化事業（保育支援者の配置）
- ・ 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業（保育士働き方改革支援コンサルタントの配置、魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナーの実施等）
- ・ 保育士・保育の現場の魅力発信事業（保育士の相談窓口の設置）

## (3) 保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備について

本研修については、処遇改善等加算Ⅱの加算要件となっており、研修修了要件の適用時期について、副主任保育士等については令和5年度(令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げ)末までに、職務分野別リーダーについては令和6年度末までに、それぞれ研修を終了していなければならない。

都道府県におかれては、各地域の状況を把握した上で、研修修了要件の適用時期を踏まえ、研修を受ける機会が確保されないことにより処遇改善等加算Ⅱの加算対象外となる施設が生じることのないよう、令和8年度までの各年度における研修必要量、研修実施量を適切に見込み、計画的に研修実施体制の整備を図っていただきたい。

また、地理的な要因や、新型コロナウイルス感染症の流行により、集合型研修のみでは、十分な研修機会の確保が困難となる場合が想定されることから、eラーニングによる研修の実施について、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合わせることで1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことが可能である。都道府県におかれては、当該代替措置についても活用を図っていただきたい。

#### (4) 児童へのわいせつ行為の防止や保育士の資格管理の厳格化について

児童の保育を行うことを業としている保育士が、児童に対してわいせつ行為を行うことは、絶対にあってはならないものである。

現行規定では、こうした児童へのわいせつ行為により禁錮以上の刑に処された場合や、児童福祉関係法律の規定により罰金以上の刑に処された場合は欠格事由に該当するほか、当該行為が保育士としての信用を失墜させると判断される場合は保育士の登録取消しとなる。

こうした事実を確実に把握するため、保育士の資格管理に当たっては、

- ・ 保育所を設置する事業者等が、欠格事由に該当するおそれのある保育士を把握した場合に、当該保育士の情報を都道府県へ報告すること
- ・ 都道府県知事が保育士の本籍地の市区町村に対して犯歴情報の照会を行い、欠格事由に該当すること等を確認すること

としているところであり、各都道府県におかれては、こうした取組の徹

底により、欠格事由に該当する保育士の登録取消しを確実に実施していただくようお願いする。

また、わいせつ行為を未然に防止し、自分が知らない間に被害者となっていることがないように、児童に対してわかりやすい形で啓発を行うことも重要である。このため、令和3年4月に内閣府と文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等の活用について、保育所等に対する周知をお願いする。

幼稚園教諭や保育教諭を含む教員については、令和3年通常国会で可決・成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「教員議員立法」という。）」等により、資格管理の厳格化を行うこととしている。保育士についても、教員と同様に、児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、資格管理の厳格化を行っていくこととし、本通常国会に法案を提出したところ。

さらに、政府として、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進めていくこととしている。

## 4. 保育所等における保育の質の確保・向上について

### （1）保育実践充実推進のための中央セミナーについて

地域や保育所等における保育の実践上の諸課題や保育の質の向上に向けた様々な取組とその成果等について、情報共有や協議を行うための「令和3年度 保育実践充実推進のための中央セミナー」を、令和3年12月9日・10日の2日間にわたりオンラインで開催した。本セミナーは、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論の取りまとめ（令和2年6月26日）において、保育の質の確保・向上に向けて「地域の取組と全国的な取組の連動」「関係者間で情報共有や意見交換を行う場・機会をつくること」の重要性が示されたことなどを踏まえ、地域で保育所等への保育内容等に関する指導・支援を担当する者（都道府県・市区町村の保育所所管部局職員、保育所施設長、指定保育士養成施設教員等）を対象に行うもので、昨年度（令和3年3月5日）に続き今年度は2回目の開催となった。第2回では、全体会プログラムの一部として、幼児教育と小学校教育の接続に関するシンポジウムを、文部科学省幼児教育理解推進事業（中央協議会）との合同企画として行った。

本セミナーは、令和4年度も、本年12月上旬を目途に第3回の開催を予定している。各自治体におかれては、保育所等へ保育内容に関する指

導・支援を担当する職員や保育の質向上に係る取組(研修の企画・運営、公開保育の実施等)の中核を担う保育関係者等に対し、本セミナーの周知と参加の検討を呼びかけていただきたい。また、各地域の先進的な取組等について、本セミナーを通じて全国に共有・展開していきたいと考えているので、厚生労働省による情報収集に引き続き御協力をお願いしたい。

## (2) 保育内容等の自己評価について (関連資料24~25参照)

保育所保育指針に基づく保育士等及び保育所による保育内容等の自己評価については、平成29年の保育所保育指針改定において「評価を踏まえた計画の改善」が新たに明示されたこと等を踏まえ、「保育所における自己評価ガイドライン」を令和2年3月に改訂した。同時に、保育の現場に協力を得て収集した事例や意見をもとに、自己評価の実施に際してのより具体的な留意事項や工夫の例を示した「『保育所をもっと楽しく』保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」も作成した。

保育所の自己評価については、その結果の公表に努めることが求められているが(保育所保育指針第1章3(4)イ(ア))、平成30年10月に実施した実態調査では、回答の得られた保育所(2098ヶ所)のうち「自己評価の結果を公表していない」と回答した保育所が約6割(1272ヶ所)にのぼるなど、公表が進んでいない。令和3年に開催された「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の議論の取りまとめ(令和3年12月20日)においても、「自己評価(関係者の関与を含む)、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。」とされており、令和4年度に、国としても実態把握のための取組等を進めていくことを予定している。各自治体におかれても、結果の公表を含めた保育所における評価に関する取組の一層の促進に向けて、改訂版ガイドライン及びハンドブックの周知及び各保育所への指導・支援をお願いしたい。

## (3) 第三者評価事業について

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項において、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と

定められており、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

保育所における第三者評価事業については、令和2年4月に改定された保育所版第三者評価基準ガイドライン等により行われており、また、児童福祉法上において、第三者評価受審が努力義務とされているほか、公定価格における第三者評価受審加算などにより第三者評価の受審促進を図ってきたが、受審率は例年低い水準で推移している。令和3年に開催された「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の議論の取りまとめ（令和3年12月20日）においても、「自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。」とされており、令和4年度に、国としても実態把握の取組等を進める予定である。

各自治体におかれては、まずは引き続き、関係者への第三者評価に関する周知とともに、保育所等の受審促進について、更なる御協力をお願いしたい。

#### （４） 幼保小連携について

（関連資料26参照）

平成29年に改定された保育所保育指針は、保育所が幼児教育の一翼を担う施設であることを踏まえ、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領との一層の整合性が図られている。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもたちが施設類型や地域、家庭状況等を問わず、小学校就学前に、生活や学びの基盤を育む質の高い教育を受けることができるようにしていくことが重要である。こうした認識の下、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において議論がなされ、目指す方向性として、（１）「社会に開かれた幼児教育カリキュラム」の実現に向けた、幼児教育の質に関する認識の共有（２）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの開発・実践、（３）全ての幼児のウェルビーイングを高めるカリキュラムの実現、（４）幼児教育推進体制等の全国展開による、幼児教育の質の保障と専門性の向上、（５）地域における幼児教育施設の役割の認識と関係機関との連携・協働等が示されている。

今後3か年程度を念頭に、文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プロ

グラム事業」を活用したモデル地域における先進事例の開発・実践と、全国的な架け橋期の教育の充実を並行して集中的に推進していくこととしている。「幼保小の架け橋プログラム事業」では、0～18歳の学びの連続性にも配慮して5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラム開発・実践とその検証を行うこととしており、モデル地域における架け橋期のカリキュラム開発のイメージやモデル地域における体制のイメージなどが示されているところである。

## 5. 中長期的な今後の保育政策について

### (1) 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめについて (関連資料27参照)

子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における今後の保育所や保育士等の在り方について中長期的な視点に立って検討するため、令和3年5月以降8回にわたり、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催し、令和3年12月に取りまとめの公表を行った。

本取りまとめにおいては、

- 国の保育政策の大きな柱として、人口減少地域での保育の確保と社会インフラとしての維持を位置づけるべきであること
- 特に未就園児の養育家庭等への子育て支援における保育所・保育士の役割発揮が期待されること
- 個々の保育所の強みや体制等を踏まえ、他の子育て支援関係機関との役割分担を明らかにしつつ、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備が必要であること
- 子育て負担軽減目的での一時預かり、障害児、外国籍の児童等への対応といった多様な保育ニーズへの対応を促進すること
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を担うことができるようにするなど、他機関等と連携・協働しつつ多機能化を進めること
- これらの実現のための保育士の確保・資質向上等のため、保育士の職業としての魅力発信、保育・子育てニーズに対応できる研修実施や機会の確保、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うべきこと

などが提言されている。

本取りまとめを受けて、必要な対応を検討し、着実に取組を進めていくことができるよう、各自治体においても御協力願いたい。

## (2) 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめ等を踏まえた今後の対応や見直しについて

(関連資料28参照)

本検討会での議論等を踏まえた今後の予定としては、児童発達支援及び保育所の人員基準を改正し、保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とすることについて、令和4年夏頃の公布・施行を予定しているところである。運用上の留意点等については、追って周知する予定であるが、春頃にお示しするパブリックコメントなども参考に、必要に応じて条例改正の準備などをお願いしたい。

また、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において人口減少地域における保育の提供に関する調査研究を実施しており、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにし、その調査結果等を取りまとめ、各自治体に周知することとしている。各自治体におかれては、本調査結果等を参考に、今後の人口減少下における保育政策の在り方について改めて検討いただきたい。

その他、本検討会の取りまとめにおいて、配慮が必要な児童への支援に当たり、他の専門機関や専門職等と連携して支援ができるよう取り組むことや、求められるニーズに応じた職員を適切に配置することができるような柔軟な仕組みとすることが必要であるとされていること等も踏まえ、現在乳児が4人以上在籍している保育所に限り、看護師等を1名に限り保育士としてみなすことができることとしているところ、より多くの保育所で看護師等の配置が促進されるよう、乳児の人数制限を撤廃することを検討している。看護師等を配置する場合の要件、留意事項等について整理し、夏頃にも具体的な改正内容についてパブリックコメントなどでお示しする予定である。

## (3) 人口減少地域等で活用が見込まれる施策等について

(関連資料29参照)

公私連携保育所については、保育所の設置・運営を民間に委託しつつも、市区町村の関与を一定維持するものであり、公立保育所の民営化を進める必要があると判断される場合に、市区町村が地域における保育の提供というインフラ的な役割を担い続けることができることから、市区町村が保育提供体制を構築するに当たっての選択肢の一つとして、各地域の実情に応じて活用いただきたい。

社会福祉連携推進法人については、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組を担う新たな法人制度として令和4年4月より創設されるものであり、制度の概要等について、「社会福祉連携推進法人の認定等について」の周知について（依頼）」（令和3年12月27日付け事務連絡）においてお示ししているため、適宜参照されたい。

本制度は、法人間の連携による人材確保や効率的な研修の実施等を効果的に実施することも可能な仕組みと考えられるものであり、国としても随時情報提供等を行っていきたいと考えているところ、各自治体においても、管内の私立保育所等を中心に周知いただきたい。

#### （４）児童福祉法等の一部を改正する法律案（保育に関するものに限る）について （関連資料30参照）

※今国会に提出予定の内容であり、今後内容に修正が入る可能性がある。

##### ①保育所による地域子育て支援機能の強化

核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、子育て世帯、特に保育所等を利用していない、いわゆる未就園児を養育する子育て世帯が、子育てに関する悩みについて気軽に相談できる場の確保がより一層必要となっており、令和3年に開催した「地域における保育所・保育士の在り方に関する検討会」においても、保育所等がこうした相談支援も含めた地域における子育て支援を担っていく重要性が指摘されたところである。こうした状況等を踏まえ、各地域における子育て世帯にとって心理的にも物理的にも身近な環境において、気軽に子育て等に関する相談・助言を行うため、保育所などの既存の地域子育て機関又は事業の一部がいわゆる「かかりつけ相談機関」として役割を果たすための環境を、市町村が整備に努めなければならないこととする。

また、同様の観点から、これまで努力義務としていた保育所の地域住民に対する保育に関する情報提供について義務化することとする。

そのほか、特に未就園児の割合が高い0～2歳児において虐待死亡事例が多く報告されているところ、こうした家庭については、子育てについて誰にも相談できずに課題を抱えていることなども考えられるため、前述の「かかりつけ相談機関」の整備に加え、一時預かり事業をはじめとする子育て支援事業が子育て負担の軽減（いわゆるレスパイト・リフレッシュ）目的で気軽に利用できるようにすることが効果的と考えている。虐待の未然防止等の観点も含め、こうした家庭への支援の観点から、令和3年度補正予算において、低所得向けの利用料負担軽減の措置を行

うとともに、児童福祉法上の一時預かり事業の定義規定を見直し、子育て負担の軽減目的の利用が当該事業に含まれることを明確化することなどにより、一層の利用促進を進めていく。

各市区町村は、法律上の見直しにかかわらず、現行法でも子育て負担の軽減目的の一時預かり事業の利用は可能であることを改めて確認のうえ、その利用が促進されるよう、事業実施方法の見直しなどを検討・実施されるようお願いしたい。

## ②児童へわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化

児童と接する業務に従事する者が、児童に対してわいせつ行為を行い、いったん当該業務に係る免許の失効・取上げや資格の登録の取消等を受けた後、一定期間後に再度児童と接する業務に従事することにより、わいせつ行為を繰り返す事案が発生していること等を背景に、令和3年5月に、児童へわいせつ行為を行い免許状が失効した教育職員等の情報が登録されたデータベースの構築等を行うことや、当該者の免許の再授与にあたって裁量をもたせること等を内容とする教員議員立法が成立したところ。

当該教員議員立法の附則として、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加えることなどの規定が盛り込まれているほか、参議院及び衆議院文教科学委員会の附帯決議において、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った保育士の実態把握を進めるとともに、早期に保育士資格についても、議員立法における教育職員に関する仕組みと同様の仕組みを検討することとされている。

上記の状況を踏まえ、「地域における保育所・保育士の在り方に検討会」での議論も踏まえ、教員と同様、児童へわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を内容とする改正を行うこととする。具体的な内容は以下のとおり。

- ・ 保育士の欠格事由に係る登録禁止期間を禁錮以上の刑に処せられた場合に無期限、それ以外の場合には3年とすること
- ・ 保育士の取消事由に児童へわいせつ行為を行った場合を追加し、児童へわいせつ行為を行ったことにより保育士登録を取り消された者については、保育士資格の再登録の際に審査を行う仕組みを導入すること
- ・ 児童へわいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースを整備し、雇用主が保育士の雇用の際に当該情報を活用できるようにすること 等

今後の保育士の具体的な資格管理の在り方等については、法改正の内

容を踏まえてお示ししていくことを考えているところ、保育士の資格管理を行う都道府県を中心に、各種の調査依頼等に御協力いただくことをお願いするため、御承知おき願いたい。

## 6. 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

### (1) 臨時休園等の状況及び新型コロナウイルス対応の考え方

(関連資料31～32参照)

#### ① 保育所等における臨時休園等の状況

保育所等における新型コロナウイルスの感染状況及び感染者の発生状況及び全面休園の状況については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十三報）（令和4年2月15日）以下「Q&A第十三報」という。」（令和4年2月15日付け事務連絡）において、各自治体から厚生労働省に対して報告するよう要請している。

同事務連絡に基づき、令和4年2月17日14時までに厚生労働省に対して報告がなされたものを集計したところ、2月17日14時時点で臨時休園を行っている保育所等は759箇所となっている。

引き続き、保育所等における臨時休園等の状況の迅速な把握に御協力いただきたい。

#### ② 保育所等における新型コロナウイルス対応の考え方

保育所等における新型コロナウイルス対応の考え方についてはQ&A第十三報においてお示ししている。

保育所等については、感染拡大状況下においても、社会機能維持のために事業の継続が求められる事業者として位置付けられているところであり、引き続き、感染予防策に最大限配慮しつつ、原則開所いただくとともに、地域で感染拡大がみられる場合には、一時預かり事業の特例措置を活用することも含めた代替保育の確保や保育士確保、配置基準の柔軟な運用などにより保育提供体制を確保していただくようお願いする。その際には、新型コロナウイルス感染症補助金等を活用し、代替要員や自費検査などの支援を積極的に行っていただくことで、必要な方に対する保育が継続して実施されるようお願いしたい。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページに掲載しているため、御参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

その他、認可外保育施設についても、社会的機能維持のために事業の継続が求められる事業者に該当しうることから、同様に上記Q&Aや最新の情報を参照いただきながらご対応をお願いしたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

### ③ オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

オミクロン株は、デルタ株に比べて感染拡大のスピードが極めて速いとされており、また、児童が感染しやすくなっていることから、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化する必要がある。

具体的には、Q&A第十三報の問20以降の取扱いを参照いただくようお願いしたい。

なお、幼児へのマスク着用については、オミクロン株の特徴を踏まえて一時的な取扱いとして示しているものであり、無理のない範囲で、かつ、マスクの着用が可能と判断される児童にのみ奨めることとし、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることがないように慎重に取扱いがなされるように運用していただくようお願いする。

### ④ ワクチンの追加接種の速やかな実施体制の構築

新型コロナワクチンのオミクロン株に対する発症予防効果及び入院予防効果については、追加接種により回復することが示されており、児童への感染が広まっている中で、保育所等の職員への追加接種の実施体制の構築を進めていくことが重要である。

政府としても、保育所等の職員への追加接種を優先的に進めていくこととしていることから、厚生労働省としても、市区町村の衛生部局にも働きかけを行っているところであり、各市区町村の保育担当部局におかれては、衛生部局とも連携していただきながら、追加接種を希望する保育所等の職員が速やかに接種を受けられるような体制を構築していただくようお願いする。

全国の追加接種を希望する保育所等の職員が一日も早く接種を受けられるよう、今後も各市区町村に状況の確認等をお願いする予定であるため、御承知おきいただくようお願いする。

## (2) 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について (関連資料33参照)

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の支援として、令和2年度の累次の補正予算に続き、令和3年度補正予算におい

ても、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な超過勤務手当や特別勤務手当などのかかり増し経費のほか、感染防止を図るために必要なマスク・消毒液などの衛生用品の購入等の経費について補助を行うこととしている。

また、本事業については、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている職員の方々に対する支援として、超過勤務手当や特別勤務手当などの「かかり増し経費」に積極的に御活用いただくよう、市町村や保育所等への助言・指導をお願いする。また、保育所等において保育を継続的に実施するために必要な経費として、具体的に、

- ・ 保育所等において代替職員の確保に必要な経費
- ・ 行政検査の対象とならず、やむを得ず保育所等の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費
- ・ 地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、7日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費
- ・ 職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で施設が医療用抗原検査キットを購入する経費（自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。）
- ・ その他自治体が保育の継続に必要な経費として認めるもの（他の補助制度の活用ができないもの）

などについて補助対象としており、活用されたい。

加えて、令和3年度補正予算及び令和4年度予算案においては、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）等に必要な経費について補助を行うこととしたので、積極的に活用されたい。

なお、令和3年度補正予算に係る補助事業の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援の対象となるので、各自治体においては、必要とする全ての保育所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

そのほか、地域子ども・子育て支援事業を行う事業所についても、令和3年度補正予算（内閣府計上）において、同様の支援を行っているため、活用いただきたい。

## **7. 認可外保育施設の質の確保・向上について**

**（関連資料34～41参照）**

認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化の施行後5年間

(令和6年9月末まで)は、経過措置として、指導監督基準を満たさない施設であっても無償化の対象となっている。

この経過措置については、無償化に係る改正法附則において、法施行後2年後を目途に、認可外保育施設の無償化の実施状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が定められている。これを踏まえ、現在、国において、地方自治体の御意見も伺いながら検討を進めており、今年度末を目途に検討結果をとりまとめる予定である。

検討結果がとりまとめ次第、各地方公共団体にも周知するが、いずれにしても、この経過措置が終了する際に現場で混乱が生じないように、指導監督基準への適合など質の維持・向上を確実に図っていく必要がある。

令和4年度予算案においては、

- ・ 認可保育所等への移行を希望する施設に対する運営費や改修費等の補助
- ・ 指導監督基準の内容の説明や事故防止に向けた助言等を行う巡回支援指導員の配置支援

等に係る経費を引き続き計上するとともに、上記の検討を踏まえ、認可外保育施設改修費等支援事業について、認可保育所を目指さない施設についても一定の条件の下で時限的に補助の対象とすることや、保育士資格取得支援事業について、指導監督基準を満たしていない施設についても一定の条件の下で時限的に補助の対象とすることなどを盛り込んでいる。詳細については関連資料でご確認いただきたい。

あわせて、現在、都道府県等の職員や、認可外保育施設で働く職員に向けた指導監督基準等の解説資料や、改善勧告等の事例集の作成を行っているところであり、成果物については追ってお知らせする。

また、調査によると、本経過措置について認識していない施設運営者も約2割強存在することから、まずは指導監督基準に適合していない施設については、本経過措置の終了後は無償化の対象外となることについて十分に周知いただき、指導監督基準への適合を促すとともに、巡回支援指導を確実に立入調査につなげるなど、更なる指導・支援の徹底をお願いする。

巡回支援指導員については、主に事故防止等の助言・指導のために配置されているケースが多いが、一定の条件の下で立入調査に関与することも可能であり、国としても実施要綱上、そのことを明確化していくこととしている。なお、巡回支援指導員の活用に当たっては、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に共有するとともに、巡回により問題のあると考えられる認可外保育施設について優先

的に立入調査を実施すること等により、より効率的な監査の実施につなげる取組事例もあり、こうした活用事例についても今後お示ししていきたい。また、各施設のうち指導監督基準が不適合と判断された項目の中でも、施設及びサービスに関する内容の提示が十分になされていない等、立入調査後のフォローとしての人的支援を充実させることにより適合となりうる項目も多いことから、各都道府県等におかれては本事業を積極的に活用することにより巡回支援指導員を配置し、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、立入調査等の効果的な実施をお願いしたい。

そのほか、令和3年3月の子どもの預かりサービスマッチングサイトに係るガイドラインの改正において、保育者がマッチングサイトに登録するに当たり、都道府県等への届出確認の徹底を図ることとしたところである。各都道府県等におかれては、保育者からマッチングサイト事業者へ提出するための届出を証明する書類等を求められた場合は、これは必ずしも「届出証明書」等の書類を新たに発行する必要はなく、例えば、届出書類に受領した証を付したものの写し等でも差し支えないため、対応をお願いしたい。

## **8. 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ） の活用について** **（関連資料42参照）**

幼児教育・保育の無償化に当たり、保育所や認可外保育施設の情報を掲載した子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）を令和2年9月末より運用している（（独）福祉医療機構において運営）。このシステムの活用により、利用者が、認可外保育施設の指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧することが可能となっているほか、市町村が、都道府県等有する認可外保育施設等の情報を確認することも可能となっているので、以下のとおり、本システムの積極的な活用をお願いしたい。

### **① 情報の網羅的な登録及び定期的な更新について**

本システムは多くの自治体ですでに活用いただいているところであるが、一部自治体においては活用いただけないケースもあるほか、活用いただいている自治体においても情報が入力されていない、情報量が少ない、最新の情報が更新されていない等、システムを利用する保護者よりご意見が寄せられるケースがある。情報が網羅的であり、かつ最新の情報であることにより、本システムの利便性が発揮され、利用者の施設選択に資するものとなることから、未だ本システムを活用されていない自治体にお

かれては積極的な活用をお願いするとともに、活用の際は、登録情報は速やかに公表いただき、情報の定期的な更新により最新情報の提供に努めていただくようお願いする。

② バナーやリンク設定等による一般利用者への積極的な周知について  
一般利用者への周知については、(独)福祉医療機構におけるWAMNET等を通じて行っているところであるが、未だ一般に十分に認知されているとは言い難いことから、各自治体のホームページ等へバナーやリンクの設定をしていただき、利用者への積極的なシステムの周知をお願いする。

## 9. 保育事故防止対策の推進について

### (1) 保育所等における事故防止の取組について

保育所等における事故防止の取組については、平成28年3月末に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき実施していただいている。

また、死亡事故等における事後の検証については、平成28年3月末に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき実施していただいている。

各都道府県におかれては、管内市区町村を通じて、各施設・事業者に対してこれらの内容について改めて周知徹底をお願いするとともに、窒息や溺水などの不慮の事故から子どもを守る観点から、消費者庁への事故報告の徹底や、消費者庁の「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」等の情報に留意するようお願いしたい。

なお、保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合には指導監督権限を有する自治体への報告、自治体から国への報告を求めているところであるが、認可外保育施設についても同様であり、改めて事故報告の仕組みについて周知をお願いしたい。

平成30年11月には、総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があり、保育施設等における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があった。

これを受け、指導監督における調査内容に事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施すること等について、指導監督基準等の改正を行い明示するとともに、立入調査の際の調査内容として位置づけた。また、事故発生時の都道府県等への報告状況についても、調査内容として位置づけたところであるが、その確認に当たっては、保険給付の

請求に係る資料を確認することで、事故発生時の報告状況を把握する方法も考えられるため、参照されたい。

また、同勧告において、保育施設等における食物アレルギーに係る事故の発生及び再発の防止を図る観点から、地方公共団体におけるアレルギー事故情報の収集・活用の実態等を把握し、地方公共団体に報告することを含めた関わり方について検討することとされた。

この点については、平成31年4月に改訂を行った「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」において、地方公共団体の役割として、

- ① 地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握や、地域の関係者による情報共有・協議等を通じて、地域全体として連携体制を構築し、地域におけるアレルギー疾患対策の質の向上を図ること
- ② 地域の関係機関等の連携の下、積極的に各保育所におけるアレルギー疾患対策への支援を行うこと

を求めており、地域型保育事業所や認可外保育施設についても地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握を行うなど、積極的な取組をお願いしたい。

事故防止対策に関する予算としては、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を実施するための費用の一部を補助する事業を行っており、各地方自治体におかれては、本事業を活用し巡回支援指導員を積極的に配置するようお願いしたい。

なお、巡回支援指導員については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

また、令和4年度予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上するとともに、令和3年度補正予算において、認可外保育施設における保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

### 【関連通知等】

※ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(施設・事業者向け)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf)

(自治体向け)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline2.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline2.pdf)

(事故発生時対応)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline3.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf)

※ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について (事務連絡)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline.pdf>

※ 有識者会議 年次報告 (令和3年)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/houkoku/jiko\\_houkoku-r03.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/houkoku/jiko_houkoku-r03.pdf)

※ 総務省 「子育て支援に関する行政評価・監視」に関する詳細

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000583885.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000583885.pdf)

※ 消費者庁 子どもを事故から守る！事故防止ポータル

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/)

※ 消費者庁 「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_047/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/)

## (2) 保育所における事故防止・安全管理の徹底について

(関連資料43参照)

保育所で預かる児童の所在確認を適切に行っていなかった結果として

死亡につながった事案が発生するなど、保育所における事故防止対策の不徹底は児童の生命に関わることであるため、確実に取組を行うことが不可欠である。

保育所については、(1)に示すとおり、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費を受ける教育・保育施設としての取り扱われることに加え、児童福祉法に基づく児童福祉施設であることから、保育所保育指針に規定される事故防止及び安全対策の項目(第3章3の(2))や保育所保育指針の解説を御参照いただくなどにより各保育所の事故防止・安全管理の徹底に向けて指導いただくようお願いしたい。

### (3) キッズゾーンの設置を含む交通安全対策について

(関連資料44参照)

保育所等の交通安全対策について、令和元年6月18日に取りまとめられた「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」に基づき、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準じたキッズ・ゾーンを令和元年11月に創設しており、各自治体において設置を進めてきていただいている。

子どもが被害者となる交通事故を防止するため、キッズ・ゾーンを含めた交通安全対策について、道路管理者や、都道府県警察とも連携しながら引き続き、取り組んでいただきたい。なお、保育対策総合支援事業費補助金の保育体制強化事業において、園外活動時の見守りを行うキッズ・ガードを配置するための補助も行っており、本事業についても活用いただきたい。

## 10. 保育所の指導監査の実施について

保育所を含む、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされているが、地方分権改革に関する提案が寄せられたこと及び新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められていることから、「児童福祉施設等の感染防止・指導監査の在り方に関する研究会」を開催し、令和4年1月31日に報告書を公表し、2月15日に児童部会にも報告した。これを踏まえた取扱い等については、追ってお知らせする予定であるが、この見直しをもって、直ちに書面による指導監査で足りるとするものではなく、前述の研究会においても、実地による監査が原則であり、書面による監査とできる場合は直近の監査において大きな問題が確認されていない場合などに限定するべきと指摘されていることも踏まえた運用となる見込みである点御

承知おきいただきたい。

なお、一部の都道府県等においては、実地検査の実施率が必ずしも高いと言えない状況であることから、「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」（令和2年7月3日）などによる取組例なども参照していただき、実地検査を実施していただくようお願いしたい。

## 11. 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について (関連資料45参照)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、保育分野の関係では関連資料〇のとおり決定されている。（このうち、保育所等の居室面積の特例については、1.（7）に記載するとおり。）

## 12. 令和3年度補正予算及び令和4年度予算案について (関連資料46参照)

### ① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

「新子育て安心プラン」に基づき、できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応するため、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

ア 保育の受け皿整備 482億円（602億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

#### 【令和3年度補正予算】

○「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 467億円  
「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備 1.5億円  
新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。

○保育所等の耐災害性強化 39億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

《令和4年度予算案の主な内容》

○保育所等整備交付金【拡充】

「新子育て安心プラン」に参加するなど一定の要件を満たす自治体について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。

○保育所等改修費等支援事業【運用改善】

「新子育て安心プラン」に参加するなど一定の要件を満たす自治体について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施する。

また、資材費等の動向を踏まえて、補助基準額を改定する。

イ 保育人材確保のための総合的な対策 284億円（191億円）

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

【令和3年度補正予算】

○保育所等におけるICT化推進等事業 18億円

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業 31億円

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

《令和4年度予算案の主な内容》

○保育体制強化事業【運用改善】

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

○保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】

事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（9年→8年）を行う。

※ 令和5年度以降も、引き続き段階的な見直しを行い、令和7年度以降は対象期間を5年とする予定

ウ 多様な保育の充実 111億円(110億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形で保育の実施を支援する。

【令和3年度補正予算】

○保育所等における感染拡大防止対策に係る支援 113億円

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備等 2.0億円

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修や設備の整備等に必要な経費を支援する。

《令和4年度予算案の主な内容》

○医療的ケア児保育支援業【拡充】

計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

○保育環境改善等事業【拡充・運用改善】

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を新規で追加する。

また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フ

ローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を新規で追加するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

エ 認可外保育施設の質の確保・向上 15億円(20億円)

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う

《令和4年度予算案の主な内容》

○認可外保育施設改修費等支援事業・保育士資格取得支援事業

【拡充】

認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、支援対象の拡充を行う。

## ② 子ども・子育て支援新制度の推進 ※厚労省及び内閣府予算

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、全ての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

【令和3年度補正予算】

○教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ 781億円

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から実施する。

※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

《令和4年度予算案の主な内容》

○子どものための教育・保育給付

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てること  
ができるよう柔軟な運用を認める。

### 13. 地域子ども・子育て支援事業にかかる令和3年度補正予算について

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援について（内閣府計上）（関連資料47参照）

地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策の支援として、令和2年度の累次の補正予算に続き、令和3年度補正予算においても、地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修や設備の整備等に必要な経費を支援する。

なお、令和3年度補正予算にかかる補助事業の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各自治体においては、支援を必要とするすべての事業所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

#### (2) 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業について

（内閣府計上）（関連資料48参照）

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る。

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用や、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等が補助の対象となるため、ご活用いただきたい。

### 14. その他

#### (1) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置について

（関連資料53参照）

令和3年度税制改正において、国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の

施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととした。

## (2) 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について

(関連資料54参照)

令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料を非課税とすることとし、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用している。

この非課税措置について、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育従事者を雇用している場合に限る。)において雇用される保育に従事する者(都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師若しくは准看護師の資格を有する者を除く。)について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了したものであるとみなして、非課税措置の対象となる基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意されたい。また、各都道府県等におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に留意しつつ、研修機会を確保できるよう努めていただきたい。

## (3) 保育所の耐震化の促進について

### ① 耐震化の状況

保育所の耐震化については、全国的な取組状況をみると、平成30年3月31日現在の保育所の耐震化率は、90.4%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体の取組により、ほぼ全ての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が70%程度に留まっている自治体まで大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育所の耐震化率は87.3%、私立保育所の耐震化率は91.9%と差が生じている。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において、社会福祉施設の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めて

いくことが喫緊の課題となっていることから、各都道府県におかれては、管内市区町村に対して下記②に記載した情報を提供いただき、公立・私立ともに保育所の耐震化の促進に努められたい。

## ② 耐震化工事について

### ア 耐震化のための整備について

私立保育所の施設整備については、保育所等整備交付金により財政支援を行っているところであるが、耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し、国庫補助を行っているところであり、各自治体におかれては、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育所の施設整備については、平成18年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各自治体において積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。

これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとしているので、あわせてご活用いただきたい。なお、当該措置は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に併せて令和7年度までとされたため、耐震化に向けた早期の取組をお願いする。

### イ 耐震診断について

耐震診断が必要な昭和56年以前の保育所について、耐震診断の実施率は全国で76.6%となっているが、実施状況の詳細をみると、診断がほぼ完了している自治体から3割未満の自治体まで、自治体間で顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、まずは耐震診断を行うことが重要であり、特に耐震診断実施率の低い自治体におかれては、耐震診断の早期実施をお願いする。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」により国庫補助を受給することが可能であるので、各自治体におかれては、迅速かつ積極的な対応をお願いする。

#### (4) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について

(関連資料29参照)

今年度において、次のような調査研究事業を実施しており、現在の状況及び今後の見通しについてはそれぞれ以下のとおりである。

##### ① 人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究事業について

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における人口減少地域における保育の提供に関する調査研究に引き続き、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにするもの。年度内に報告書を取りまとめ、各自治体に周知することとしている。

##### ② 保育所等における子育て支援の在り方について（保育所等における保育実践の充実に関する調査業務）

平成30年5月より約2年間にわたり開催された「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月26日）において、「保護者に対する子育て支援」が今後検討すべき事業のひとつとして示された。保育士等と保護者が日々のやり取り等を通じて子どもや保育について理解や情報を共有することは、保護者が安心感を得ることと、保育士等が子どもについて理解を深め、保育実践の充実を図ることにつながると考えられる。

このことを踏まえ、現在、各保育所等において、保育の現場としての特性を生かし、各々の状況に即してより効果的な子育て支援が行われることに資するよう、保育所等、保護者及び市区町村の保育所所管部局を対象に、個別的な支援を必要とする保護者への支援を中心とした保育所等の子育て支援に関する実態調査を実施中である。この調査結果を踏まえ、令和3年度内に、保育所等職員及び自治体担当者向けのマニュアル案作成に向けた論点を整理し、報告書として取りまとめることとしている。

#### (5) 感染症ガイドラインの一部改訂について

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月策定、平成24年11月第1回改訂、平成30年3月第2回改訂）を踏まえ実施されているところ、第2回改訂からこの間の関係法令改正等を受けて、学識経験者、実務者等による検討会において見直しを行い、令和3年8月に一部改訂した（なお、一部改訂後に改訂内容に関する修正・情報更新があったため、同年10

月、11月に一部訂正を行った)。今般一部改訂した事項は以下の4点である。

①定期予防接種の対象疾病へのロタウイルス感染症追加

(予防接種法施行令及び施行規則等の改正 令和2年10月)

②児童福祉施設における職員に対する麻しん・風しんの予防接種勧奨規定追加

(麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正 平成31年4月19日)

(風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正 平成29年12月21日)

③新型コロナウイルス感染症の流行(コラム欄の新規作成)

④塩素系消毒薬の新規薬事承認

(別添2「保育所における消毒の種類と方法」等に亜塩素酸水を追記)

各自治体におかれては、乳幼児期の特性を踏まえた保育所における感染症対策の更なる促進に向けて、標記ガイドラインの周知に御協力を願います。

# 待機児童解消に向けた取組の状況について

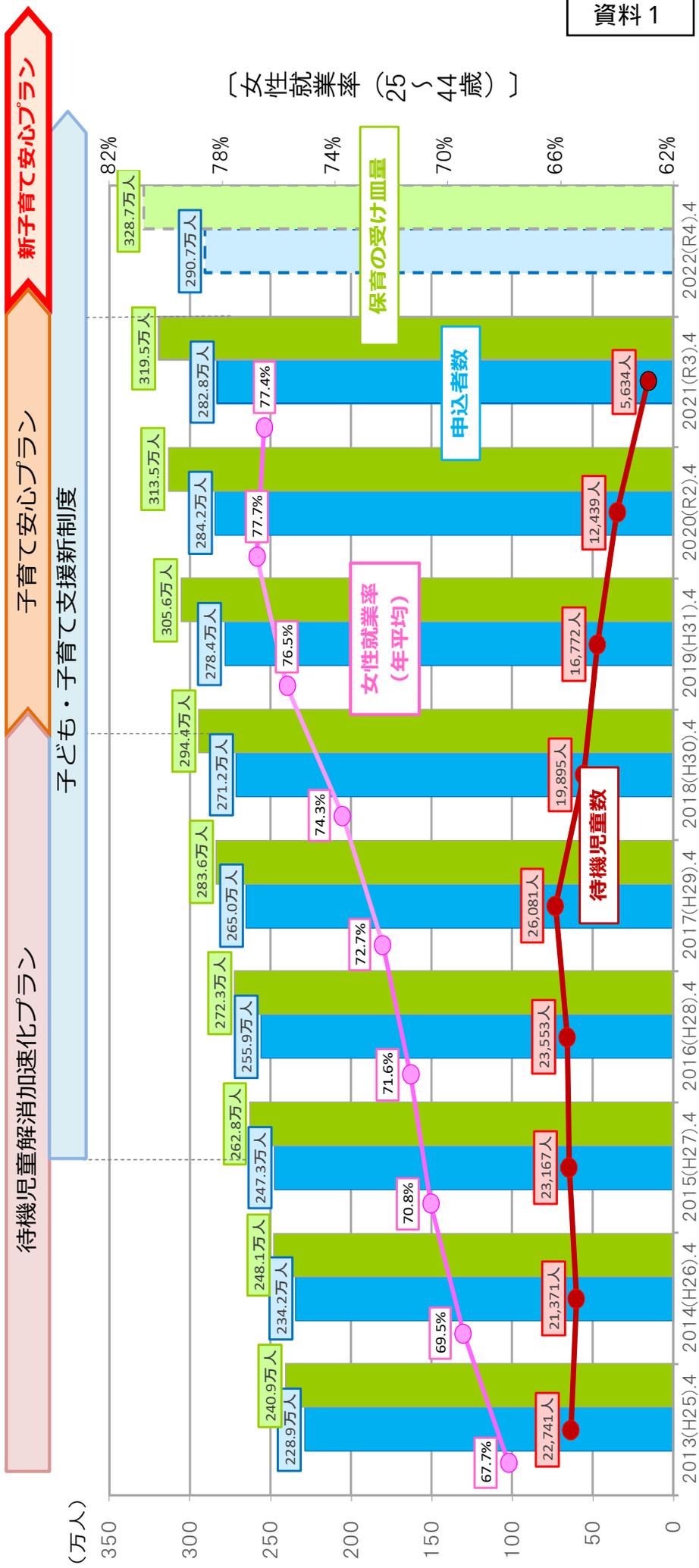
令和3年8月27日(金)  
公表資料

## 【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、**令和2年の女性就業率は減少**（77.4%）に転じており、これに伴い**申込者数が減少**している。2021（令和3）年4月時点の申込者数は約282.8万人で、昨年度と比較して減少（約1.4万人減）。
- 2021（令和3）年4月時点の待機児童数は、**5,634人となり、調査開始以来3年連続で最少**となる調査結果。
- 2017（平成29）年の26,081人から、**4年で20,447人減少し、待機児童数は約5分の1に**。

## 【保育の受け皿拡大の状況】

- 「**新子育て安心プラン**」による保育の受け皿拡大量は、令和3年4月調査における市区町村の受け皿拡大見込みを積み上げると、**2021～2024（令和3～6）年度末までの4年間で約14万人分が拡大する見込み**となっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



〔保育の受け皿／申込者数〕

資料 1

# 令和3年4月の待機児童数調査のポイント

令和3年8月27日(金)  
公表資料(一部更新)

## ① 待機児童の状況

**待機児童数：5,634人**

(対前年▲6,805人)

〔 ※調査開始以来、  
**3年連続で最少** 〕

・ **8割超**の市区町村（1,429）で待機児童を解消

・ 待機児童数が**50人以上**の自治体は、**20自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R3年度	1,429	292	16	4
対前年	82.1%	16.8%	0.9%	0.2%
R2年度	88	▲33	▲37	▲18
	1,341	325	53	22

## ② 待機児童数の減少要因

令和3年4月の待機児童数が減少

した要因は、自治体調査によれば、

・ **保育の受け皿拡大**に加え、

・ **新型コロナウイルス感染症を**

**背景とした利用控え**

が考えられる。



## ③ 女性就業率の推移

・ **令和2年は減少**しているが、

・ **令和3年は再び上昇**

⇒ 今後、**保育ニーズ（申込者数）も再び増加**する可能性があり、**注視が必要**。

就業率の対前年増減ポイント

女性・25～34歳

	R1	R2	R3
1月	0.5	0.8	1.7
2月	1.0	1.4	0.1
3月	0.6	1.7	0.4
4月	▲0.6	1.0	1.4
5月	0.6	1.3	0.8
6月	1.5	0.2	2.2
7月	1.6	▲2.2	4.3
8月	2.1	▲2.1	3.9
9月	1.3	▲2.4	2.6
10月	1.3	▲0.9	1.3
11月	1.1	2.5	▲0.8
12月	1.9	0.8	

女性・35～44歳

	R1	R2	R3
1月	0.9	0.8	0.1
2月	1.4	▲0.1	▲0.3
3月	0.6	▲0.5	0.5
4月	▲0.4	▲1.7	1.8
5月	▲0.1	1.2	1.2
6月	2.4	▲2.0	0.5
7月	1.2	▲1.5	1.2
8月	1.0	1.4	1.8
9月	1.5	▲0.5	1.2
10月	1.8	0.7	0.1
11月	2.1	▲0.6	0.7
12月	1.2	▲0.3	

※ なお、子育て安心プラン（目標：H30-R2の間で32万人分）の受け皿拡大量（実績）は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に約26万人分となっている。

## 今後の取組方針

○ **新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」**に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。

○ 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。

○ その際、待機児童がわがわがとなっていて自治体が多くなっていくことや、人口減少が進む地域等を踏まえ、**マッチング支援の促進**を図るとともに、**幼稚園の空きスペースなどあらゆる子育て資源を活用**する。

令和3年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（見込み）

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	8.2万人	3.0万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	1.9万人	1.1万人

4か年合計	約14.2万人
-------	---------

新プラン目標	約14万人
--------	-------

# 新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日(月)  
公表資料

## ○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。  
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82%(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

## ○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

### ① 地域の特性に応じた支援

- 保育ニーズが増加している地域への支援  
(例)
  - ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**
- マッチングの促進が必要な地域への支援  
(例)
  - ・ **保育コンシエルジュによる相談支援**の拡充  
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
  - ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充  
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

### ○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

### ② 魅力向上を通じた保育士の確保

- (例)
  - ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
  - ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**  
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
  - ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**  
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

### ③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

- (例)
  - ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設修等の補助を新設)  
**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする))の**推進**
  - ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
  - ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
  - ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

# 保育の受け皿整備等について

- 令和4年度は、「新子育て安心プラン」に基づき、約3万人分の受け皿整備等に対応する予算として、令和3年度補正予算（507億円）と令和4年度予算案（482億円）を合わせて、989億円を計上し、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援する。

## 保育所等整備交付金【拡充】

【趣旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。

【対象事業】 ・ 保育所整備事業  
・ 防音壁整備事業  
・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）  
・ 小規模保育整備事業  
・ 防犯対策強化整備事業

《拡充》新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

## 保育所等改修費等支援事業【拡充】

【趣旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 （1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業  
（2）小規模保育改修費等支援事業  
（3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業  
（4）認可化移行改修費等支援事業  
（5）家庭的保育改修等支援事業

【補助割合】 （1）～（4）国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 （5）国：1/2、市区町村：1/2

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（1）～（4）国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4 （5）国：2/3、市区町村：1/3

《拡充》資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

# 待機児童対策協議会の設置状況について

- 現時点で23都府県において設置。(※当該23都府県におけるR3.4.1時点の待機児童数は5,255人(全国(5,634人)の約9割)
- 協議会では、待機児童解消に向けた取組について、KPIやその達成時期を定めるとともに進捗管理を行うこととしており、都道府県はこうした「KPIの設定」やその「見える化」を通じて管内市町村の取組を支援。
- 国としても協議会設置自治体に対して、受け皿整備や保育人材の確保等の支援策を講じている(次ページ参考)

都道府県名	設置日	構成員	(参考) 待機児童数
青森県	H31.2.8	6市町村、保育事業者、保育士養成校、関係機関、学識経験者、保護者	0人
宮城県	H30.5.14	35市町村(全市町村)	222人
秋田県	H30.5.9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	10人
山形県	H30.10.29	28市町	0人
福島県	H30.7.2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	62人
茨城県	R3.10.22	44市町村(全市町村)	13人
埼玉県	H30.5.24	25市(待機児童が概ね20人以上)、県が必要と認める市町村	388人
千葉県	H30.8.27	26市町	428人
東京都	H30.6.8	53市区町村	969人
神奈川県	H30.7.9	33市町村(全市町村)	306人
静岡県	H31.2.28	30市町	61人
愛知県	H31.4.1	54市町村(全市町村)	174人
滋賀県	H30.8.21	19市町(全市町)	184人
大阪府	H30.8.27	43市町村(全市町村)	158人
兵庫県	R3.10.22	24市町	769人
奈良県	R1.7.1	11市町	132人
岡山県	H30.5.24	12市町	104人
香川県	R2.3.17	17市町(全市町)	29人
愛媛県	R2.1.7	20市町(全市町)	33人
福岡県	H30.12.25	60市町村(全市町村)	625人
佐賀県	H31.1.29	20市町(全市町)	24人
長崎県	R1.5.16	21市町(全市町)、長崎県保育協会、長崎県内指定保育士養成施設	0人
沖縄県	H30.10.22	23市町村	564人

# 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情にに応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

## 1. 受け皿整備等

### (1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ

※ 補助基準額  
賃貸物件による保育所改修費等支援事業（20名以上59名以下の場合）  
35,000千円（通常27,000千円）

### (2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）

※ 補助基準額 12,000千円（通常22,000千円）

### (3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※ 補助基準額 2,735千円  
※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

## 2. 保育人材の確保

### (1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置  
※ 補助基準加算額 4,000千円

### (2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置  
※ 補助基準加算額 4,000千円

## 3. 地方自治体からの提案型事業

### ○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体の実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援  
※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）  
※ 補助割合 国：10/10

## KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

### 「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村） ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

### 「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県） ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算案 1,800億円の内数  
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

## 1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：R元年度389か所 → R2年度394か所

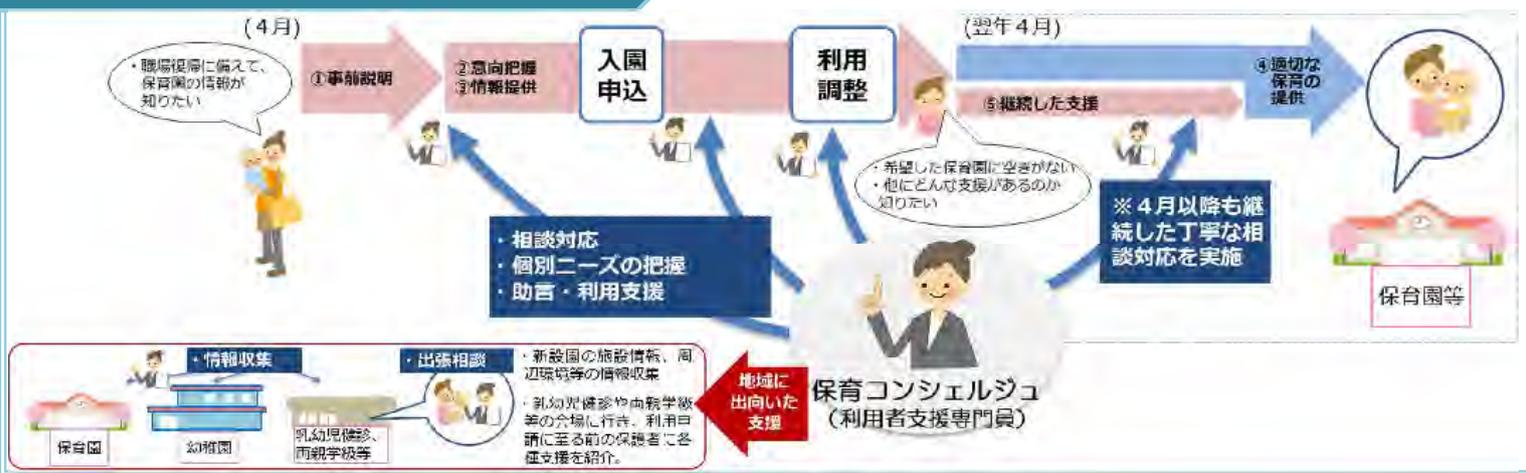
《令和4年度補助基準額》

①基本分 3,078千円

②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,408千円	758千円	1,082千円	1,877千円	805千円	751千円

## 2. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



## 広域的保育所等利用事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

### 事業内容

#### ① こども送迎センター等事業

○ 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

#### ② 代替屋外遊戯場送迎事業

○ 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

#### ③ こども送迎センター設置改修事業 (H30創設)

○ 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

### 実施主体・補助割合・事業実績

○市区町村

○国：1/2、市区町村：1/2

<こども送迎センター等事業>

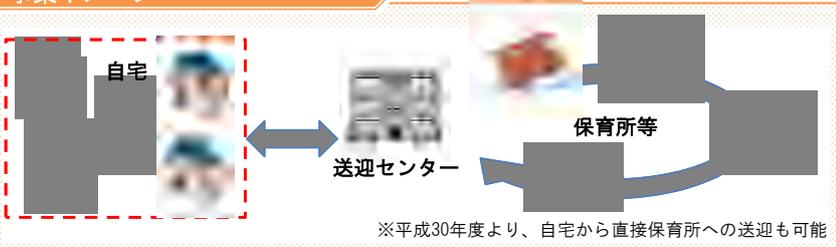
H30：29自治体（36か所） R1：34自治体（41か所）

<代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>

H30：2自治体（7か所） R1：2自治体（7か所）

※いずれもR1年度は交付決定ベース

### 事業イメージ



### 補助基準額

- ・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・事業費（損害賠償保険含む）  
10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・バス購入費 15,000千円
- ・バス借上費 7,500千円
- ・改修費 7,270千円

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

## 趣旨

- 保育士の定数については**常勤の保育士をもって確保することが望ましい**という原則は維持しつつも、これまで各組・各グループには1名以上の常勤保育士を配置するよう求めていたところ、潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、**待機児童解消までの暫定措置として、不足する常勤の保育士数の範囲内で常勤の保育士1名に代えて短時間勤務の保育士2名をもって充てる取扱いを可能とすることとした。**

## 適用条件

- 常勤の保育士1名に代えて短時間勤務の保育士を充てるためには、**以下の全ての条件を満たした上で、当該措置を採ることがやむを得ないと市町村が判断した場合に、条件に該当する保育所に限りて適用**されるもの
  - ✓ 管内の保育所に空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより待機児童が発生していること
  - ✓ 当該措置を採ろうとする保育所が、適切に常勤の保育士を募集するための取組を行ってもなお、常勤の保育士の確保が困難であると認められること
- ※ 上記の判断に当たっては保育関係者との認識の共有を図るものとしている

## 留意すべき事項

- 一貫した保育の提供のために、同一の組・グループを担当する保育士間において、**共同の指導計画・記録の作成や適切な引継ぎ時間の確保等**を行うこと
- 利用児童に対する安定的な保育の提供のために、**日によって異なる短時間勤務の保育士を配置しないこと**
- **同一労働・同一賃金**の観点から、常勤の保育士と短時間勤務の保育士間での**不合理な待遇差を設けないこと**
- 保育士の**勤務形態の状況等について情報提供に努めること**
- 都道府県知事又は市町村の長により、**当該措置が適切に運営されているか指導監査を行うこと**
- **過去3年間の指導監査において是正勧告や改善命令を受けている保育所等は当該措置の適用は認められないこと**

# 令和3年の地方からの提案

## 保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限の延長

### 【現行制度の概要】

- 保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において最低基準が定められている。

※幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、同様の基準を設定。

- 一方、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。（令和5年3月31日まで）

※ 現在特例を使用しているのは**大阪市のみ**

### 【提案の内容】（提案団体：大阪市）

- 保育所等の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている面積基準の緩和と特例措置について、現在令和5年3月31日までとされている期限の廃止を求める。（廃止が困難な場合は期限の延長）

#### （提案団体から示された具体的な支障事例）

- 特例措置が廃止された場合には、大阪市において特例措置により入所している児童分（令和3年4月時点で760人以上）の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招くこととなる。

### 【提案を受けた検討の結果】

- 本特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、**期限を廃止して恒久的な措置とすることは困難**である。
- ただし、大阪市においては特例を使用して入所している児童が多数であり、仮に現在の期限到来後に特例が使用できないとなった場合の影響が大きいこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プラン※の終期を踏まえ、**令和7年3月31日まで延長**することとする。

※ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

# 保育所の居室面積の特例について

## 保育所の設備運営基準の概要

※幼保連携型認定こども園についてもほぼ同様。

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）  
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならぬ。
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準 ○保育時間  
○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。

## 居室面積基準の特例の概要

居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

要件 (1または2のいずれか) ※それぞれ①は前々々の4月1日、②は前々々の1月1日の状況で判断	1 以下のいずれにも該当する市区町村  ① 待機児童数が100人以上 → 待機児童問題が特に深刻な地域であること  ② 平均地価が三大都市圏平均を超える → 保育所の増設等を図るに当たり、 <u>土地等の確保が困難</u> であること	2 以下のいずれにも該当する市区町村  ① 待機児童数が100人以上 ② 平均地価が三大都市圏のうち最も低い都市圏を超える ③ 市区町村が保育の受け皿整備のために行っている <u>土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもおお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること</u>
期間	平成24年4月1日～令和5年3月31日（前回の延長にて令和2年3月31日までのところ、3年間延長済）	
対象市区町村数	19市区町村【令和3年4月1日時点】（ <b>特例開始以降、利用は大阪市のみ</b> ）	
埼玉県	さいたま市	今回の提案をうけて、さらに <b>令和7年3月31日</b> まで延長する
千葉県	市川市、浦安市	
東京都	中央区、大田区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、足立区、江戸川区、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、西東京市	
大阪府	大阪市	
兵庫県	西宮市	

## 1. 財政支援

### 1 現 状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

### 2 平成30年度における改善点

- 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

### <対象の範囲>

平成19年度拡充部分

程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
重度				
中度				
軽度				
物件費				

### <H30改善点>

H29：400億円程度

包括算定  
(人口算定)

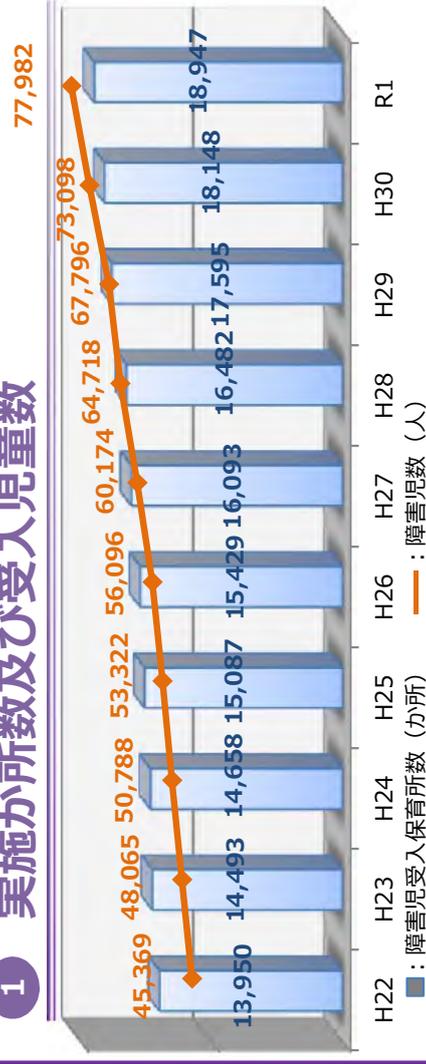
個別算定  
(保育所在籍児童数算定)

H30：880億円程度

個別算定  
(障害児数算定)

## 2. 現 状

### 1 実施か所数及び受入児童数



### 2 障害児保育担当職員数 (R2.3.31時点)

単位：人

合 計	常勤職員	非常勤職員
45,738	21,124	24,614

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

※障害児数には、軽度障害児を含む

※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員

※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

## 病児保育事業におけるICT化及び広域連携に関する取組状況等に関する調査研究 報告書(概要)

<令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書> (令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

## 調査研究の目的等

## 【目的】

- 病児保育事業は、感染症の流行や、病気の回復による利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きい等の課題がある中で、ICT化・市町村間の広域連携の推進に向けた課題の整理やその方策を検討することが求められている。
- 本調査研究は、病児保育事業のICT化及び広域連携に関して、好事例を含む取組状況等に関する定量的・定性的データを収集し、病児保育事業の効率的・効果的な事業運営について検討を行うことを目的とする。

## 【実施体制】

- 調査研究に当たり、有識者等からなる検討委員会<右表>を設置。

<検討委員会> ◎：座長

(敬称略、五十音順)

氏名	現職
荒井 宏治	一般社団法人病児保育協議会 常任理事 調査研究委員長 あらいこどもクリニック/眼科クリニック院長
◎大川 洋二	一般社団法人病児保育協議会 会長 大川こども&内科クリニック院長
駒崎 弘樹	認定NPO法人フローレンス 代表理事
園田 正樹	Connected Industries 株式会社 代表取締役 東京大学医学部 産科婦人科学教室
塚田 晃司	山梨県 子育て支援局 子育て政策課 子育て支援担当 主任
山越 恒慶	東京都港区 子ども家庭支援部 保育課長
米倉 順孝	一般社団法人病児保育協議会 常任理事 安全対策委員会委員長 大名よねくら小児科クリニック理事長

## 調査研究の実施方法等

## ①アンケート調査

実施時期：2020年12月～2021年1月

調査対象：都道府県、市区町村、病児保育施設

調査内容：<都道府県>

ICT活用の状況、広域連携の状況、都道府県独自の病児保育事業への補助制度 など

<市区町村>

ICT活用の状況、他市区町村からの利用者の受入・相互利用の状況 など

<病児保育施設>

ICT活用の状況、市区町村外利用者の受入と広域連携について など

	調査対象数	回収数	回収率
都道府県	47	45	95.7%
市区町村	1,741	1,031	59.2%
病児保育施設	1,849	871	47.1%

## ②ヒアリング調査

実施時期：2020年12月～2021年3月

調査対象：都道府県：3団体、市区町村：7団体、病児保育施設：4団体、ICT事業者：3団体

調査内容：<都道府県、市区町村、病児保育施設>

ICT化の状況、広域連携の状況 など

<ICT事業者>

病児保育事業に関するシステムについて、自治体等におけるシステムの導入方法・導入実績について など

## ③保護者グループインタビュー

実施時期：2021年1月

調査内容：病児保育施設の利用状況、ICT化や広域利用への意見 など

## 調査研究のまとめ

## 【ICT化】

- ICT化に関しては、導入によって施設側の業務効率化につながることに加え、保護者の病児保育利用に関する負担の軽減にもなるというメリットがあることが明らかとなった。
- 自治体主導で導入していく際は、施設と協議しながら、どのような機能を導入するかを決めることが重要である。
- 一方で、ICT化の推進にあたっては、子どもの安全性と利用者・施設の利便性双方の観点から、どのようなシステムの仕様が望ましいのかを考えることが必要不可欠である。  
⇒ 例えば、利用予約までをシステム化している場合でも、児童の症状により、即座に受け入れ判断ができないケースについては、「キャンセル待ち」とした上で、申込者に直接病状を聞くという工夫をしている施設もあった。

## 【広域連携】

- 広域連携に関して、病児保育施設のない市区町村の住民であっても、病児保育を利用できるようになることも大きなメリットである。
- 一方、広域連携を進めるにあたっては、自治体間での費用負担等のルール整備がハードルとなっているということもみえてきた。  
⇒ 都道府県が主導している事例では、一律のルールを定めたり、もしくは目安を示して市町村間の議論のたたき台にってもらうなどの工夫を行っているケースもあった。

# ① 山梨県

## 1. 病児保育事業の概要

### 【病児保育事業の整備状況】

・山梨県内には病児保育施設が20施設ある。市町村事業の病児保育施設のうち、子ども・子育て支援交付金の交付対象施設は15施設であり、3施設は市町村直営の施設である(2施設は企業主導型保育施設)。

### 【病児保育の利用状況】

・年間の延べ利用者数が50人未満の自治体もある。一方、利用者数は少なくともニーズはあることから、子育てしやすい環境とするため整備が必要。

### 【病児保育の利用対象・施設利用料】

・利用対象者は山梨県内統一で0歳から小学6年生までである。

・利用料金は市町村が定めるが、市町村外の利用者が負担する料金や減免対象については統一している(市町村外利用者の利用料金は2,500円)。

## 2. ICT化の取組について

### 【ICT化の内容】

・県内すべての病児保育施設(企業主導型保育施設も含む)の基本情報と空き状況の確認は、県が運営する子育て情報サイト「やまなし子育てネット」上で確認可能である。

・病児保育事業を利用するまでの流れや病児保育施設の基本情報・地図、当日と翌日の施設空き状況をPCやスマホから確認することができる。

・市町村への病児保育施設の利用登録は、県と市町村で共同運営する電子申請サイト「やまなしくらしねっと」上で可能である。

### 【システムの導入経緯】

・2017年4月から広域連携の取り組みを開始し、居住市町村の枠を越えて病児保育施設が利用できるようになったことを受けて、利用者の更なる利便性の向上を図るため、病児保育施設の一覧や空き状況の確認、利用登録をオンラインでできるシステムの整備を進めた。

・各施設にIDとPWを付与した上で施設情報や空き状況を管理・更新してもらうため、施設に対する利用説明会を実施した。

### 【システムを導入している施設数】

・企業主導型保育施設も含めた県内の全市町村の施設

### 【整備・運営に係る費用】

・システムの導入費用は2,797,200円。

・「やまなし子育てネット」の整備、運用に係る費用はすべて県が負担。

## 3. 広域連携の取組について

### 【広域連携の対象・実施状況】

・県内全27市町村が広域連携協定を締結。

・各市町村間で協定を締結している。

### 【広域連携の実施経緯】

・2015年に県主導で子育て環境に関する県民アンケートを行い、多くの県民が病児保育の充実を求めていることが分かった。

・病児保育施設への聞き取り等により、①病児保育は、季節変動やキャンセル率の高さなど、安定的な運営が困難であることや、②居住市町村に病児保育施設がなかったり、利用料や利用者の範囲が市町村で異なるために、広域利用がしにくい市区町村があることなどの課題を把握し、県内全域での広域連携を進めることとした。

・広域連携を進めるにあたって、まず県で原案を作成し、関係市町村と協議し、調整を図った上で、2017年4月に甲府圏域の6市町で先行して広域連携を開始した。その後、全市町村での広域協定締結に向け、市町村向けの意向調査(全3回)、市町村・病児保育施設担当者との検討会(延10回)を行った上で、2018年4月に県内全27市町村での広域連携を実施した。

### 【市区町村間のルール統一状況】

#### 【利用料金・対象者】

・市町村外利用者の利用料金は2,500円に統一している。また、非課税世帯の利用料金免除基準、利用対象(小学校6年生)についても統一している。

#### 【市区町村間の費用負担】

・広域連携協定における負担金の調整について、精算対象となる費用は、子ども・子育て支援交付金における病児保育事業(病児対応型及び病後児対応型)の「基本分」「加算分」及び「低所得者減免分加算」で、精算は施設毎に行う。

・子ども・子育て支援交付金の補助基本額のうち施設所在市町村が負担する3分の1の経費を、全延べ利用児童数に占める利用児童の居住する市町村毎の延べ利用児童数の割合で按分した額を、それぞれの市町村が負担する。(自市町村に居住する児童が利用した分(利用実績)に応じて経費を負担する仕組み。)

・施設所在市町村は、利用のあったそれぞれの他市町村に対し、12月(4月～11月分)と翌年4月(1月～3月分)に利用者の居住市町村毎の利用児童数を報告し、4月30日までに負担金を請求する。(支払いは5月31日まで)

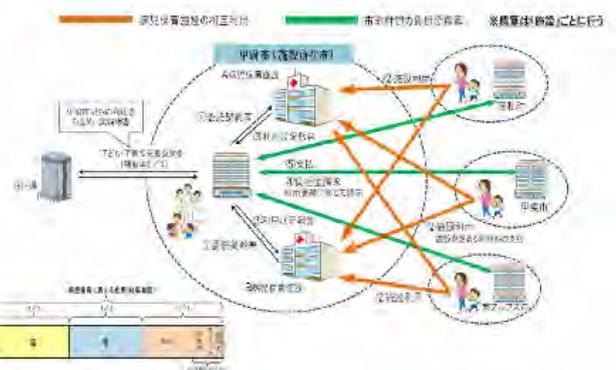
### 【広域連携の効果】

・県が主導しながらも、事業実施主体となる市町村ときめ細かに検討・調整し、連携して一緒に進めるという姿勢で各市町村及び病児保育施設の理解と協力を得ながら広域連携の仕組みを整備した。特に病児保育施設を持たない市町村の住民にとっては利用がしやすくなったと思われる。

・広域連携での市町村外利用者は、全病児保育延べ利用者数約6,200人中の850人(2017年)から、同6,000人中1,400人程度(2018年)に増えた。

病児保育に係る相互利用について(イメージ図)

協定による負担金の流れ(甲府市の例)



## ② 熊本県 熊本市

### 1. 病児保育事業の概要

#### 【病児保育事業の整備状況】

・市内には「病児対応型+病後児対応型」の施設が8か所ある。すべて委託によって運営している。

#### 【病児保育の利用状況】

・延べ利用者数は、これまで6,000件前後で運営してきたが減少傾向。

#### 【病児保育の利用対象・施設利用料】

・病児保育の対象者層は、乳幼児から小学校6年生まで。

・利用料金は全施設とも2,000円で統一している。非課税世帯は1,000円の減額、生活保護受給世帯は2,000円免除となる。

### 2. ICT化の取組について

#### 【ICT化の内容】

・「熊本市結婚・子育て応援サイト」の中に、「病児・病後児施設空き室状況照会」ページが設けられており、誰でも市内の病児保育の空き状況が確認できる。

・各施設側で空き状況を入力・変更することができ、入力・変更された内容がウェブサイト上に反映される仕組み。空き状況を「空き室」「混雑」「満室」の3段階で示すことができるほか、ウイルスの名称など備考情報を書くことができる。

#### 【システムの導入経緯】

・検討を始めたきっかけは、電話で確認をしないと病児保育の空き状況が分からないことの不便さを指摘する声を受けてのことである。

・システムの仕様を検討する段階で、予約まで行える機能もアイデアとしてはあったものの、施設側としては、個別に児童の体調を聞いて預かれるかを判断しており、特に利用者の多くは初めての利用であることが多いことから、きちんと話をしてから利用してもらいたいということであったため、最終的に、空き状況の照会機能のみとすることとした。

#### 【システムを導入している施設数】

・すべての病児保育事業者

#### 【整備・運営に係る費用】

・空き状況照会ページの導入費用は500万円程度。

#### 【システム導入の効果】

・利用者の利便性が向上した。市役所への電話による問い合わせが減った実感がある。施設側でも、空き状況を確認する問い合わせの電話が減った。

### 3. 広域連携の取組について

#### 【広域連携の対象・実施状況】

・9市町村(宇城市、合志市、菊陽町、大津町、菊池市、西原村、嘉島町、高森町、玉東町)と連携。

・病児保育がない市町とも連携している(熊本市は受け入れる側)。

・熊本市とA市、熊本市とB市のように、熊本市が各市町村と1対1の関係で、個別に協定を結んでいる。

#### 【広域連携の実施経緯】

・広域連携は、2016年4月から開始。

・連携中枢都市圏という会議体があり、他の市町村の職員も参加している。他市町村から、あるいは、熊本市から連携の要望があった際に、協議のうえ、協定締結に向かっていく仕組み。最初から連携先が9市町村だったわけではなく、徐々に増えていった。

#### 【市区町村間のルール統一状況】

##### 【利用料金】

・連携先市町の方が熊本市内施設を使う場合も、熊本市民が連携市町の施設を使う場合も、料金は2,000円で統一している。

##### 【市区町村間の費用負担】

・各自治体の負担額は、当該年度に熊本市施設を利用した利用者全体に占める他市町村の人数の割合で按分して決められる。費用を年度末に請求をするが、状況把握のため年2回、利用状況を確認している。

#### 【広域連携の効果】

・利用者の利便性が向上した。近隣自治体の施設が使えて嬉しいといった声がある。

## ③ 福井県 敦賀市

### 1. 病児保育事業の概要

#### 【病児保育事業の整備状況】

- ・敦賀市内には、直営の病児保育施設が1施設ある(2019年4月開設)。公設民営で、運営は株式会社に委託している。
- ・病児保育事業の実施にあたっては、隣接する美浜町との合同実施としており、利用者を受け入れている。

#### 【病児保育の利用状況】

- ・2019年度の利用実績は、延べ申込件数630人、延べ利用児童数477人。

#### 【病児保育の利用対象・施設利用料】

- ・利用対象は敦賀市または美浜町在住の0歳6ヵ月から12歳までの子ども。
- ・1日あたりの利用料金は2,000円、半日利用の場合は1,000円となる。

### 2. ICT化の取組について

#### 【ICT化の内容】

- ・アカウント登録、空き状況の確認、予約申込み、予約確定まですべてシステム上で完結する。
- ・申込時に入力する内容は、利用日付、利用する時間、病気の名前、症状、医療機関に受診した日付、緊急連絡先、アレルギー、同室可能かどうか(診療所記載の内容)といった項目である。
- ・予約の確定にあたっては、システム上では自動確定まで可能となっている。病気の症状に応じて自動的に部屋が振り分けられる仕組みである。
- ・以前は、予約受付と確定までをシステムで自動化していたが、現在は新型コロナウイルスへの対応のため、自動確定はせず、申込みがあり次第、スタッフが保護者に電話で症状を確認した上で、予約を確定するようにしている。

#### 【システムの導入経緯】

- ・新規に病児保育施設を開設するにあたり、一定の利用者数を確保したいと考えていた。
- ・限られた人員で、効率的に予約業務を行うためには、システムの導入が効果的と判断した。
- ・保護者にとっても、システムを用いて夜間に申込み・予約確定ができれば、翌日の仕事を休まなくてすむという安心感が得られるというメリットがあると考えた。
- ・導入にあたり、システムの必要性やインターネット環境がない家庭に対する懸念が示されたため、電話による予約も可能とした。

#### 【整備・運営に係る費用】

- ・システムの導入費用は378,000円。導入コストおよび運営コストは広域連携の対象である美浜町にも負担してもらっている(利用者数等で按分)。

事務連絡  
令和3年9月15日

都道府県  
各 指定都市 保育主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局  
保育課地域保育係

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る  
保育所等における医療的ケア児への支援の推進について

保育行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（以下「法」という。）は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行される予定です。

法の目的及び基本理念に基づき、引き続き保育所等における医療的ケア児への支援の推進に取り組んでいく必要があることから、今般、法に定められた保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等について下記のとおりとりまとめましたので、都道府県等のご担当者様におかれては十分に御了知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県においては、管内の市区町村（指定都市、中核市を除く。）に対する周知について併せてお願い申し上げます。

記

1. 保育所の設置者等の責務等について

保育所の設置者等の責務として、法第6条において、保育所の設置者等は、基本理念にのっとり、その設置する保育所等に在籍し、又は利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することとされました。

また、保育を行う体制の拡充等として、法第9条第2項において、保育所の設

置者等は、その設置する保育所等に在籍し、又は利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は喀痰吸引等を行うことができる保育士等の配置その他の必要な措置を講ずるものとするものとされました。

医療的ケア児の受入れを行っている保育所等においては、適切な支援を行うため、現在も看護師等の配置などの必要な措置を行っているものと承知しておりますが、引き続き、保育所等に対し当該措置を講じることについて周知をお願いいたします。

なお、上記の必要な措置とは、一律に看護師等を常時配置することを求めているものではなく、現在、看護師等が常時配置されていない保育所等に通園している医療的ケア児について、適切な支援を行うための必要な措置が講じられている場合には、本法施行後に、看護師等が常時配置されていないことを理由に通園できなくなるものではないため、念のため申し添えます。

## 2. 国の補助制度について

保育所等における医療的ケア児への支援を推進するため、現在、国において以下の事業の実施に対する国庫補助を行っているため、各地方自治体においては、こうした補助制度を活用しつつ、引き続き支援の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

### <保育所等の看護師等の配置等のための支援>

#### ① 医療的ケア児保育支援事業

##### (1) 実施主体

都道府県又は市町村

##### (2) 事業の内容

都道府県等において保育所等に看護師等を配置し医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備する事業。

##### (3) 備考

医療的ケア児保育支援事業については、法の成立に併せ、実施要綱の改正を行っているため留意されたい（改正内容については「3. 医療的ケア児保育支援事業実施要綱の改正について」を参照のこと）。

### <保育所等の改修や設備の整備（備品の購入等）のための支援>

## ② 保育環境改善等事業（環境改善事業）のうち、障害児受入促進事業

### （１）実施主体

市町村又は市町村が認めた者

### （２）事業の内容

既存の保育所等において、障害児（医療的ケア児を含む。）を受け入れるために必要な改修や設備の整備（備品の購入等）を行う事業。

### （３）備考

ア 障害児受入促進事業については、改修だけではなく、設備の整備（備品の購入等）を実施する場合にも対象となること。

イ 当該年度中又は翌年度中に障害児の受入を予定している保育所等が補助の対象となること。また、過去に同事業の補助を受けている保育所等についても、再度、補助の対象となること。

<保育所等への送迎対応のための支援>

## ③ 広域的保育所等利用事業（こども送迎センター等事業）

### （１）実施主体

市町村

### （２）事業の内容

居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童（障害等により保護者による送迎が困難な家庭の児童を含む。）を対象として、市町村が設置するこども送迎センター又は児童の自宅等から各保育所等への送迎を行う事業。

### （３）備考

ア 対象児童が本事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置することを要件としていること。

イ 送迎方法・経路等の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮するとともに、児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

## 3. 医療的ケア児保育支援事業実施要綱の改正について

医療的ケア児保育支援事業については、法の成立に併せ、本日付で「「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について」（子発 0915 第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）を発出し、実施要綱の改正を行っているところですが、その主な改正内容については以下のとおりです。

#### ① 「医療的ケア児」の定義について

本事業の「医療的ケア児」の定義について、法第2条において規定された「医療的ケア児」の定義との平仄を合わせるため、「障害児」から「児童」に変更したもの。なお、本事業の「医療的ケア児」の定義については、変更前・変更後にかかわらず、基本的には同義であるため、念のため申し添える。

#### ② 「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」の作成について

本事業は、都道府県等が保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであり、また、当該体制整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズ等を踏まえつつ取り込むこととしていることから、都道府県等において計画的に体制整備を進めていくため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」の作成を求めることとしたもの。

### 4. 国の補助制度に関するFAQについて

「2. 国の補助制度において」に記載した事業について、地方自治体からのよくある質問を別添5「国の補助制度に関するFAQ」として整理しましたので、参照いただきますようお願いいたします。

# 保育所等における要支援児童等対応推進事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

## 1. 事業目的

保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

## 2. 事業内容

- (1) **地域連携推進員の配置**  
保育所等に、要支援児童等への適切な支援を図るための「地域連携推進員」を配置する。
- (2) **地域連携推進員の業務**
  - ①保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
  - ②市町村や関係機関と連携し、子どもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
  - ③他の保育所等への巡回支援などの実施
  - ④運営の円滑化のため、地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施
- (3) **地域連携推進員の要件**  
地域連携推進員は、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、保健師、看護師、看護師、その他本事業を適切に実施できる者が担うものとする。

## 3. 実施主体

児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）又は市町村等が認めた者

※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

## 4. 補助基準額

1か所当たり：4,567千円

## 5. 補助割合

国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4  
※都道府県が実施する場合は国：1/2、都道府県：1/2

## 6. 事業のイメージ



1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和4年度補助基準額（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,679千円～47,880千円

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

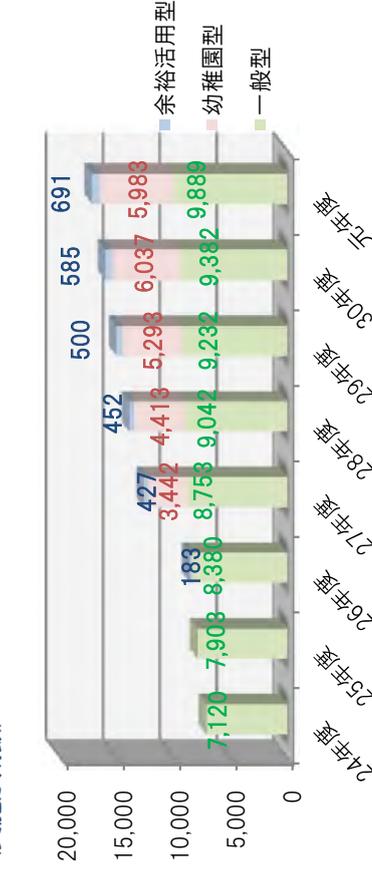
幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

52. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり利用者負担軽減事業

子育て支援対策臨時特例交付金 令和3年度補正予算：602億円の内数

【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円

住民税非課税世帯 日額2,400円 その他支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） 【補助率】 国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和3年度 夜間保育所の設置状況(令和3年4月1日時点)

(か所)

No.	都道府県	実施か所数		
		公営	民営	合計
1	北海道	0	2	2
2	青森県	0	0	0
3	岩手県	0	0	0
4	宮城県	0	0	0
5	秋田県	0	0	0
6	山形県	0	0	0
7	福島県	0	0	0
8	茨城県	0	0	0
9	栃木県	0	0	0
10	群馬県	0	1	1
11	埼玉県	0	1	1
12	千葉県	0	0	0
13	東京都	0	3	3
14	神奈川県	0	5	5
15	新潟県	0	0	0
16	富山県	0	0	0
17	石川県	0	1	1
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	0	0	0
20	長野県	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0
22	静岡県	0	0	0
23	愛知県	0	0	0
24	三重県	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0
26	京都府	0	1	1
27	大阪府	0	1	1
28	兵庫県	0	0	0
29	奈良県	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0
32	島根県	0	1	1
33	岡山県	0	0	0
34	広島県	0	0	0
35	山口県	0	0	0
36	徳島県	0	0	0
37	香川県	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0
39	高知県	0	0	0
40	福岡県	0	0	0
41	佐賀県	0	0	0
42	長崎県	0	1	1
43	熊本県	0	2	2
44	大分県	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0
47	沖縄県	0	2	2
小計①		0	21	21

No.	指定都市 中核市	実施か所数		
		公営	民営	合計
48	札幌市	3	0	3
49	仙台市	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0
51	千葉市	0	0	0
52	横浜市	0	1	1
53	川崎市	0	1	1
54	相模原市	0	1	1
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	0	0	0
57	浜松市	0	0	0
58	名古屋市	0	4	4
59	京都市	0	8	8
60	大阪市	1	4	5
61	堺市	0	1	1
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	0	1	1
64	広島市	0	0	0
65	北九州市	0	1	1
66	福岡市	0	2	2
67	熊本市	0	1	1
68	旭川市	0	1	1
69	函館市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	2	2
72	盛岡市	0	0	0
73	秋田市	0	0	0
74	山形市	0	0	0
75	郡山市	0	0	0
76	いわき市	0	0	0
77	福島市	0	0	0
78	水戸市	0	1	1
79	宇都宮市	0	1	1
80	前橋市	0	0	0
81	高崎市	0	0	0
82	川崎市	0	0	0
83	越谷市	0	0	0
84	川口市	0	0	0
85	船橋市	0	0	0
86	柏市	0	0	0
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	0	0	0
89	富山市	0	0	0
90	金沢市	0	2	2
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	1	1
93	長野市	0	1	1
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	0	0	0
96	豊橋市	0	0	0
97	豊田市	0	0	0
98	岡崎市	0	0	0
99	一宮市	0	0	0
100	大津市	0	1	1
101	高槻市	0	0	0
102	東大阪市	0	0	0
103	豊中市	0	0	0
104	枚方市	0	1	1
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	1	1
107	吹田市	0	1	1
108	姫路市	0	0	0
109	西宮市	0	0	0
110	尼崎市	0	1	1
111	明石市	0	0	0
112	奈良市	0	1	1
113	和歌山市	0	0	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	0	1	1
116	倉敷市	0	1	1
117	福山市	0	1	1
118	呉市	0	0	0
119	下関市	0	0	0
120	高松市	0	1	1
121	松山市	0	1	1
122	高知市	0	0	0
123	久留米市	0	1	1
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	2	2
126	大分市	0	0	0
127	宮崎市	0	1	1
128	鹿児島市	0	0	0
129	那覇市	0	1	1
小計②		4	50	54
合計①+②		4	71	75

令和2年度 夜間保育ニーズの状況(令和3年3月31日時点)

No.	都道府県	夜間の保育ニーズのある利用申込児童数(A)	Aのうち施設等利用者数	うち、夜間の保育ニーズに含数していない施設等を利用している者	Aのうち施設等を利用していない者
1	北海道	35	27	1	8
2	青森県	0	0	0	0
3	岩手県	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0
7	福島県	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	0	0
9	栃木県	2	2	0	0
10	群馬県	1	1	0	0
11	埼玉県	1	1	0	0
12	千葉県	5	5	0	0
13	東京都	8	6	3	2
14	神奈川県	23	23	0	0
15	新潟県	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0
23	愛知県	9	9	0	0
24	三重県	0	0	0	0
25	滋賀県	1	1	0	0
26	京都府	0	0	0	0
27	大阪府	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0
32	島根県	86	84	21	2
33	岡山県	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0
35	山口県	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0
39	高知県	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	0	0
41	佐賀県	0	0	0	0
42	長崎県	0	0	0	0
43	熊本県	18	18	0	0
44	大分県	2	2	2	0
45	宮崎県	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0	0
47	沖縄県	55	54	18	1
小計①		246	233	45	13

(人)

No.	指定都市 中核市	夜間の保育ニーズのある利用申込児童数(A)	Aのうち施設等利用者数	うち、夜間の保育ニーズに含数していない施設等を利用している者	Aのうち施設等を利用していない者
48	札幌市	0	0	0	0
49	仙台市	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0
52	横浜市	1	1	0	0
53	川崎市	88	80	48	8
54	相模原市	0	0	0	0
55	新潟市	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0
57	浜松市	0	0	0	0
58	名古屋市	67	67	2	0
59	京都市	0	0	0	0
60	大阪市	21	21	0	0
61	堺市	5	5	0	0
62	神戸市	0	0	0	0
63	岡山市	0	0	0	0
64	広島市	0	0	0	0
65	北九州市	0	0	0	0
66	福岡市	0	0	0	0
67	熊本市	0	0	0	0
68	旭川市	5	5	0	0
69	函館市	0	0	0	0
70	青森市	0	0	0	0
71	八戸市	34	34	0	0
72	盛岡市	0	0	0	0
73	秋田市	0	0	0	0
74	山形市	0	0	0	0
75	郡山市	0	0	0	0
76	いわき市	0	0	0	0
77	福島市	0	0	0	0
78	水戸市	0	0	0	0
79	宇都宮市	2	2	0	0
80	前橋市	0	0	0	0
81	高崎市	0	0	0	0
82	川崎市	0	0	0	0
83	越谷市	0	0	0	0
84	川口市	0	0	0	0
85	船橋市	95	90	90	5
86	柏市	0	0	0	0
87	八王子市	0	0	0	0
88	横須賀市	0	0	0	0
89	富山市	0	0	0	0
90	金沢市	32	32	0	0
91	福井市	0	0	0	0
92	甲府市	0	0	0	0
93	長野市	5	5	0	0
94	松本市	0	0	0	0
95	岐阜市	5	5	5	0
96	豊橋市	0	0	0	0
97	豊田市	0	0	0	0
98	岡崎市	0	0	0	0
99	一宮市	0	0	0	0
100	大津市	0	0	0	0
101	高槻市	0	0	0	0
102	東大阪市	0	0	0	0
103	豊中市	0	0	0	0
104	枚方市	0	0	0	0
105	八尾市	0	0	0	0
106	寝屋川市	4	0	0	0
107	吹田市	0	0	0	0
108	姫路市	0	0	0	0
109	西宮市	0	0	0	0
110	尼崎市	0	0	0	0
111	明石市	0	0	0	0
112	奈良市	0	0	0	0
113	和歌山市	0	0	0	0
114	鳥取市	0	0	0	0
115	松江市	36	36	0	0
116	倉敷市	3	3	0	0
117	福山市	93	87	15	6
118	呉市	0	0	0	0
119	下関市	0	0	0	0
120	高松市	32	32	0	0
121	松山市	3	3	0	0
122	高知市	0	0	0	0
123	久留米市	21	15	0	6
124	長崎市	0	0	0	0
125	佐世保市	28	28	0	0
126	大分市	0	0	0	0
127	宮崎市	23	17	2	6
128	鹿児島市	0	0	0	0
129	那覇市	4	4	0	0
小計②		607	572	162	31
合計①+②		853	805	207	44

令和2年度 延長保育事業の実施状況

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間実利用児童数 (人)		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計
1	北海道	128	285	413	2,663	8,709	11,372
2	青森県	1	267	268	17	9,306	9,323
3	岩手県	67	176	243	942	6,592	7,534
4	宮城県	99	213	312	2,032	5,576	7,608
5	秋田県	42	121	163	1,166	4,852	6,018
6	山形県	62	159	221	2,252	4,979	7,231
7	福島県	60	105	165	1,311	4,060	5,371
8	茨城県	76	353	429	2,426	13,820	16,246
9	栃木県	91	241	332	1,928	7,126	9,054
10	群馬県	53	195	248	1,505	7,731	9,236
11	埼玉県	217	766	983	7,604	21,843	29,447
12	千葉県	242	728	970	10,915	26,560	37,475
13	東京都	688	2,659	3,347	24,443	54,774	79,217
14	神奈川県	77	391	468	4,709	12,661	17,370
15	新潟県	215	193	408	6,606	7,815	14,421
16	富山県	73	101	174	1,896	4,053	5,949
17	石川県	103	121	224	3,025	4,778	7,803
18	福井県	72	76	148	1,539	2,074	3,613
19	山梨県	68	68	136	1,935	1,513	3,448
20	長野県	324	110	434	11,223	5,454	16,677
21	岐阜県	161	158	319	3,369	5,402	8,771
22	静岡県	95	257	352	2,728	8,777	11,505
23	愛知県	397	222	619	13,724	7,207	20,931
24	三重県	110	166	276	2,038	4,812	6,850
25	滋賀県	81	147	228	3,196	4,988	8,184
26	京都府	91	119	210	3,175	6,521	9,696
27	大阪府	104	408	512	4,390	17,746	22,136
28	兵庫県	114	368	482	2,531	9,939	12,470
29	奈良県	78	98	176	2,393	4,201	6,594
30	和歌山県	63	48	111	2,320	1,877	4,197
31	鳥取県	74	83	157	1,448	2,564	4,012
32	島根県	35	148	183	584	4,923	5,507
33	岡山県	76	81	157	2,127	3,697	5,824
34	広島県	89	126	215	1,614	3,877	5,491
35	山口県	57	164	221	1,930	6,560	8,490
36	徳島県	67	102	169	1,212	3,666	4,878
37	香川県	22	55	77	409	1,647	2,056
38	愛媛県	60	72	132	811	1,310	2,121
39	高知県	14	27	41	368	1,127	1,495
40	福岡県	72	423	495	2,866	17,781	20,647
41	佐賀県	24	220	244	827	8,537	9,364
42	長崎県	5	249	254	263	8,112	8,375
43	熊本県	36	362	398	828	12,523	13,351
44	大分県	22	159	181	303	4,080	4,383
45	宮崎県	13	204	217	227	6,280	6,507
46	鹿児島県	22	292	314	407	9,143	9,550
47	沖縄県	43	430	473	1,436	16,305	17,741
	小計①	4,783	12,516	17,299	147,661	397,878	545,539

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間実利用児童数 (人)		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計
48	札幌市	22	451	473	1,958	16,778	18,736
49	仙台市	35	268	303	851	5,428	6,279
50	さいたま市	61	187	248	1,788	4,672	6,460
51	千葉市	57	193	250	1,983	3,838	5,821
52	横浜市	69	836	905	967	13,027	13,994
53	川崎市	27	444	471	451	9,957	10,408
54	相模原市	20	154	174	700	3,185	3,885
55	新潟市	86	164	250	3,190	8,050	11,240
56	静岡市	61	71	132	1,597	3,029	4,626
57	浜松市	20	155	175	433	3,695	4,128
58	名古屋	99	316	415	1,780	9,914	11,694
59	京都市	14	232	246	267	7,581	7,848
60	大阪市	87	483	570	1,226	15,010	16,236
61	堺市	17	109	126	772	4,882	5,654
62	神戸市	52	334	386	536	5,334	5,870
63	岡山市	33	99	132	665	5,317	5,982
64	広島市	36	139	175	888	2,781	3,669
65	北九州市	24	172	196	343	3,861	4,204
66	福岡市	7	313	320	373	9,159	9,532
67	熊本市	19	154	173	632	9,021	9,653
68	旭川市	3	84	87	78	1,341	1,419
69	函館市	2	26	28	40	529	569
70	青森市	0	104	104	0	2,402	2,402
71	八戸市	0	79	79	0	2,115	2,115
72	盛岡市	10	80	90	236	3,406	3,642
73	秋田市	6	74	80	107	3,559	3,666
74	山形市	10	56	66	420	3,029	3,449
75	郡山市	23	53	76	549	1,367	1,916
76	いわき市	0	41	41	0	322	322
77	福島市	14	56	70	573	2,411	2,984
78	水戸市	13	82	95	345	2,774	3,119
79	宇都宮市	10	121	131	968	4,284	5,252
80	前橋市	16	52	68	148	1,539	1,687
81	高崎市	21	33	54	374	1,140	1,514
82	川越市	20	38	58	656	1,376	2,032
83	越谷市	18	69	87	934	2,013	2,947
84	川口市	41	107	148	2,368	3,121	5,489
85	船橋市	27	109	136	2,916	3,882	6,798
86	柏市	22	76	98	1,304	2,983	4,287
87	八王子市	16	81	97	477	711	1,188
88	横須賀市	11	44	55	591	1,349	1,940
89	富山市	39	75	114	964	4,155	5,119
90	金沢市	13	107	120	970	3,134	4,104
91	福井市	28	64	92	629	3,149	3,778
92	甲府市	2	35	37	64	1,443	1,507
93	長野市	29	56	85	437	2,001	2,438
94	松本市	42	11	53	878	180	1,058
95	岐阜市	3	36	39	301	1,589	1,890
96	豊橋市	0	12	12	0	427	427
97	豊田市	52	31	83	793	1,608	2,401
98	岡崎市	38	17	55	1,299	1,167	2,466
99	一宮市	53	18	71	1,952	1,000	2,952
100	大津市	14	70	84	309	2,845	3,154
101	高槻市	13	54	67	728	2,334	3,062
102	東大阪市	12	78	90	697	1,684	2,381
103	豊中市	26	89	115	1,693	3,499	5,192
104	枚方市	16	0	16	1,282	0	1,282
105	八尾市	7	43	50	285	1,997	2,282
106	寝屋川市	6	41	47	296	1,514	1,810
107	吹田市	23	49	72	825	351	1,176
108	姫路市	29	79	108	760	1,075	1,835
109	西宮市	23	56	79	723	2,168	2,891
110	尼崎市	19	92	111	282	1,828	2,110
111	明石市	11	71	82	290	333	623
112	奈良市	24	35	59	443	2,088	2,531
113	和歌山市	8	45	53	70	2,683	2,753
114	鳥取市	24	39	63	1,045	2,177	3,222
115	松江市	16	63	79	619	3,296	3,915
116	倉敷市	10	81	91	505	3,385	3,890
117	福山市	49	66	115	2,020	3,984	6,004
118	呉市	3	34	37	73	983	1,056
119	下関市	19	38	57	827	2,812	3,639
120	高松市	36	56	92	3,367	3,461	6,828
121	松山市	21	63	84	1,117	2,222	3,339
122	高知市	13	57	70	147	1,826	1,973
123	久留米市	0	60	60	0	2,687	2,687
124	長崎市	6	122	128	172	5,722	5,894
125	佐世保市	3	79	82	85	3,069	3,154
126	大分市	12	92	104	241	3,500	3,741
127	宮崎市	5	103	108	93	2,154	2,247
128	鹿児島市	11	140	151	477	8,527	9,004
129	那覇市	20	123	143	523	4,815	5,338
	小計②	1,907	9,219	11,126	62,765	289,044	351,809
	合計①+②	6,690	21,735	28,425	210,426	686,922	897,348

令和2年度 一時預かり事業の実施状況

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
1	北海道	208	5	213	69,343	396	69,739
2	青森県	112	2	114	20,903	245	21,148
3	岩手県	149	4	153	7,594	154	7,748
4	宮城県	63	3	66	22,357	32	22,389
5	秋田県	82	0	82	5,899	0	5,899
6	山形県	76	5	81	10,609	397	11,006
7	福島県	70	7	77	17,737	212	17,949
8	茨城県	211	7	218	64,825	433	65,258
9	栃木県	128	22	150	23,876	1,903	25,779
10	群馬県	122	1	123	15,046	10	15,056
11	埼玉県	282	26	308	113,344	1,557	114,901
12	千葉県	250	13	263	126,393	418	126,811
13	東京都	639	153	792	430,176	3,524	433,700
14	神奈川県	195	40	235	91,154	1,470	92,624
15	新潟県	153	5	158	33,254	315	33,569
16	富山県	96	0	96	9,882	0	9,882
17	石川県	104	20	124	8,201	830	9,031
18	福井県	90	0	90	12,572	0	12,572
19	山梨県	30	0	30	5,965	0	5,965
20	長野県	152	1	153	39,675	11	39,686
21	岐阜県	143	7	150	38,366	1,041	39,407
22	静岡県	146	29	175	49,578	1,623	51,201
23	愛知県	201	9	210	125,815	420	126,235
24	三重県	88	7	95	28,872	143	29,015
25	滋賀県	80	1	81	22,047	108	22,155
26	京都府	105	1	106	32,096	38	32,134
27	大阪府	171	3	174	57,742	328	58,070
28	兵庫県	235	16	251	71,503	1,368	72,871
29	奈良県	67	2	69	31,846	61	31,907
30	和歌山県	24	6	30	3,518	254	3,772
31	鳥取県	44	0	44	4,211	0	4,211
32	島根県	55	0	55	10,317	0	10,317
33	岡山県	85	0	85	37,240	0	37,240
34	広島県	102	9	111	25,441	1,478	26,919
35	山口県	133	5	138	26,692	208	26,900
36	徳島県	48	4	52	40,224	129	40,353
37	香川県	32	0	32	13,519	0	13,519
38	愛媛県	48	10	58	30,099	2,514	32,613
39	高知県	21	5	26	6,634	320	6,954
40	福岡県	166	5	171	35,700	117	35,817
41	佐賀県	63	6	69	10,608	363	10,971
42	長崎県	73	1	74	19,806	25	19,831
43	熊本県	53	5	58	12,409	176	12,585
44	大分県	105	1	106	13,042	95	13,137
45	宮崎県	82	0	82	10,784	0	10,784
46	鹿児島県	113	5	118	36,382	418	36,800
47	沖縄県	32	0	32	11,743	0	11,743
小計①		5,727	451	6,178	1,935,039	23,134	1,958,173

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
48	札幌市	140	0	140	44,389	0	44,389
49	仙台市	72	30	102	51,313	2,087	53,400
50	さいたま市	63	0	63	14,035	0	14,035
51	千葉市	32	19	51	23,945	3,531	27,476
52	横浜市	418	8	426	192,318	212	192,530
53	川崎市	106	0	106	94,025	0	94,025
54	相模原市	84	21	105	13,790	248	14,038
55	新潟市	50	0	50	13,117	0	13,117
56	静岡市	98	0	98	25,177	0	25,177
57	浜松市	60	0	60	9,683	0	9,683
58	名古屋市	157	0	157	44,348	0	44,348
59	京都市	53	0	53	24,788	0	24,788
60	大阪市	73	0	73	44,989	0	44,989
61	堺市	77	0	77	6,132	0	6,132
62	神戸市	194	71	265	31,143	4,797	35,940
63	岡山市	60	0	60	34,271	0	34,271
64	広島市	87	0	87	10,276	0	10,276
65	北九州市	66	0	66	10,358	0	10,358
66	福岡市	39	8	47	18,865	374	19,239
67	熊本市	10	0	10	8,668	0	8,668
68	旭川市	13	0	13	15,522	0	15,522
69	函館市	29	0	29	6,645	0	6,645
70	青森市	39	0	39	4,201	0	4,201
71	八戸市	30	0	30	7,730	0	7,730
72	盛岡市	16	0	16	1,577	0	1,577
73	秋田市	53	6	59	2,862	862	3,724
74	山形市	39	1	40	7,863	13	7,876
75	郡山市	11	0	11	11,800	0	11,800
76	いわき市	10	0	10	4,529	0	4,529
77	福島市	27	0	27	5,787	0	5,787
78	水戸市	13	0	13	6,649	0	6,649
79	宇都宮市	33	0	33	36,211	0	36,211
80	前橋市	30	0	30	6,416	0	6,416
81	高崎市	12	0	12	3,593	0	3,593
82	川崎市	24	0	24	6,895	0	6,895
83	越谷市	11	0	11	9,163	0	9,163
84	川口市	15	0	15	3,601	0	3,601
85	船橋市	24	0	24	16,787	0	16,787
86	柏市	20	0	20	8,144	0	8,144
87	八王子市	21	0	21	8,348	0	8,348
88	横須賀市	8	0	8	3,695	0	3,695
89	富山市	59	0	59	4,466	0	4,466
90	金沢市	83	0	83	7,121	0	7,121
91	福井市	54	5	59	7,226	261	7,487
92	甲府市	8	0	8	1,946	0	1,946
93	長野市	12	0	12	9,974	0	9,974
94	松本市	10	0	10	9,778	0	9,778
95	岐阜市	26	0	26	6,660	0	6,660
96	豊橋市	5	0	5	2,862	0	2,862
97	豊田市	40	0	40	291	0	291
98	岡崎市	21	0	21	6,238	0	6,238
99	一宮市	16	0	16	12,258	0	12,258
100	大津市	24	1	25	10,629	32	10,661
101	高槻市	19	0	19	23,474	0	23,474
102	東大阪市	36	0	36	17,152	0	17,152
103	豊中市	57	0	57	26,877	0	26,877
104	枚方市	14	0	14	14,590	0	14,590
105	八尾市	16	0	16	4,386	0	4,386
106	寝屋川市	8	0	8	3,667	0	3,667
107	吹田市	16	0	16	6,802	0	6,802
108	姫路市	24	0	24	4,620	0	4,620
109	西宮市	22	0	22	10,360	0	10,360
110	尼崎市	33	0	33	11,445	0	11,445
111	明石市	10	0	10	8,312	0	8,312
112	奈良市	11	0	11	7,062	0	7,062
113	和歌山市	12	0	12	5,830	0	5,830
114	鳥取市	10	0	10	3,316	0	3,316
115	松江市	25	0	25	13,520	0	13,520
116	倉敷市	22	0	22	26,241	0	26,241
117	福山市	51	0	51	20,248	0	20,248
118	呉市	18	0	18	9,964	0	9,964
119	下関市	10	15	25	2,704	435	3,139
120	高松市	19	7	26	9,459	147	9,606
121	松山市	40	11	51	54,171	824	54,995
122	高知市	8	5	13	5,361	458	5,819
123	久留米市	16	0	16	7,420	0	7,420
124	長崎市	22	0	22	2,648	0	2,648
125	佐世保市	5	0	5	668	0	668
126	大分市	20	0	20	10,001	0	10,001
127	宮崎市	78	0	78	6,897	0	6,897
128	鹿児島市	88	0	88	55,383	0	55,383
129	那覇市	11	0	11	4,127	0	4,127
小計②		3,496	208	3,704	1,349,802	14,281	1,364,083
合計(①+②)		9,223	659	9,882	3,284,841	37,415	3,322,256

令和2年度 病児保育事業の実施状況

No.	都道府県	実施か所数（か所）※1			年間延べ利用人数（人）※2,3		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計
1	北海道	14	40	54	2,098	6,006	8,104
2	青森県	4	19	23	187	5,425	5,612
3	岩手県	10	58	68	639	14,036	14,675
4	宮城県	4	19	23	2,055	1,830	3,885
5	秋田県	7	40	47	705	6,738	7,443
6	山形県	17	55	72	1,294	9,011	10,305
7	福島県	3	10	13	218	1,011	1,229
8	茨城県	3	128	131	291	20,234	20,525
9	栃木県	6	69	75	327	10,093	10,420
10	群馬県	3	49	52	63	7,575	7,638
11	埼玉県	7	76	83	629	14,366	14,995
12	千葉県	39	117	156	10,998	20,270	31,268
13	東京都	12	231	243	2,079	70,695	72,774
14	神奈川県	5	26	31	686	5,439	6,125
15	新潟県	14	25	39	2,091	9,645	11,736
16	富山県	22	77	99	2,667	10,818	13,485
17	石川県	24	78	102	3,642	13,221	16,863
18	福井県	9	28	37	1,122	5,990	7,112
19	山梨県	8	16	24	1,212	2,716	3,928
20	長野県	14	16	30	3,565	4,235	7,800
21	岐阜県	11	25	36	624	4,226	4,850
22	静岡県	14	68	82	998	11,210	12,208
23	愛知県	14	39	53	1,383	6,606	7,989
24	三重県	8	11	19	2,394	4,711	7,105
25	滋賀県	30	24	54	4,876	5,348	10,224
26	京都府	14	40	54	1,793	10,175	11,968
27	大阪府	67	168	235	6,878	44,297	51,175
28	兵庫県	20	58	78	1,931	22,386	24,317
29	奈良県	9	30	39	2,764	8,752	11,516
30	和歌山県	6	9	15	1,254	2,753	4,007
31	鳥取県	8	7	15	93	3,931	4,024
32	島根県	11	19	30	1,699	3,399	5,098
33	岡山県	7	30	37	442	6,129	6,571
34	広島県	8	29	37	763	7,258	8,021
35	山口県	1	24	25	107	21,180	21,287
36	徳島県	0	32	32	0	11,971	11,971
37	香川県	4	9	13	1,887	4,244	6,131
38	愛媛県	4	18	22	392	6,006	6,398
39	高知県	9	9	18	323	1,098	1,421
40	福岡県	6	34	40	1,196	13,327	14,523
41	佐賀県	3	17	20	39	4,221	4,260
42	長崎県	1	29	30	0	7,180	7,180
43	熊本県	6	32	38	1,554	7,383	8,937
44	大分県	5	20	25	1,369	8,628	9,997
45	宮崎県	1	20	21	74	5,239	5,313
46	鹿児島県	2	32	34	453	6,625	7,078
47	沖縄県	1	21	22	9	6,404	6,413
小計①		495	2,031	2,526	71,863	484,041	555,904

No.	指定都市 中核市	実施か所数（か所）※1			年間延べ利用人数（人）※2,3		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計
48	札幌市	0	6	6	0	2,241	2,241
49	仙台市	0	7	7	0	2,145	2,145
50	さいたま市	0	11	11	0	3,142	3,142
51	千葉市	0	10	10	0	6,894	6,894
52	横浜市	0	29	29	0	15,925	15,925
53	川崎市	0	7	7	0	7,115	7,115
54	相模原市	0	3	3	0	1,011	1,011
55	新潟市	1	11	12	0	10,738	10,738
56	静岡市	2	0	2	583	0	583
57	浜松市	0	6	6	0	2,659	2,659
58	名古屋市	0	23	23	0	18,899	18,899
59	京都市	0	10	10	0	4,815	4,815
60	大阪市	9	27	36	1,274	12,364	13,638
61	堺市	0	4	4	0	1,775	1,775
62	神戸市	0	27	27	0	16,201	16,201
63	岡山市	0	6	6	0	6,094	6,094
64	広島市	0	14	14	0	14,164	14,164
65	北九州市	0	13	13	0	9,059	9,059
66	福岡市	0	20	20	0	28,895	28,895
67	熊本市	0	8	8	0	5,477	5,477
68	旭川市	1	2	3	54	295	349
69	函館市	0	1	1	0	329	329
70	青森市	0	3	3	0	218	218
71	八戸市	0	5	5	0	2,312	2,312
72	盛岡市	0	9	9	0	3,930	3,930
73	秋田市	0	11	11	0	2,079	2,079
74	山形市	3	4	7	649	592	1,241
75	郡山市	0	4	4	0	3,221	3,221
76	いわき市	1	3	4	1,012	881	1,893
77	福島市	0	10	10	0	767	767
78	水戸市	1	6	7	0	288	288
79	宇都宮市	0	6	6	0	3,313	3,313
80	前橋市	0	36	36	0	6,834	6,834
81	高崎市	1	18	19	32	4,688	4,720
82	川越市	0	4	4	0	965	965
83	越谷市	0	2	2	0	305	305
84	川口市	0	2	2	0	865	865
85	船橋市	27	32	59	2,315	3,235	5,550
86	柏市	0	27	27	0	6,548	6,548
87	八王子市	0	4	4	0	536	536
88	横須賀市	1	0	1	182	0	182
89	富山市	4	54	58	917	8,506	9,423
90	金沢市	2	11	13	1,394	6,814	8,208
91	福井市	0	6	6	0	5,279	5,279
92	甲府市	0	19	19	0	5,830	5,830
93	長野市	0	2	2	0	143	143
94	松本市	2	4	6	84	780	864
95	岐阜市	0	7	7	0	7,687	7,687
96	豊橋市	2	1	3	209	343	552
97	豊田市	0	2	2	0	1,016	1,016
98	岡崎市	1	2	3	6	63	69
99	一宮市	1	2	3	89	177	266
100	大津市	13	10	23	1,061	2,908	3,969
101	高槻市	12	34	46	317	9,861	10,178
102	東大阪市	0	2	2	0	2,107	2,107
103	豊中市	23	64	87	2,131	21,171	23,302
104	枚方市	12	23	35	1,356	5,008	6,364
105	八尾市	7	24	31	828	3,161	3,989
106	寝屋川市	0	19	19	0	4,828	4,828
107	吹田市	14	31	45	1,394	10,581	11,975
108	姫路市	0	4	4	0	1,165	1,165
109	西宮市	0	5	5	0	1,909	1,909
110	尼崎市	1	3	4	99	2,423	2,522
111	明石市	0	2	2	0	840	840
112	奈良市	0	5	5	0	1,627	1,627
113	和歌山市	1	2	3	0	1,196	1,196
114	鳥取市	3	2	5	312	2,667	2,979
115	松江市	1	4	5	275	4,857	5,132
116	倉敷市	0	4	4	0	4,667	4,667
117	福山市	1	3	4	326	1,251	1,577
118	呉市	0	2	2	0	1,976	1,976
119	下関市	3	6	9	421	3,524	3,945
120	高松市	0	8	8	0	8,507	8,507
121	松山市	0	4	4	0	5,527	5,527
122	高知市	25	40	65	1,487	5,384	6,871
123	久留米市	0	5	5	0	3,283	3,283
124	長崎市	0	5	5	0	5,729	5,729
125	佐世保市	0	5	5	0	2,966	2,966
126	大分市	0	6	6	0	8,165	8,165
127	宮崎市	0	6	6	0	3,420	3,420
128	鹿児島市	0	9	9	0	9,678	9,678
129	那覇市	0	3	3	0	3,126	3,126
小計②		175	881	1,056	18,807	391,964	410,771
合計①+②		670	2,912	3,582	90,670	876,005	966,675

※1 実施か所数については「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」の合計

※2 年間延べ利用人数については「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

※3 「病児対応型」、「病後児対応型」は、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。（前年同月の延べ利用児童数を上限）

令和2年度 障害児保育の実施状況

No.	都道府県	障害児受入施設数 (か所)			実障害児数 (人)		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計
1	北海道	161	196	357	579	657	1,236
2	青森県	4	134	138	5	288	293
3	岩手県	61	100	161	150	235	385
4	宮城県	63	62	125	176	126	302
5	秋田県	38	98	136	185	265	450
6	山形県	58	116	174	176	465	641
7	福島県	41	59	100	81	189	270
8	茨城県	94	229	323	484	621	1,105
9	栃木県	90	148	238	380	389	769
10	群馬県	39	121	160	217	406	623
11	埼玉県	239	291	530	957	580	1,537
12	千葉県	213	263	476	912	662	1,574
13	東京都	697	1,598	2,295	2,852	3,840	6,692
14	神奈川県	52	249	301	251	577	828
15	新潟県	209	141	350	982	557	1,539
16	富山県	72	66	138	176	154	330
17	石川県	84	88	172	344	222	566
18	福井県	74	80	154	272	310	582
19	山梨県	59	37	96	211	77	288
20	長野県	277	58	335	1,606	148	1,754
21	岐阜県	158	111	269	910	564	1,474
22	静岡県	91	160	251	454	567	1,021
23	愛知県	411	122	533	2,399	657	3,056
24	三重県	175	128	303	1,163	378	1,541
25	滋賀県	93	132	225	949	745	1,694
26	京都府	98	107	205	849	468	1,317
27	大阪府	109	312	421	1,029	1,774	2,803
28	兵庫県	122	217	339	628	825	1,453
29	奈良県	64	65	129	413	255	668
30	和歌山県	81	29	110	678	143	821
31	鳥取県	64	38	102	250	92	342
32	島根県	31	93	124	86	236	322
33	岡山県	70	65	135	381	339	720
34	広島県	108	91	199	520	318	838
35	山口県	73	123	196	377	506	883
36	徳島県	74	64	138	462	333	795
37	香川県	57	36	93	384	123	507
38	愛媛県	98	68	166	409	319	728
39	高知県	85	34	119	252	96	348
40	福岡県	69	275	344	446	1,006	1,452
41	佐賀県	21	146	167	79	479	558
42	長崎県	10	134	144	36	325	361
43	熊本県	39	248	287	87	757	844
44	大分県	23	85	108	64	199	263
45	宮崎県	15	105	120	31	314	345
46	鹿児島県	8	150	158	46	426	472
47	沖縄県	49	314	363	232	913	1,145
	小計①	4,921	7,586	12,507	24,610	23,925	48,535

No.	指定都市 中核市	障害児受入施設数 (か所)			実障害児数 (人)		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計
48	札幌市	15	166	181	40	368	408
49	仙台市	34	120	154	235	340	575
50	さいたま市	61	93	154	238	215	453
51	千葉市	57	82	139	320	181	501
52	横浜市	71	515	586	375	1,346	1,721
53	川崎市	27	182	209	140	294	434
54	相模原市	23	91	114	249	465	714
55	新潟市	86	94	180	450	266	716
56	静岡市	52	61	113	312	187	499
57	浜松市	20	98	118	253	769	1,022
58	名古屋市	99	309	408	733	1,217	1,950
59	京都市	14	267	281	334	1,464	1,798
60	大阪市	86	334	420	398	1,170	1,568
61	堺市	17	77	94	106	235	341
62	神戸市	57	185	242	335	538	873
63	岡山市	53	97	150	537	553	1,090
64	広島市	77	75	152	256	147	403
65	北九州市	20	102	122	100	267	367
66	福岡市	7	216	223	52	707	759
67	熊本市	19	85	104	129	286	415
68	旭川市	3	35	38	22	141	163
69	函館市	0	7	7	0	16	16
70	豊森市	0	29	29	0	72	72
71	八戸市	0	11	11	0	27	27
72	盛岡市	9	33	42	13	58	71
73	秋田市	2	42	44	4	90	94
74	山形市	8	21	29	19	29	48
75	郡山市	16	14	30	26	26	52
76	いわき市	32	20	52	216	43	259
77	福島市	12	11	23	27	15	42
78	水戸市	11	14	25	61	15	76
79	宇都宮市	10	53	63	60	109	169
80	前橋市	9	19	28	24	28	52
81	高崎市	11	54	65	19	200	219
82	川越市	20	14	34	107	19	126
83	越谷市	18	8	26	114	13	127
84	川口市	36	50	86	83	86	169
85	船橋市	27	44	71	113	90	203
86	柏市	22	41	63	153	186	339
87	八王子市	15	74	89	71	407	478
88	横須賀市	11	25	36	66	97	163
89	富山市	33	50	83	185	166	351
90	金沢市	12	65	77	39	134	173
91	福井市	22	45	67	101	138	239
92	甲府市	3	16	19	6	55	61
93	長野市	20	29	49	102	56	158
94	松本市	38	10	48	219	30	249
95	岐阜市	14	24	38	48	98	146
96	豊橋市	4	41	45	43	286	329
97	豊田市	47	24	71	190	114	304
98	岡崎市	36	16	52	223	98	321
99	一宮市	50	7	57	217	25	242
100	大津市	14	68	82	119	301	420
101	高槻市	12	36	48	55	116	171
102	東大阪市	12	64	76	114	372	486
103	豊中市	25	35	60	200	105	305
104	枚方市	11	44	55	75	163	238
105	八尾市	7	35	42	49	192	241
106	寝屋川市	6	34	40	42	89	131
107	吹田市	14	34	48	70	78	148
108	姫路市	22	67	89	57	512	569
109	西宮市	23	46	69	134	134	268
110	尼崎市	19	47	66	69	155	224
111	明石市	11	46	57	99	271	370
112	奈良市	24	26	50	119	80	199
113	和歌山市	16	45	61	219	634	853
114	鳥取市	17	19	36	55	58	113
115	松江市	9	25	34	22	47	69
116	倉敷市	19	68	87	222	491	713
117	福山市	49	70	119	138	148	286
118	呉市	9	28	37	44	50	94
119	下関市	19	22	41	166	168	334
120	高松市	37	34	71	141	220	361
121	松山市	18	36	54	140	117	257
122	高知市	19	48	67	64	100	164
123	久留米市	9	50	59	53	174	227
124	長崎市	6	76	82	40	274	314
125	佐世保市	3	24	27	6	42	48
126	大分市	11	34	45	32	86	118
127	宮崎市	5	78	83	44	195	239
128	鹿児島市	0	36	36	0	53	53
129	那覇市	20	76	96	248	319	567
	小計②	1,912	5,546	7,458	10,999	19,726	30,725
	合計①+②	6,833	13,132	19,965	35,609	43,651	79,260

令和2年度 保育所等における医療的ケア児の受入状況

No.	都道府県	医療的ケア児受入施設数(か所)			実医療的ケア児数(人)			医療的ケアを行う看護師数(人)			医療的ケアを行う保育士数(人)		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
1	北海道	8	4	12	8	6	14	4	2	6	6	0	6
2	青森県	0	5	5	0	6	6	0	3	3	0	0	0
3	岩手県	2	4	6	2	4	6	3	3	6	0	1	1
4	宮城県	1	1	2	1	1	2	2	1	3	0	0	0
5	秋田県	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1
6	山形県	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
7	福島県	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
8	茨城県	2	2	4	2	2	4	1	5	6	1	2	3
9	栃木県	1	3	4	1	3	4	0	2	2	0	2	2
10	群馬県	1	1	2	1	1	2	1	0	1	0	1	1
11	埼玉県	12	3	15	15	3	18	25	2	27	8	0	8
12	千葉県	13	7	20	16	9	25	14	4	18	3	1	4
13	東京都	46	12	58	52	13	65	65	12	77	27	3	30
14	神奈川県	1	4	5	1	7	8	1	3	4	0	2	2
15	新潟県	7	1	8	8	1	9	9	0	9	0	0	0
16	富山県	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0
17	石川県	2	3	5	2	3	5	2	3	5	0	1	1
18	福井県	7	1	8	9	1	10	8	1	9	0	0	0
19	山梨県	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0
20	長野県	13	1	14	13	3	16	9	4	13	1	0	1
21	岐阜県	2	2	4	3	2	5	2	0	2	2	2	4
22	静岡県	3	1	4	3	1	4	0	0	0	2	0	2
23	愛知県	11	2	13	12	2	14	11	3	14	0	0	0
24	三重県	9	1	10	9	1	10	10	0	10	3	1	4
25	滋賀県	14	3	17	23	3	26	19	2	21	2	0	2
26	京都府	5	3	8	5	3	8	6	3	9	1	2	3
27	大阪府	12	1	13	12	1	13	12	1	13	0	0	0
28	兵庫県	3	7	10	3	9	12	4	10	14	0	0	0
29	奈良県	4	0	4	5	0	5	3	0	3	2	0	2
30	和歌山県	2	1	3	2	1	3	2	1	3	0	0	0
31	鳥取県	3	1	4	4	1	5	5	1	6	1	0	1
32	島根県	3	2	5	3	3	6	3	2	5	1	2	3
33	岡山県	1	0	1	1	0	1	2	0	2	0	0	0
34	広島県	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	1	1
35	山口県	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2
36	徳島県	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
37	香川県	1	1	2	1	1	2	1	2	3	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	4	0	4	4	0	4	4	0	4	1	0	1
40	福岡県	1	2	3	1	2	3	1	1	2	0	1	1
41	佐賀県	1	3	4	1	3	4	1	1	2	0	0	0
42	長崎県	2	3	5	2	3	5	3	3	6	3	1	4
43	熊本県	3	11	14	3	12	15	4	12	16	0	7	7
44	大分県	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	1	6	7	1	6	7	1	4	5	1	3	4
47	沖縄県	4	5	9	5	5	10	5	2	7	1	2	3
	小計(1)	212	113	325	242	128	370	247	97	344	68	36	104

No.	指定都市 中核市	医療的ケア児受入施設数(か所)			実医療的ケア児数(人)			医療的ケアを行う看護師数(人)			医療的ケアを行う保育士数(人)		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
48	札幌市	1	2	3	1	2	3	1	0	1	0	0	0
49	仙台市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
50	さいたま市	0	1	1	0	6	6	0	5	5	0	0	0
51	千葉市	2	2	4	5	5	10	2	6	8	0	0	0
52	横浜市	0	9	9	0	9	9	0	13	13	0	0	0
53	川崎市	6	0	6	6	0	6	6	0	6	0	0	0
54	相模原市	2	3	5	3	3	6	6	3	9	0	0	0
55	新潟市	6	3	9	6	3	9	6	3	9	0	0	0
56	静岡市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
57	浜松市	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	0	0
58	名古屋市	4	8	12	4	10	14	4	5	9	0	0	0
59	京都市	2	6	8	3	18	21	2	13	15	0	2	2
60	大阪市	3	5	8	3	5	8	3	5	8	0	0	0
61	堺市	4	2	6	4	13	17	4	5	9	0	0	0
62	神戸市	3	5	8	1	13	14	2	14	16	0	0	0
63	岡山市	0	1	1	0	2	2	0	2	2	0	1	1
64	広島市	3	1	4	4	1	5	4	1	5	0	0	0
65	北九州市	1	0	1	3	0	3	4	0	4	0	0	0
66	福岡市	4	7	11	6	8	14	11	8	19	0	0	0
67	熊本市	3	0	3	3	0	3	3	0	3	0	0	0
68	旭川市	1	1	2	1	1	2	1	0	1	0	0	0
69	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	青森市	0	4	4	0	5	5	0	6	6	0	3	3
71	八戸市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
72	盛岡市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
73	秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	山形市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
75	郡山市	0	2	2	0	2	2	0	4	4	0	0	0
76	いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	宇都宮市	1	2	3	1	3	4	1	2	3	0	0	0
80	前橋市	0	4	4	0	4	4	0	3	3	0	0	0
81	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	川越市	1	1	2	1	1	2	2	1	3	0	0	0
83	越谷市	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0
84	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85	船橋市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
86	柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
87	八王子市	3	1	4	3	8	11	3	2	5	0	0	0
88	横須賀市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
89	富山市	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
90	金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91	福井市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
92	甲府市	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0
93	長野市	3	0	3	4	0	4	9	0	9	0	0	0
94	松本市	4	0	4	5	0	5	0	0	0	0	0	0
95	岐阜市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	4	0	4
96	豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97	豊田市	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0
98	岡崎市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
99	一宮市	1	0	1	2	0	2	2	0	2	1	0	1
100	大津市	4	2	6	9	2	11	8	0	8	0	0	0
101	高槻市	1	2	3	1	2	3	2	2	4	0	0	0
102	東大阪市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
103	豊中市	6	0	6	9	0	9	9	0	9	0	0	0
104	枚方市	1	3	4	1	3	4	1	3	4	0	0	0
105	八尾市	2	0	2	3	0	3	4	0	4	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	吹田市	2	0	2	2	0	2	4	0	4	1	0	1
108	姫路市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
109	西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
111	明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112	奈良市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
113	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
114	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116	倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117	福山市	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0
118	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
119	下関市	2	0	2	2	0	2	2	0	2	1	0	1
120	高松市	2	1	3	2	1	3	2	1	3	0	0	0
121	松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122	高知市	3	2	5	4	2	6	0	0	0	0	0	0
123	久留米市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
124	長崎市	1	4	5	2	4	6	2	4	6	3	0	3
125	佐世保市	0	3	3	0	3	3	0	1	1	0	1	1
126	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
127	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
128	鹿児島市	0	4	4	0	4	4	0	2	2	0	3	3
129	那覇市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	小計②	96	105	201	118	157	275	118	124	242	10	11	21
	合計(①+②)	308	218	526	360	285	645	365	221	586	78	47	125

**R2年度子ども・子育て支援事業支援計画における「確保方策」実績  
(延長保育・一時預かり・病児保育事業)**

延長保育	一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)	病児保育事業 (病児・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)及び送迎対応の合計)
1,236,101人	9,144,772人日(延べ)	1,811,536人日(延べ)

合理的な計算方法により推計した値の計上も含む。

## 1 これまでの経緯

①社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号)附則で、

「平成29年度までに総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七条項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に関する費用に要するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

とされていた。

②平成29年12月に開催された社会保障審議会福祉部会において、「平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われていること踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得る。」こととされた。

## 2 令和2年度の検討(社会保障審議会福祉部会取りまとめ(令和3年1月25日))

令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において見直しについて検討の結果、以下のとおり取りまとめられた。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットイングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。

今後、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットイングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

## 保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

### 新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施 (養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)
  - ・ 学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- 保育士の資格取得を支援
  - ・ 保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進 (27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施)
- 保育士・保育の現場の魅力発信 (情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施) 【R3予算～】

### 就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
  - ・ 保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
  - ・ 都道府県等で実施されている研修のオンライン化 【R3補正】
- 保育補助者の雇い上げの促進 (保育士の業務を補助する方の賃金の補助)
  - ・ 補助要件 (勤務時間週30時間以下の要件) の撤廃&補助基準額の引き上げ (1施設1名分 (233.3万円) → (311.1万円)等) 【R3予算～】
- 保育体制強化事業の促進 (清掃等の業務を行う方の賃金の補助)
  - ・ 計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう補助要件を見直し 【R4予算案】
  - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月145千円等
- 保育士宿舍借上げ支援 (補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定 (月額8.2万円を上限)、支給期間：採用から5年以内※)
  - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から8年以内 【R4予算案】
  - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き該当する場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革への支援
  - ・ 労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施 【R3予算～】
  - ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置 【R3予算～】

### 離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化 (潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援 (職業紹介) を実施)
  - ・ マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施 (補助額700万円)
  - ・ 保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上 【R3予算～】
- 就職準備金貸付事業 (再就職する際等に必要となる費用を貸し付け (40万円)、2年間勤務した場合、返還を免除)

# 保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+31億円(※))

## 【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

## 【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</li> <li>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<p>○ 貸付額(上限)</p> <p>ア 学費 5万円(月額)</p> <p>イ 入学準備金 20万円(初回に限る)</p> <p>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</p> <p>エ 生活費加算 4~5万円程度(月額)</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
2. 保育補助者雇上支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</li> <li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</li> <li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</li> </ul>	<p>○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p> <p>○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p>
3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<p>○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)</p> <p>※貸付期間：1年間</p>
4. 潜在保育士の再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</li> </ul>	<p>○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもも預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li> <li>○ 2年間の勤務により返還を免除</li> </ul>	<p>○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額</p> <p>※貸付期間：2年間</p>

# 保育所等におけるICT化推進等事業

令和3年度補正予算 18億円（保育対策総合支援事業費補助金）

## 【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

## 【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
  - (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
  - (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 ①1自治体当たり 8,000千円 ②1施設当たり 1,000千円

- (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円
- (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

## 【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設（\*）を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
- \* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
  - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

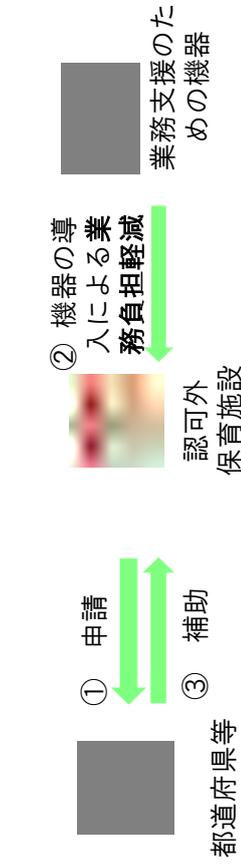
## (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



### 【業務負担が軽減される例】

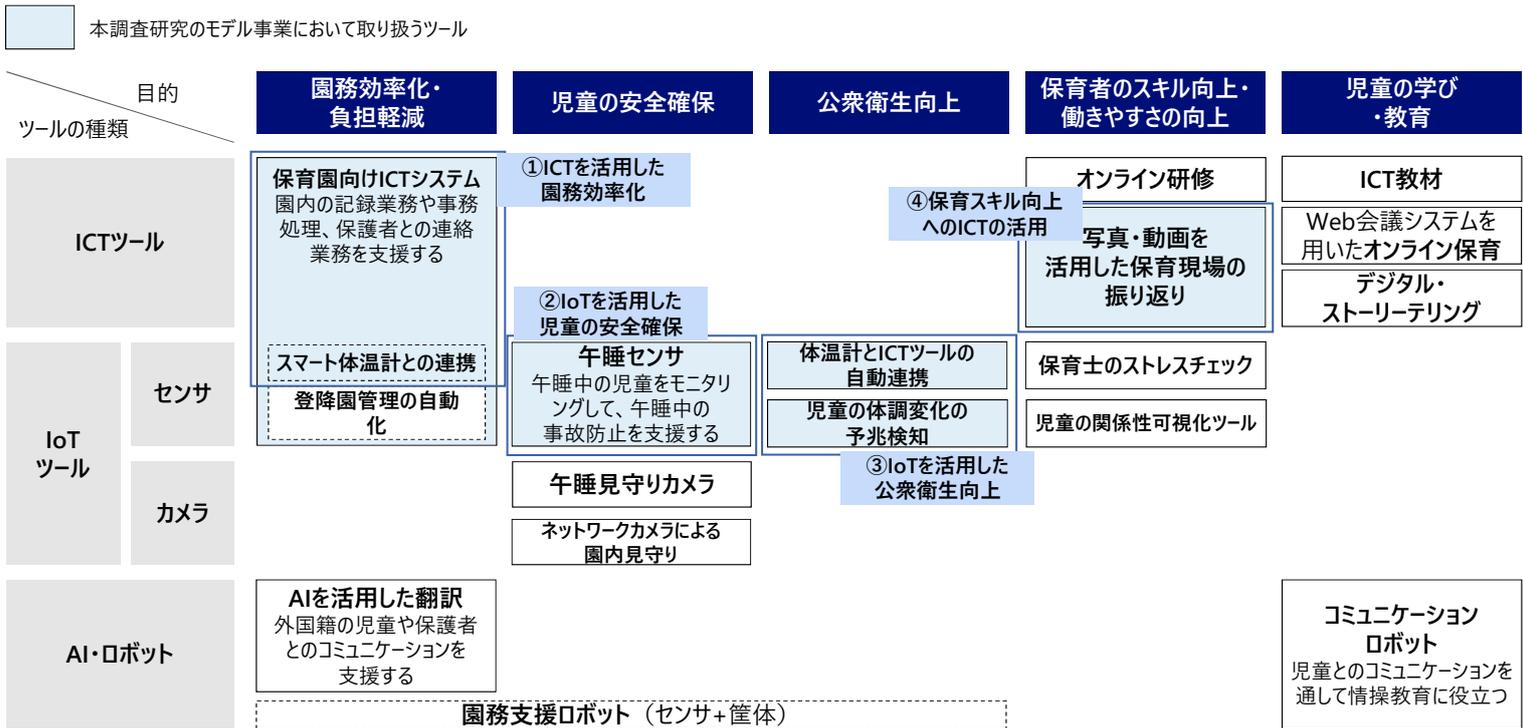
- 保育に関する計画・記録
  - ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、タブレット式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。
- 登降園管理
  - ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

## (2) 認可外保育施設における機器の導入

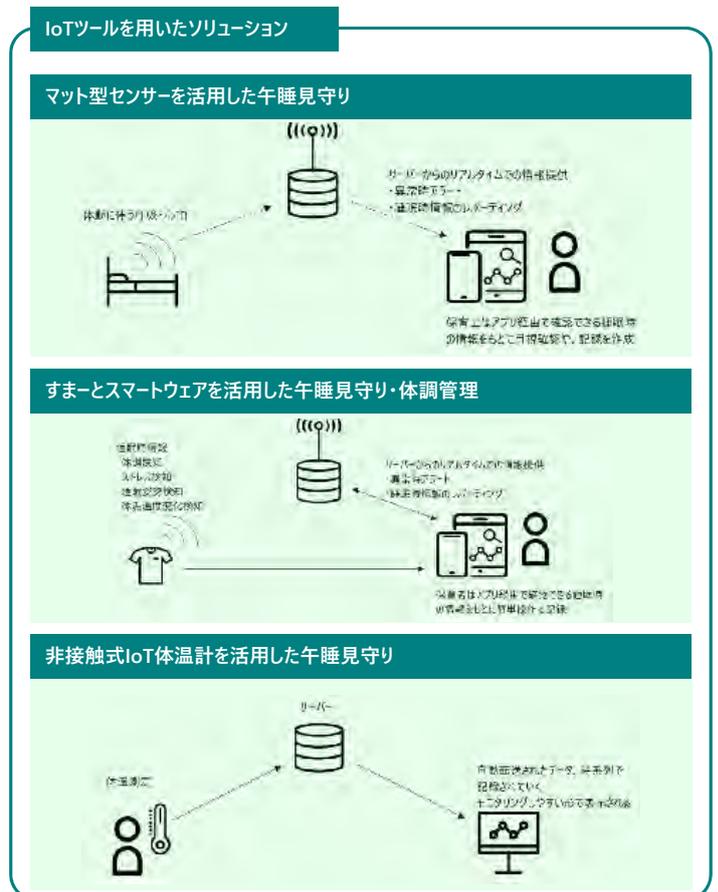
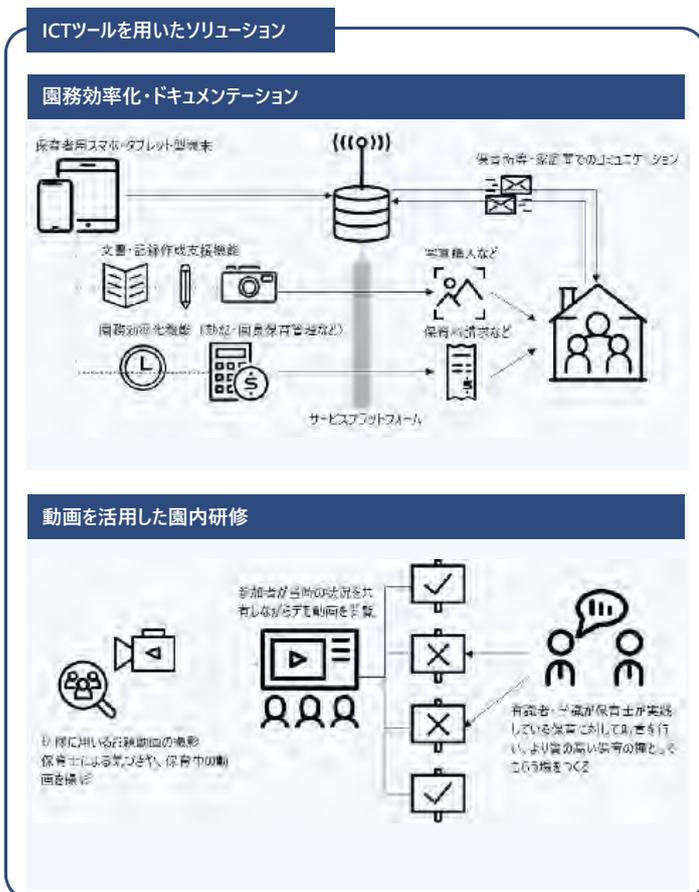


※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

1. 保育ICTの全体像と本調査研究の実証対象



2. 調査研究で取り上げたICT・IoTツールのソリューション



(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士

※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内

※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

《見直し》

事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

## 【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額(上限)の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

# 保育体制強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

## 【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市区町村が認められた者

【補助基準額】 1 か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1 か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

\* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする。

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1 か所当たり 月額 45千円

71

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県：1 / 4、市区町村：1 / 4

国：1 / 2、市区町村：1 / 2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

## 【実施要件】

### 《運用改善》

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

(現 行) 保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること

①保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が前年同月比で同数以上

②保育支援者を配置した月の児童の定員数に対する保育士（保育士以外の職員）の割合が前年同月比で同割合以上

(見直し後) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

# 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

## <目的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。

## 1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
  - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
  - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
  - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

## 2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
  - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
  - (2) 保育における子どもの理解
  - (3) 保育の計画と実践の振り返り
  - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

## 3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
  - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
  - (2) 評価の観点・項目の設定
  - (3) 現状・課題の把握と共有
  - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

## 4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
  - (1) 保育の記録とその活用
  - (2) 保育所における取組の進め方
  - (3) 自己評価の方法とその特徴
  - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

## 5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たったるの留意事項等について記載
  - (1) 自己評価の結果を公表する意義
  - (2) 自己評価の結果の公表方法
  - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

# 『保育をもっと楽しく』 保育所における自己評価ガイドラインハンドブックの概要

- 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）の活用にあたって、各保育所が自己評価の取組を行う際の具体的な留意点や工夫について、ガイドラインの改訂内容の検討にあたって保育の現場から得られた知見等を踏まえ記載。

## 1 未来の保育実践を 考えるための「評価」



## 2 自己評価の実施に当たって 大切にしたいこと



自己評価の基盤となる  
「子どもの理解」

日々の保育に手応え  
が生まれ、保育がよ  
り楽しくなる評価に

互いに肯定的な理解  
と評価ができる  
職場の環境づくり

## 3 取組を進めていく際のポイント

明日の保育に向けた  
日常的な記録・計画  
の活用



園長・主任の役割

既存の評価項目を  
用いる際の  
留意点と工夫



保護者や地域  
との連携

会議やミーティング  
の工夫



園内・外部研修  
や評価などの  
活用



# 幼児教育スタートプランのイメージ

以下の事項を、幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。



## 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会について

- 幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置（令和3年7月8日初等中等教育分科会決定）
- 具体的には、以下の事項について検討
  1. 生活・学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策
  2. 各地域において幼児教育を着実に推進するための体制整備
  3. 保護者や地域の教育力を引き出すための方策、保育人材の資質能力の向上といった幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図る上で必要な事項



### 【委員一覧】※敬称略・五十音順

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授	水野 達朗	大阪府大東市教育委員会教育長
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	溝上 慎一	学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授
石戸 奈々子	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、CANVAS 代表	宮下 友美恵	学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園長
榎本 和生	東京大学大学院理学系研究科教授	無藤 隆	白梅学園大学名誉教授
大竹 文雄	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授	村田 伊津子	岐阜市子ども・若者総合支援センター「E-ルぎふ」所長
岡林 律子	高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員	吉田 信解	埼玉県本庄市長
オチャンテ村井ロサメルセデス	桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授	渡邊 一利	公益財団法人笹川スポーツ財団理事長
神長 美津子	大阪総合保育大学児童保育学部特任教授	渡邊 英則	学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長、港北幼稚園長
久保山 茂樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター 首席総括研究員(兼)センター長		
黒木 定藏	宮崎県児湯郡西米良村長		
齋藤 孝	明治大学文学部教授		
鈴木 みゆき	國學院大学人間開発学部教授		
曾木 書代	社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長		
田村 学	國學院大学人間開発学部教授		
中井澤 卓哉	筑波大学教育学類4年、(一社)ひとと代表理事		
中山 昌樹	学校法人中山学園理事長		
二宮 徹	NHK解説主幹		
平川 理恵	広島県教育委員会教育長		
藤迫 稔	大阪府箕面市教育委員会教育長		
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授		

#### 【オブザーバー】

- ・ 内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）
- ・ 厚生労働省子ども家庭局保育課
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
- ・ 全日本私立幼稚園連合会
- ・ 公益社団法人全国幼児教育研究協会
- ・ 全国連合小学校長会
- ・ 日本私立小学校連合会
- ・ 社会福祉法人日本保育協会
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- ・ 公益社団法人全国私立保育連盟
- ・ 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
- ・ 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
- ・ 認定こども園連盟

- (1)「社会に開かれた幼児教育カリキュラム」の実現に向けた、  
幼児教育の質に関する認識の共有
- (2)「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園や地域の  
創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの開発・実践
- (3)全ての幼児のウェルビーイングを高めるカリキュラムの実現
- (4)幼児教育推進体制等の全国展開による、幼児教育の  
質の保障と専門性の向上
- (5)地域における幼児教育施設の役割の認識と  
関係機関との連携・協働等

### 架け橋プログラムの取組のイメージ

今後3か年程度を念頭に、モデル地域における先進事例の開発・実践と、全国的な架け橋期の教育の充実を並行して集中的に推進。

#### 幼児教育推進体制等を通じた全国的な取組

- ・ 幼児教育推進体制のネットワークや、中央協議会、都道府県協議会等の機会を活用し、特別委員会の議論の成果や、議論をもとに作成された架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き（仮案）や参考資料等を普及。好事例を分析・展開。
- ・ 各自治体における架け橋期のカリキュラム・教育方法の充実・改善を促進
- ・ 幼保小の連携体制や、幼児教育推進体制（幼児教育センター、幼児教育アドバイザー）の設置を促進

#### モデル地域における開発・実践

- ・ 文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」を活用して開発・実践

※次ページ参照

# モデル地域における架け橋期のカリキュラム開発のイメージ

- ◆対象 5歳児～小学校1年生(架け橋期。0～18歳の学びの連続性に配慮)
- ◆開発主体 モデル地域において、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、教育委員会、子育て担当部局、教師等養成や研修に関わる大学・団体、保護者や地域の関係者、有識者等から構成されるカリキュラム開発会議を構成
- ◆開発方法 カリキュラム開発会議において、中央教育審議会の議論をもとに作成された、架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き(仮案)や参考資料を活用しつつ開発  
 モデル地域内の園・小学校において、架け橋期のカリキュラムを踏まえつつ教育課程編成・指導計画作成、実施  
 質保障の枠組み(国)からの指摘や、各園・小学校における実践の検証結果を踏まえ、架け橋期のカリキュラムを改善
- ◆開発内容 各園・小学校における教育課程編成・指導計画作成の前提となる架け橋期のカリキュラム(接続期にふさわしい活動の在り方、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育方法の改善の視点など)の開発  
 架け橋期のカリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発

## モデル地域における体制のイメージ案

### モデル地域の自治体における取組のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「**幼保小の架け橋期のカリキュラムの開発・実施・評価・改善**」

#### ○カリキュラム開発会議

##### 【構成員】

- ・モデル地域の園・小学校 ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成大学、架け橋コーディネーター(有識者)
- ・幼保小関係団体、保護者等地域関係者 など

##### 【取組内容】

- 中教審の議論をもとに作成された、架け橋期のカリキュラムの手引き(仮案)や参考資料を活用しつつ、
- 架け橋期のカリキュラムの開発
- カリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発
- 国の質保障の枠組みからの指摘や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

幼稚園関係団体  
 保育所関係団体  
 認定こども園関係団体  
 小学校関係団体  
 ※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

##### 大学等

- ※取組への助言、養成・研修への反映等

##### 家庭・地域

- ※子供の育ちの共有、各園・学校の取組への協力

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施  
 各園・小学校において、架け橋期の接続をコーディネートする者の明確化

小学校

小学校への入学状況が多様であることも考慮

- 国立・公立幼稚園
- 私立幼稚園
- 公立認定こども園
- 私立認定こども園
- 公立保育所
- 私立保育所
- など

### 架け橋期の教育の質保障(国)

#### 【特別委員会の議論をもとに検討】

- ・架け橋期のカリキュラムの手引き(仮案)、参考資料
- ・質保障の枠組みの検討、作成・策定等

#### 【検証体制】

- ・「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」のメンバー及び関係者 等

#### 【検証等の内容】

- ①実態調査  
 モデル地域に対して実態調査を行い、各地域の成果検証
- ②改善事項の整理、取組推進  
 架け橋期のカリキュラムの手引き(仮案)、質保障の枠組みに関する改善事項を整理し、全国展開に向けた取組推進

質保障

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

## 政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
  - 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
  - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

## 具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

### ①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討

### ②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスポ・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進等

### ③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任等加算の要件見直し等）

### ④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求め等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討

## 今後の予定

### ①人口減少地域等における保育所の在り方 関係

- ▶ 令和3年12月27日付け事務連絡「社会福祉連携推進法人の認定等について（依頼）」の周知について（依頼）」において、社会福祉連携推進法人に関する制度内容等について周知。
- ▶ 人口減少地域で活用が見込まれる制度や施策の1つとして、公私連携型保育所や本年4月に施行予定の社会福祉推進法人に関する資料を周知。（詳細版資料参照）
- ▶ 「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」において人口減少地域における保育の提供に関する調査研究で、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を行うことにより、保育所等の現状認識・課題等を明らかにし、年度内に、報告書として調査結果等について取りまとめ、周知予定。

### ②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援 関係

- ▶ 児童発達支援及び保育所の人員基準を改正し、保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とすることについて、令和4年夏頃の公布・施行を予定しているところ。運用上の留意点等については、追って周知予定。

### ③保育所・保育士による地域の子育て支援 関係

- ▶ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化、身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備（かかりつけ相談機能の整備）、児童等にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等の内容を含む児童福祉法改正法案を提出予定。

### ④保育士の確保・資質向上等 関係

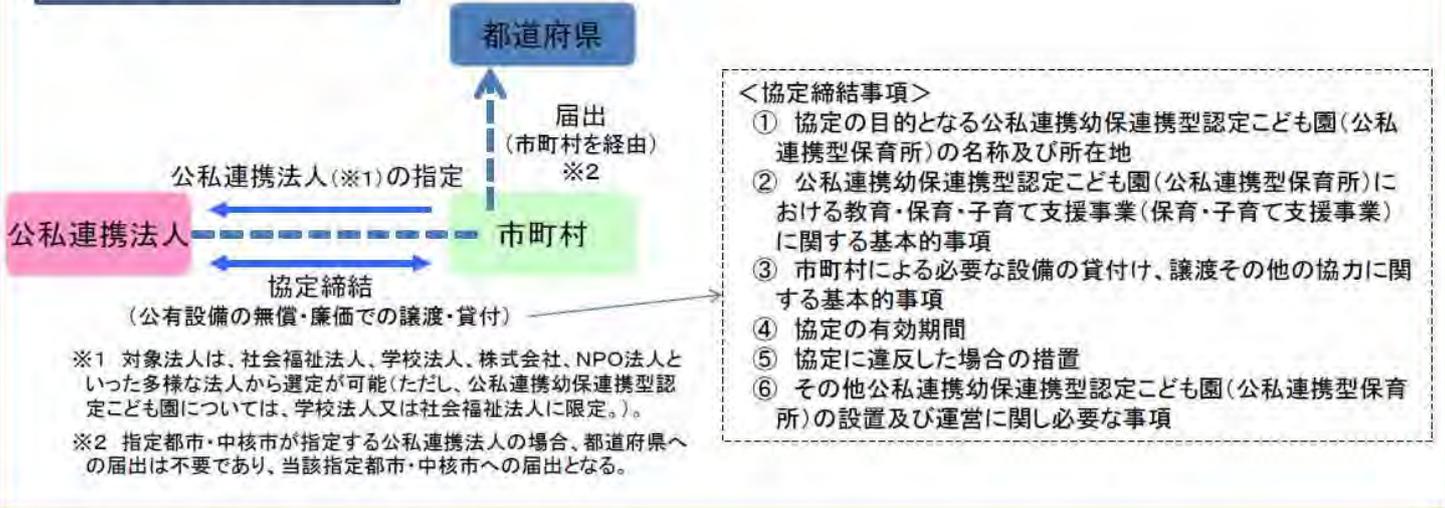
- ▶ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化、身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備（かかりつけ相談機能の整備）、児童等にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等の内容を含む児童福祉法改正法案を提出予定。（再掲）

※その他の取組等についても順次着手予定

基本的な考え方について

- 市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。
- そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。
- このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したもの。

公私連携施設のスキーム

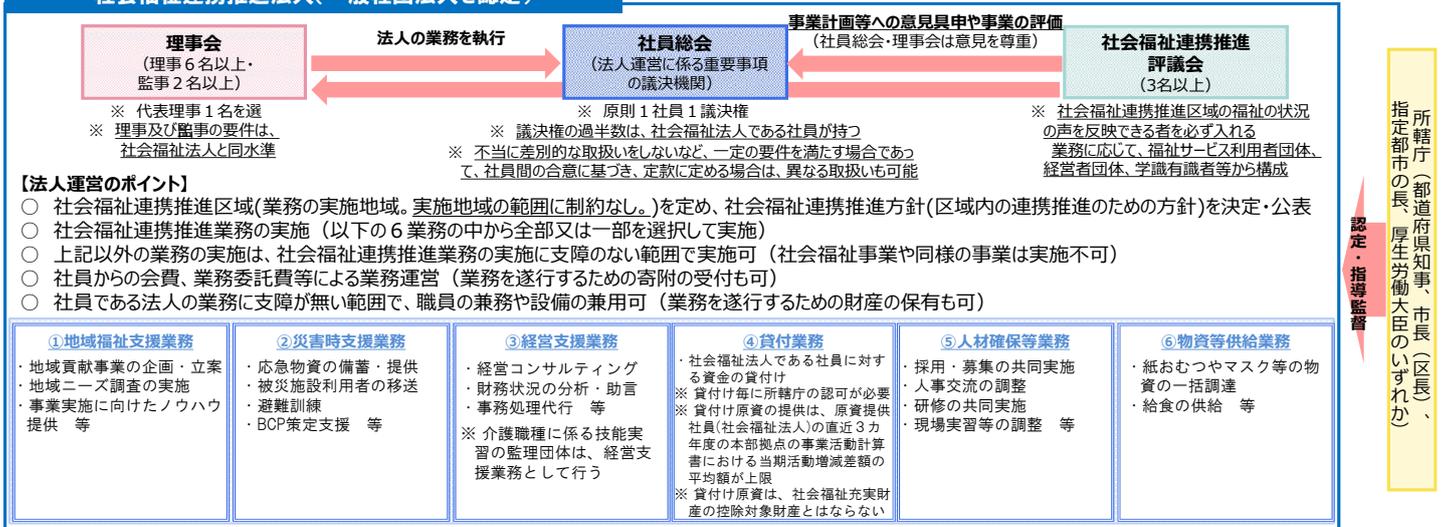


社会福祉連携推進法人について

令和3年5月14日とりまとめ

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。  
⇒社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



【法人運営のポイント】

- 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- 社会福祉連携推進業務の実施 (以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの会費、業務委託費等による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可(業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務

- ・ 地域貢献事業の企画・立案
- ・ 地域ニーズ調査の実施
- ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等

②災害時支援業務

- ・ 応急物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設利用者の移送
- ・ 避難訓練
- ・ BCP策定支援 等

③経営支援業務

- ・ 経営コンサルティング
- ・ 財務状況の分析・助言
- ・ 事務処理代行 等
- ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う

④貸付業務

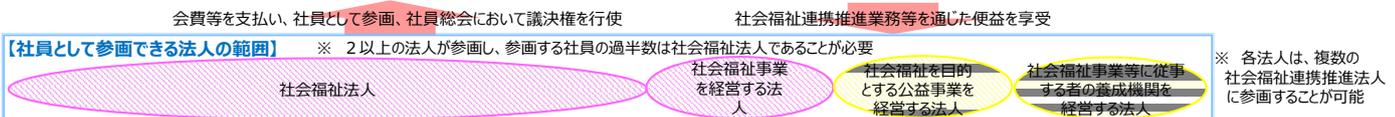
- ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け
- ※ 貸付け毎に所轄庁の認可が必要
- ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限
- ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない

⑤人材確保等業務

- ・ 採用・募集の共同実施
- ・ 人事交流の調整
- ・ 研修の共同実施
- ・ 現場実習等の調整 等

⑥物資等供給業務

- ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・ 給食の供給 等

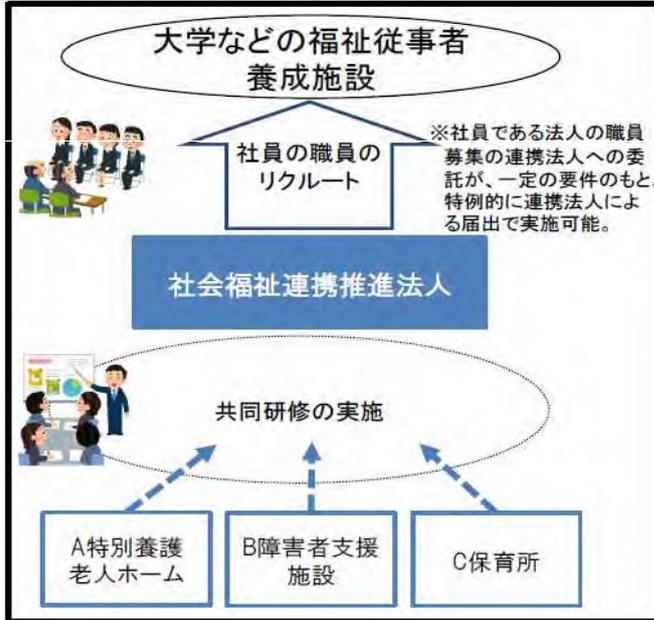


社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)

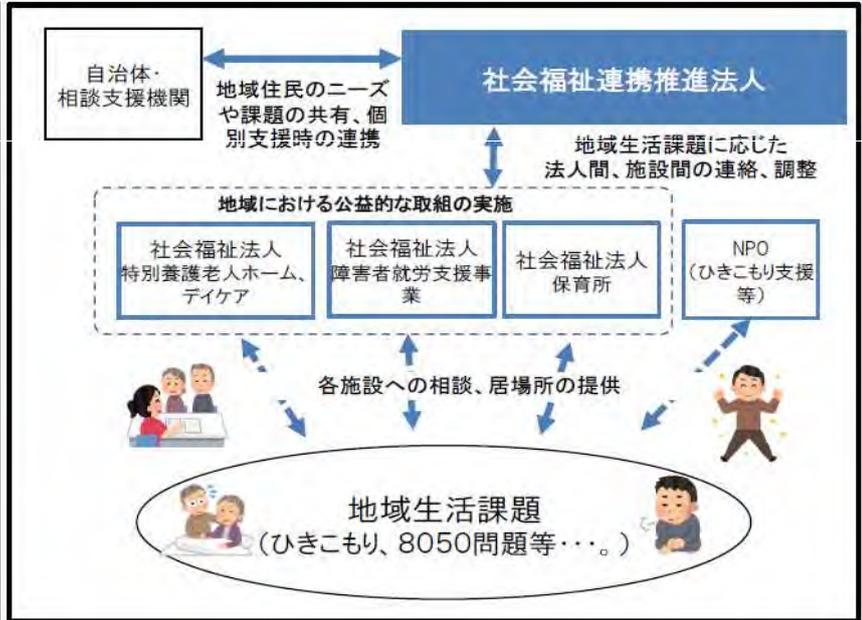


- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例) 社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施



(例) 各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



# 児童へのわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合 執行を終わった日等から起算して <b>2年</b> 児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり 児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>3年</b> 登録取消の日から起算して <b>3年</b>
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等による場合 登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合 欠格事由に該当するに至った場合 虚偽等に基づく登録を受けた場合	登録の取消・免許状失効等による場合 欠格事由に該当するに至った場合 教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 <b>（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）</b>	登録の取消・免許状失効等による場合 欠格事由に該当するに至った場合 虚偽等に基づく登録を受けた場合 <b>・わいせつ行為を行ったと認められる場合</b>
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合 欠格期間経過後は再登録の申請が可能	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合 教員にふさわしくない非行の場合 故意による法令違反の場合 <b>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）</b>	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合 信用失墜行為の場合 秘密保持義務違反の場合 <b>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる</b>
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備） <b>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</b>	登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備） <b>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</b>

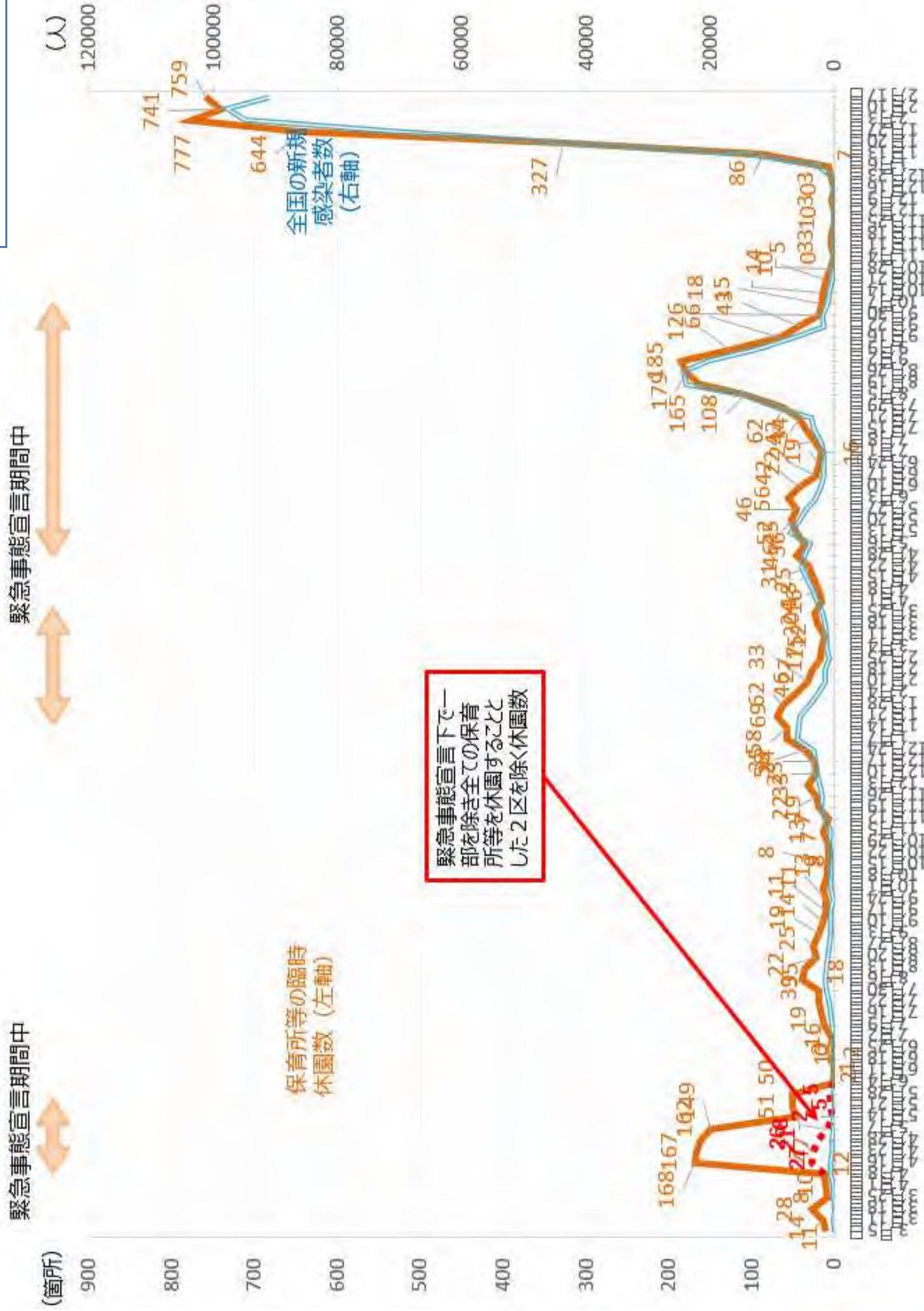
**施行期日** ①～③関係等（データベースの整備以外）令和5年4月1日 ④関係（データベースの整備）公布後2年以内で政令で定める日

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

2月17日  
14時時点

# 全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移



# オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策

資料32

## 保育所等における感染症対策

- オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所の休園数が増加している中で、**保育所の果たす社会的機能を維持しつつ、保育所における感染拡大を防止することが必要**
- そのため、**手洗い等の基本的な感染症対策の徹底**とともに、**休園時の代替保育の確保**を含め、**地域の保育機能を維持**

### 代替保育への財政支援

- 保育所が休園となった場合で、休園した園での代替保育が実施困難な場合、他の園や公民館等、あるいは居宅に訪問して代替保育を実施する際の財政支援の特例を構築
- 具体的には、災害時に保育所が使えなくなった場合の財政支援の特例と同様、一時預かり事業の特例措置により、他施設等で代替保育を実施する際の補助単価を通常の保育と同等の単価に設定するとともに、利用者負担を減免する
- さらに、感染症対策の観点から、居宅訪問型の一時預かり事業について、障害児に限らず実施可能とし、活用を図る

- これらに合わせ、**オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策**として、以下の取組等を実施

- ① **職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底**
- ② **感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応**
- ③ **保育士をはじめ保育所の職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施**
- ④ **濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施、**
- ⑤ **発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める（満2歳未満児には奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。着用する場合は、体調変化に十分注意するほか、子どもや保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。）**

## 小学校休業等対応助成金の手続きの改善と周知の強化

- 現在、休業させたことの確認が事業主から得られなければ休業支援金による**個人申請を行えない運用**となっているのを改め、**労働局はまずは保護者の申請を受け付け**、引き続き事業主に休業させたことの確認を行うこととする。
- 小学校休業等対応助成金や休業支援金の活用について、**事業主との相談を経ずに**、労働者から労働局に**相談することも可能**であることを改めて周知する。

# 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて (第十三報) (令和4年2月15日現在) (抜粋)

問18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。

- 子どもについては、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は**奨められません**。2歳以上の場合で、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合でも、**正しくぴったりとマスクを着用することは子どもには難しいことも多いことから、常に正しく着用しているかどうかに注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意していただき、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用せず、外すようにしてください。また、当然ながら、午睡の際にはマスクを外させるようお願いします。**(なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。)(※1~3)
- 感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります(※4)。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見ることが望ましい局面などでは透明マスクの活用が考えられるほか、フェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫拡散防止効果が低いことに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要とされている点に留意してください。(※5)

(※1) WHOによる子どものマスク着用に関するQ&A (Coronavirus disease (COVID-19): Children and masks)

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/q-a-children-and-masks-related-to-covid-19>

(※2) 日本小児科医会ホームページ「保護者の皆様へ2歳未満の子どもにマスクは不要、むしろ危険！」

[https://www.jpa-web.org/dcms\\_media/other/2saimiman\\_qanda20200609.pdf](https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/2saimiman_qanda20200609.pdf)

(※3) 日本小児科学会ホームページ「子どもおよび子どもにかかわる業務従事者のマスク着用の考え方」

[http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content\\_id=128](http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=128)

(※4) 通所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関するQ&A (厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」)

[http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child\\_welfare\\_facility/d06\\_pdf02.pdf](http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf02.pdf)

(※5) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)第2章3. 集団感染のリスクへの対応 (3)「密接」の場面への対応(マスクの着用) 「(参考)透明マスクの活用について」、 「(参考)フェイスシールド・マウスシールドについて」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

(参考) マスクに関する一般的な取扱いについては、「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け) 問1 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q4-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1) や同Q&Aの参考にある「マスクの効果について」([https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask\\_kouka\\_20201215.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf))等を参考にしてください。

## 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて (第十三報) (令和4年2月15日現在) (抜粋)

問24 保育所等で子どもにマスクの着用を推奨することになった理由は何か。また、実際の運用に当たって、具体的にはどのようなことに留意すべきか。

- 保育所等における子どもへのマスク着用に関する基本的な取扱いについては、問18のとおりですが、オミクロン株の感染拡大により、保育所等において、子どもや保育士等の職員の感染が広がっている中で、保育所等には開所を原則とするようお願いをしているなか、子どもや保育士等の感染をできる限り防ぐ観点から、様々な感染対策を一段強化することをお願いするものであり、子どものマスクの着用も、その一環として、無理のない範囲で、かつ、一時的な対応として、マスクの着用が可能と判断される子どもに奨めるようお願いするものです。
- 幼児の発育状況等には個人差が大きいことから、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲で、マスクの着用を奨めることとしてください。
- 「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等や保護者が判断することが基本となります。なお、保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにしてください。また、当然ながら、午睡の際にはマスクを外させるようにお願いします。
- 2歳未満の子どもは、引き続き、着用させないようにお願いします。また、たとえ2歳以上であっても、低年齢児の子などについては特に慎重な対応が求められることから、運用が難しいと考えられる状況であれば、マスク着用を奨めないください。

## 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて (第十三報) (令和4年2月15日現在) (抜粋)

- マスクの着用を奨める場面としては、例えば、室内で保育を行う場合で、子どもたちの密集が避けられないような場面が考えられます。運用上、子どもに目が届くような場面に限ってマスク着用を奨めるようにお願いします。屋外で保育を行う場合は、子どもが体を動かすことが多いことなども踏まえ、着用を奨めないようにすることが考えられます。
- 子どもがマスクを着用している間は、保育士等は、それぞれの子どもについて、以下の点に留意していただくよう、特に注意をお願いします。
  - ・ 正しくマスクを着用しているかどうかに注意を向けるよりも、子どもが息苦しくないか、嘔吐していないか、口の中に異物が入っていないかなどの体調変化について、十分注意し、随時確認していただくこと。
  - ・ 本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はなく、マスクを取り外すこと。例えば、子どもがふざけてマスクを取り外したような場合でも、無理に着用を求める必要はありません。
- 特に、保育所等の施設側の意向として、例えば一定年齢以上の子どもに一律にマスクの着用を求めることや、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により着用を促すことがないよう、子どもや保護者の意向に沿って着用を奨めることとし、決してその意向に反して着用を無理強いすることがないようにお願いします。
- 本取扱いは、オミクロン株が感染拡大している時期における一時的な措置であり、それぞれの地域の感染状況等に応じて、施設の設置者が必要ないと認める場合には、問18のとおりとなります。

# 一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）

## 1. 趣旨

オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所等の休園数が増加している中で、**保育所等の果たす社会的機能の維持を図るため、「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」を創設し、代替保育を実施する保育所等に対する財政支援を拡充する。**

## 2. 支援の内容

震災などの災害が発生した場合の代替保育の財政支援の特例措置と同様の特例措置を講じる。加えて、感染症への対応の観点から、支援策の拡充を図る。

### 一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）

※災害時の特例措置に加え、さらなる拡充を実施

#### (1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園等したため、他の保育所等を利用する児童（代替保育が必要な児童に限る。）

<拡充> 保護者の居宅で預かる居宅訪問型の一時預かり事業について、対象児童を拡大。

#### (2) 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所  
地域子育て支援拠点事業その他の場所（公民館や児童館など）

#### (3) 補助単価

休園した保育所等の児童を、他の保育所等で受け入れて代替保育を実施する場合は、**通常保育の補助単価（公定価格）**を適用するとともに、**利用者負担を減免する**取扱いとする。

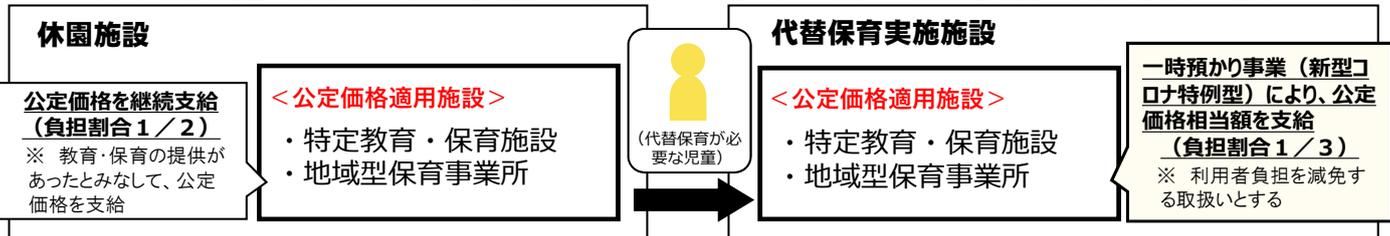
<イメージ図> 支給認定児童が、在籍する公定価格適用施設（保育所、認定こども園など）から、別の公定価格適用施設で代替保育を受ける場合

※震災などの災害時の特例措置と同様の支援

※災害時の特例措置に加え、今回さらに拡充を加える事項

<拡充> 一時預かり事業を実施していない地域子育て支援拠点や公民館などにおいて、新たに本事業による代替保育を実施する場合、職員配置などの体制整備に必要な費用を上乗せ補助（月額約45万円）。

⇒あらかじめ、休園に備えて体制整備を図ることが可能



※①公定価格適用外施設（私学助成園など）に在籍する児童が代替保育を受けた場合や、②公定価格適用外施設（地域子育て支援拠点や公民館等）において代替保育を実施する場合などは、児童1人当たり月額4,620円の補助単価を適用（この場合も、利用者負担は減免する取扱いとする。）

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援

- 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。
- また、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）等に必要な経費について補助を行うこととしたので、積極的に活用されたい。

### 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援（令和3年度補正予算）

#### 【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために必要となる以下の費用を補助する。

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
- ②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 事業内容の①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員 19人以下 300千円以内
- (2) 定員 20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員 60人以上 500千円以内
- (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

### 保育所等における感染症対策のための改修整備等（令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算案）

#### 【事業内容】

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

- 保育所等整備交付金：大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）
- 保育環境改善等事業：感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。（簡易なものを対象（補助基準額：1,029千円））

【補助割合】 保育所等整備交付金 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4  
保育環境改善等事業 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3 又は 国：1／3、指定都市・中核市：2／3

平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕

〔  
 <主な内容>  
 ・全ての事業所内保育施設の届出対象化  
 ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ  
 〕

令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

〔  
 <主な内容>  
 ・全ての事業所内保育施設の届出対象化  
 ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定  
 〕

7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ

「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」

9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕  
 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

〔  
 <主な内容>  
 ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ  
 ・幼稚園併設施設の届出対象化  
 〕

○『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）

※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、令和3年3月の通知で提示

### 10月 幼児教育・保育の無償化施行

令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

〔  
 <主な内容>  
 ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導  
 ・市町村権限との関係  
 ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等  
 〕

## 認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯②

令和2年 9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について  
 ○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について

〔  
 <主な内容>  
 ・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理  
 ※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）  
 〕

令和3年 2月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ  
 「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」

3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について  
 ○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について

〔  
 <主な内容>  
 ・1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設における、乳幼児が1人の場合の職員配置の考え方を再整理  
 〕

○「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（通知）

〔  
 <主な内容>  
 ・「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」等の基準の提示  
 ※令和元年9月の通知は廃止  
 〕

4月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔令和3年5月1日施行〕  
 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について  
 ○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について

〔  
 <主な内容>  
 ・過去に事業停止命令等を受けたか否かについて、届出・変更届出事項や施設における掲示事項、運営状況報告事項へ追加  
 〕

# 認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）

認可外施設・事業

認可施設・事業

指導監督基準を  
満たさない施設

指導監督基準を  
満たす施設

認可化移行  
希望施設

認可保育所、小規  
模保育事業など

児童福祉法に基づく立入調査の  
実施（年1回）

- 巡回支援指導の実施  
遵守すべき基準に係る指導・  
助言
- 調査・助言指導事業の実施  
基準を満たすために必要な助言  
指導を継続的に実施
- 改修費等支援  
設備面で基準を満たしていない  
施設に対して、認可基準を満た  
すための改修費等を支援

児童福祉法に基づく立入調査  
の実施（年1回）

- 巡回支援指導の実施  
遵守すべき基準に係る指  
導・助言

認可化移行計画を作成し、  
計画期間内に認可へ移行を  
図る施設に対する各種支援

- 改修費支援
- 移行移転費支援
- 運営費支援
- 調査・助言指導事業の実施  
認可化移行に必要な保育  
内容や運営等の助言指導を  
実施

児童福祉施設設備運  
営基準に基づいた設備、  
人員配置による保育の  
実施。

- 公定価格による運営  
費の支援
- 施設整備に要する  
費用の補助

指導  
監督  
基準

設備  
運営  
基準

## 認可外保育施設の現状

## 1. 施設数・事業所数

(出典：令和元年度認可外保育施設の現状とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,255か所	8,210か所	5,454か所 〔事業者：436 個人：5,018〕	4,159か所	19,078か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

## 2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,255か所	8,210か所	4,159か所	13,624か所
立入実施施設②	810か所	6,343か所	2,972か所	10,125か所
実施率(②/①)	64.5%	77.3%	71.5%	74.3%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。

※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、令和2.3.31時点においては、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていたことから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

## 3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	810か所	6,343か所	2,972か所	10,125か所
基準適合施設④	372か所	3,962か所	1,719か所	6,053か所
基準適合率(④/③)	45.9%	62.5%	57.8%	59.8%

【業務内容】

- 保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施
- ① 保育中において死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
  - ② 保育所等が満たすべき基準の遵守状況
  - ③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

- 次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者
- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
  - ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者
- ※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
  - ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村
- ※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。  
（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

【補助率・補助単価】

補助率：国 1/2、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

【配置状況(R2 補助金交付決定)】

69自治体 297名 ※ この他、国の補助事業によらず各自治体独自で実施している事例もあり。

<配置イメージ>



保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 353千円  
②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 ①国：1/2、都道府県・市区町村：1/2  
②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

## 認可を目指す認可外保育施設への支援

## ＜目 的＞

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

## ＜実施要件等＞

- ・ 認可化移行計画（\*1）を策定し、計画期間内（\*2）に移行を図ること。

- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。

- ・ 職員配置については、認可基準の1/4以上は有資格者とし、比率（1/4、1/3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。

\*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定

\*2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

## 1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】国1/2（市町村1/4、設置主体1/4）（\*）

\*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3（市町村1/12、設置主体1/4）なる

【補助基準額】1施設当たり3,244.8万円

## 2. 移行費支援

① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2

- ・ 認可保育園等に移行するために障害となつている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり58.8万円

- ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり52.5万円

- ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり78.7万円

② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2

- ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。

【補助基準額（移転費）】1施設当たり121.7万円

【補助基準額（仮設置費）】1施設当たり385.3万円

## 3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

【補助基準額】

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価	
4歳以上児	<u>6.4万円</u>	+ 公定価格に準じた 各種加算した
3歳児	<u>7.1万円</u>	
1,2歳児	<u>12.6万円</u>	
0歳児	<u>19.5万円</u>	

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

② 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）  
【補助基準額】14.1万円

③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）  
【補助基準額】0.8万円

④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）  
【補助基準額】2.0万円

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

【事業内容】

○認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

＜現行の支援対象の補助要件＞

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1/3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
  - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準<sup>(※)</sup>適合化を図ること  
(※) 職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
  - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

《R4改定》

現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

▶ 要件

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,448千円、移転費等 1か所当たり 5,070千円  
 《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,224千円、移転費 1か所当たり 1,217千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市町村：1/4、設置主体：1/4

保育士資格取得支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

【事業内容】

- ① 保育所等保育士資格取得支援事業
  - ・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
  - ・幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
  - ・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【対象者】 常勤職員及び非常勤職員  
 【支給方法】 資格取得後に一括して支給 【補助基準額】 受講料の1/2(上限300千円)、代替職員経費：1人1日当たり 7.2千円  
 【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

【事業内容】

- 保育士試験による資格取得支援事業(受験対策学習費用補助事業)  
 ・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市  
 【支給対象期間】 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用  
 【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)  
 【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

＜拡充＞

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする拡充を行う。(本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。)

▶ 要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

1. 経緯：マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生。  
また、当該マッチングサイトにおいて、ベビーシッターの届出を確認しないままにマッチングを行っていたとの報告が令和2年12月にあった。

## 2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応：**未然防止、事案対応、再発防止** の視点
- (2) マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、**一定の責任を負うべき**との考え方で検討

## 3. 具体的な対応案

- (1) **未然防止**
  - ① 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知
  - ② 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）
  - ③ **マッチングサイトガイドラインの見直し**
- ・登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供 を追加
- ・適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
- ・国等の補助事業の対象については**事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求め**るべき
- ・厚生労働省は、この**対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めるべき**

## (2) 事案対応：わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令等を発令することを通知に明記

- ① 事業停止命令等の期間
  - ・現在の保育士の欠格事由を踏まえ、**刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年**と示す
- ② 事業停止命令等の地理的効力等
  - ・事業停止命令等を受けたベビーシッターが転居した場合も、転居先自治体が、当該ベビーシッターに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
  - ・ベビーシッターの**届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）**

## (3) 再発防止

- ① 事業停止命令等に関する情報の**自治体間での共有**：事案概要等の機微な情報も含め共有
- ② 事業停止命令等に関する情報の**一般への公開**：ベビーシッターの社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、**氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開**

## 4. 中長期的な検討課題

自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠

## 背景

- 認可外保育施設が無償化の対象となるには、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定（この間は届出さえなされていれば無償化の対象となる）
- この措置については、改正附則において、無償化施行後2年後（令和3年10月）を目途に、認可外保育施設の無償化の実施状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が定められている。

## 検討の状況

- これまで、国において、施行後の、「都道府県等による認可外保育施設への立入調査の状況」、「認可外保育施設の指導監督基準への適合状況」等について調査を実施してきており、今年度においても、「指導監督基準を満たせていない理由」などについて更なる調査を実施しているところ。
- これらの調査結果等も踏まえつつ、無償化の実務を担う地方自治体の御意見も伺いながら、検討を進めているところであり、今後、今年度末を目途に検討結果をとりまとめた
- 検討に当たっては、以下のような視点から地方自治体の御意見を伺っているところである。

## &lt;主な検討の視点&gt;

- ① 届出された全施設について、都道府県等による速やかな基準適合の判定が可能な状況を実現するため、どのような対応が必要か。
- ② 認可外保育施設の質の維持・向上に向けて、指導監督基準の内容、指導監督体制、質の低い施設への対応策、認可外保育施設や都道府県等に対する必要な支援のあり方等といった観点から、どのような対応が必要か。

## &lt;参照条文&gt;

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号） 附 則

（児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置）

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、…（略）…）を同号に掲げる施設とみなして、新法…（略）…の規定を適用する。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該市町村の条例で定めるところにより、前項の規定により新法第七条第十項第四号に掲げる施設とみなされる施設に係る新法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給について、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。この場合において、当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定める基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3 （略）

（検討）

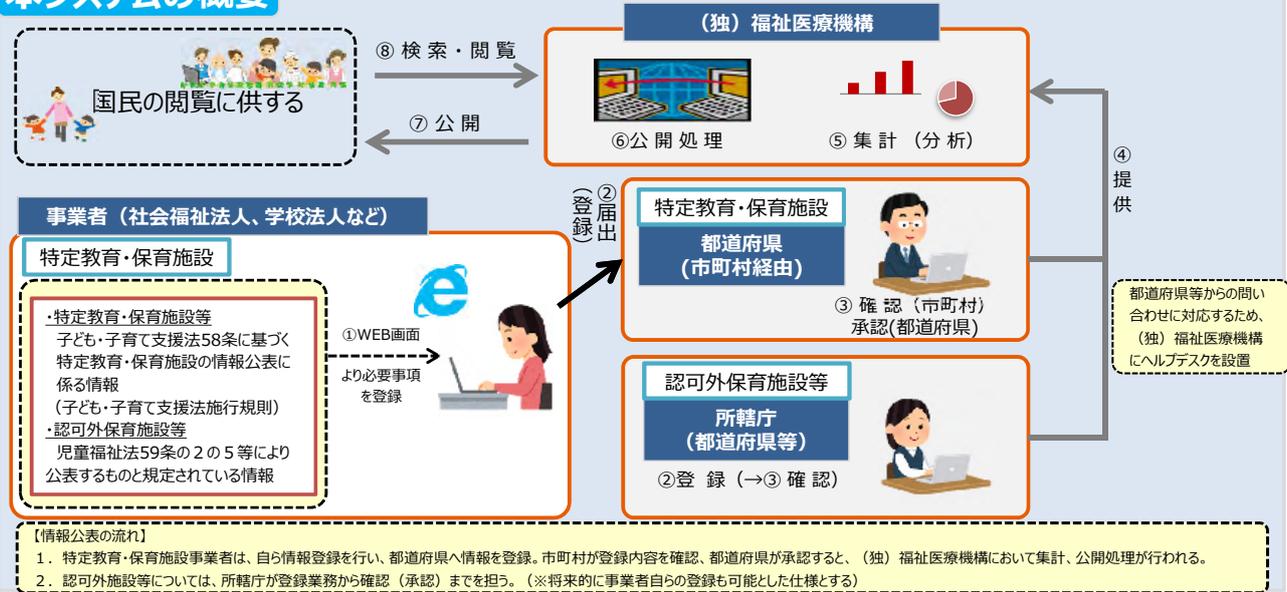
第十八条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本事業の趣旨について

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく特定施設・保育施設等の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で、直接閲覧できる環境で構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 特定教育・保育施設については、特定教育・保育施設事業者が当該システムに情報登録を行い、自治体の入力確認及び情報公表の承認操作により、情報公表が実施できるものとする。なお、入力権限については、特定教育・保育施設事業者だけでなく、特定教育・保育施設の所轄庁である自治体にも付与する。認可外保育施設等の情報登録については、特定教育・保育施設の方法に準拠した上で、都道府県等に入力権限を付与する。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、令和2年度から一般利用者向けに公開。

本システムの概要



子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

情報公表、年度更新の実施状況について

- 本システムは、令和2年度の運用開始からおかげさまで2年目を迎えました。令和4年1月末現在の情報登録、公表及び公表済事業所の今年度の年度更新の状況は以下のとおりです。
- 公表済事業所における掲載内容の令和3年度の更新状況は、認可施設で約5割、認可外施設で約6割となっています。利用者のニーズに合致するタイムリーな情報提供の観点から、最新の情報への更新について、引き続き御協力をお願いします。

○ 認可施設

	登録事業所数	公表済事業所数	左記のうち、令和3年度に情報更新を実施した事業所数
事業所数	44,131 (44,033)	41,647 (40,823)	24,257
割合		94.4% (92.7%)	55.0%

○ 認可外施設

	登録事業所数	公表済事業所数	左記のうち、令和3年度に情報更新を実施した事業所数
事業所数	18,863 (19,104)	16,202 (16,749)	12,042
割合		85.9% (87.7%)	63.8%

(注) ( ) 内は、令和2年度の実績

# 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

## ここdeサーチの周知について（各自治体HPへのリンクバナー設置のお願い）

「ここdeサーチ」では、広く利用者への周知を図るため、バナーを作成しております。  
**各自治体のホームページや子育て支援に関するページにリンクを貼っていただき、保育所等の利用を希望する保護者の皆さまに活用していただけるよう、御協力をお願いいたします。**  
(現状では都道府県の6割、政令市の4割、中核市の3割でバナーを活用いただいております。)  
**未設置の自治体におかれましては、是非御協力をお願いします。**

<公開用URL> <https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

サイズ1 180×55



サイズ2 183×62



サイズ3 300×100



【ダウンロードURL】（下記URLより必要なバナーサイズをお選びください。）

[https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kokodesearch\\_banner/](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kokodesearch_banner/)

# 保育所保育指針（事故防止対策関係①）

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）（抄）

資料43

## 第3章 健康及び安全

### 3 環境及び衛生管理並びに安全管理

#### （2）事故防止及び安全対策

- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

#### 保育所保育指針解説（抜粋）

##### （2）事故防止及び安全対策

- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもを確実に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一歩で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。

# 保育所保育指針（事故防止対策関係②）

#### 保育所保育指針解説（抜粋）

##### （2）事故防止及び安全対策

- イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、睡眠、プール活動及び水遊び、食事等の場面については、重大事故が発生しやすいことを踏まえ、場面に応じた適切な対応をすることが重要である。

例えば、乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。また、定期的に子どもの状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。子どもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、怪我などの事故を未然に防ぐことにつながる。

プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。

食事の場面では、子どもの食事に関する情報（咀嚼しやくや嚥えん下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥えん等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応したりすることが必要である。

なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。こうした保育所における事故防止のための一連の取組や配慮について保護者に十分周知を図り、理解を深めておくことが重要である。

# 保育所保育指針（事故防止対策関係③）

## 保育所保育指針解説（抜粋）

### （２）事故防止及び安全対策

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

重大事故や不審者の侵入等、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。

例えば、緊急時の役割分担を決め、見やすい場所に掲示しておくことが、全職員の共通理解を図る上で有効である。重大事故発生時の対応における役割分担を決める際には、応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び嘱託医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておく。不審者の侵入など不測の事態に関しても、その防止措置を含め、対応の具体的な内容や手順、指示の流れなどを職員間で確認しておくことが求められる。

保護者への説明は、緊急時には早急かつ簡潔に要点を伝え、事故原因等詳細については、事故の記録を参考にして改めて具体的に説明する。

日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。

さらに、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察、医療機関などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておく。

また、施設内で緊急事態が発生した際には、保育士等は子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。

子どもが緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害－PTSD：Post Traumatic Stress Disorder）。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。

# キッズ・ゾーンの設定状況について（令和3年2月1日現在）

## 〇概要

・キッズ・ゾーンは、令和元年6月18日に決定された「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」に基づき、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準じて創設されたものであり、保育所等及び児童発達支援事業所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、施設の周半径500メートルを原則としてキッズ・ゾーンを設定し、キッズ・ガードの配置や路面の塗装等による注意喚起、具体的な交通安全対策を実施するもの。

## 〇都道府県別の状況

設定している市町村がある	今後設定する予定の市町村がある	設定する予定はないが、他の交通安全対策を実施している市町村がある
32	14	1

## 〇市町村別の状況（認可外保育施設・企業主導型保育事業については除く）

設定している	今後設定する予定がある		設定する予定はない		設定対象の施設がない
	今後設定する予定がある	他の交通安全対策を実施している	検討中・検討予定	その他(注)	
56 注：「その他」には、「園庭で遊ぶため、園外活動を実施していない」や「特に何もしていない」等が含まれている。	299	947	57	350	32

## 〇施設別の状況

施設種別	設定している(注1)	今後設定する予定がある	他の交通安全対策を実施している		その他(注3)
			今後設定する予定はない	検討中・検討予定	
保育所・地域型保育事業所	427	3,959	16,907	1,843	8,025
9 認定こども園(保育所型・地方裁量型)	11				
認可外保育施設(うち企業主導型保育事業)	90(21)	1,336	6,219	700	5,791
児童発達支援事業所(医療型を含む。)(注2)	58	971	3,944	494	3,754
合計	586	6,266	27,070	3,037	17,570

注1：複数の施設等で同一の区域をキッズ・ゾーンに設定している場合は、いずれの施設等でも設定されているものとして算定されている。

注2：「児童発達支援事業所(医療型を含む。)」には、児童発達支援センターや指定発達支援医療機関が行う場合も含まれている。

注3：「その他」には、「園庭で遊ぶため、園外活動を実施していない」や「特に何もしていない」等が含まれている。

## 〇キッズ・ゾーンにおいて実施されている取組例

- ・保育対策総合支援事業費補助金の「保育体制強化事業」を活用したキッズ・ガードを配置している。
- ・キッズ・ゾーン内の道路等に、当該箇所が保育所等の散歩道として利用されていることを示す標識や、保育所の存在を示す看板等を設置している。
- ・学校、保育園周道路をゾーン30（時速30km規制）として表示し、自動車運転手に対する注意喚起を行っている。
- ・施設・公園の出入り口となっている道路の起点・終点に、運転手等への注意喚起のため、「キッズ・ゾーン」の文字を路面塗装している。
- ・歩道設置が困難な通園路等の歩行部分や、反対側の歩道へ横断する箇所等に着色している。

## 〇キッズ・ゾーンを設定する予定はないが、他の交通安全対策を実施している取組例

- ・保育所等の周辺の道路において、保育所等の利用者等に注意すべき旨の表示（注意看板及び道路に「保育園あり」等を行うなどの自動車の運転手等に対する注意喚起している。
- ・スクールゾーン内にキッズゾーンが位置しており、通学路に係る警察署・交通部局との連絡会議を開催し、危険と思われるゾーンがないか年1回合同点検を実施し、早期発見に努められるよう日頃から連携を進めている。
- ・危機管理マニュアルを策定し、それに基づき、散歩時における事故防止に努めており、散歩コースは極力、交通量の少ない道路や歩道がある道路を選定するとともに、散歩時においては日頃から保育士が歩道の状況や交通量の多寡、交差点での見通しなどに応じた安全確認に配慮している。

# 令和3年の地方からの提案

## 保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限の延長

### 【現行制度の概要】

- 保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において最低基準が定められている。

※幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、同様の基準を設定。

- 一方、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。（令和5年3月31日まで）

※ 現在特例を使用しているのは**大阪市のみ**

### 【提案の内容】（提案団体：大阪市）

- 保育所等の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている面積基準の緩和と特例措置について、現在令和5年3月31日までとされている期限の廃止を求める。（廃止が困難な場合は期限の延長）

#### （提案団体から示された具体的な支障事例）

- 特例措置が廃止された場合には、大阪市において特例措置により入所している児童分（令和3年4月時点で760人以上）の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招くこととなる。

### 【提案を受けた検討の結果】

- 本特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、**期限を廃止して恒久的な措置とすることは困難**である。
- ただし、大阪市においては特例を使用して入所している児童が多数であり、仮に現在の期限到来後に特例が使用できないとなった場合の影響が大いこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プラン※の終期を踏まえ、**令和7年3月31日まで延長**することとする。

※ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針

（令和3年12月21日  
閣議決定）

### 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和3年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）」（令和2年12月21日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

### 2 一括法案の提出等

下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための

検討を引き続き行う。

### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援（略）

### 4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等（略）

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

#### 【厚生労働省】

#### （2）児童福祉法（昭 22 法 164）

（i）保育所等における待機児童対策については、可能な限り早期に待機児童の解消を目指すとともに、更なる保育の受け皿整備のため、地域の特性に応じた支援などを柱とする「新子育て安心プラン」を地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和 2 年 12 月 21 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）]

（viii）保育所等の利用児童が他施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」

（令 3 厚生労働省子ども家庭局）に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和 3 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府）

（x）児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### （4）児童福祉法（昭 22 法 164）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

## る法律（昭 30 法 179）

厚生労働省所管の一般会計補助金等を受けて開設された小規模保育事業所（児童福祉法 6 条の 3 第 10 項）の認定こども園への転用等については、厚生労働大臣等が国庫納付に関する条件を付さずに承認できるよう、令和 3 年度中に「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平 20 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）を改正し、地方公共団体に通知する。

## （6）児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）32 条 2 号、3 号及び 6 号）及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）7 条 6 項）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和 4 年度中に政令を改正し、令和 7 年 3 月 31 日まで延長する。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

### （ii）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）

及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平 26 内閣府令 39）については、市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、同趣旨の内容の改正を行う場合には原則として時期を統一する。〔再掲〕

（関係府省：内閣府）

## （9）児童福祉法（昭 22 法 164）、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金

保育所等整備交付金（56 条の 4 の 3 第 2 項）及び子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化や FAQ の整備等を行い、地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和 3 年 3 月 25 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課人材研修係事務連絡、令和 3 年 3 月 31 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支

援課施設調整等業務室事務連絡)]

また、保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務についても、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知する。

#### (10) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実績報告書に関する様式の一部の共通化を図るとともに、入力事務を効率化するための必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

[措置済み（令和 3 年 7 月 6 日付け厚生労働事務次官通知）]

#### (56) 保育所等利用待機児童数調査

10 月 1 日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和 3 年度調査から全国集計を行わないこととする。

[措置済み（保育所等関連状況取りまとめ（令和 3 年 4 月 1 日）及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料（令和 3 年 8 月 27 日厚生労働省子ども家庭局保育課）)]

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)

951億円+671億円(※) ( 947億円) 【厚生労働省予算】  
1兆9,965億円+781億円(※) (1兆9,102億円) 【内閣府予算】

《保育関係予算案等の主な内容》

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)

- 1 保育の受け皿整備 (P2参照) 482億円+507億円(※) ( 602億円)
  - 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進。(※(一部補正予算))
  - 新型コロナウイルス感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援。(※(一部補正予算))
- 2 保育人材確保のための総合的な対策 (P3以降参照) 284億円+ 48億円(※) ( 191億円)
  - 指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増し。(※(一部補正予算))
  - 保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。
  - 保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直し。
  - 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援。(※)
- 3 多様な保育の充実 (P10以降参照) 111億円+115億円(※) ( 110億円)
  - 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3)とともに、看護師等を複数配置する場合の加算を創設。
  - 老朽化した備品や設備の更新及び改修等に必要な経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和。
  - 保育所等における感染対策に伴うかかり増し経費、マスク等の衛生用品の購入等に必要な経費を支援。(※)
- 4 認可外保育施設の質の確保・向上 (P15以降参照) 15億円 ( 20億円)
  - 認可保育所への移行に向けた支援を引き続き行うとともに、認可外保育施設指導監督基準の適合を促進するため、改修費等の支援対象を拡充する。
- 5 子ども・子育て支援新制度の推進 (P17以降参照) 2兆18億円+781億円(※) (1兆9,120億円)
  - すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。
  - 保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施する。(※(一部補正予算))

1. 保育の受け皿整備

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)

482億円+507億円(※) ( 602億円)

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 保育所等整備交付金【拡充】【一部令和3年度補正予算】(P20参照)

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

令和4年度予算案等においては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援対象に追加する。

【対象事業】 ・ 保育所整備事業 ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型) ・ 小規模保育整備事業  
・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業

《拡充》 ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】  
・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村  
【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)  
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

(2) 保育所等改修費等支援事業【運用改善】【一部令和3年度補正予算】(P21参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業  
③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(i)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合 1施設当たり 利用(増加)定員60名以上の場合 55,770千円((7)60,840千円、(i)63,882千円) 等

②1事業所当たり 22,308千円((7)32,448千円、(i)35,490千円) ④1施設当たり 32,448千円((i)35,490千円)

③1施設当たり 22,308千円((7)32,448千円、(i)35,490千円) ⑤保育所で行う場合 22,308千円((7)32,448千円、(i)35,490千円) 等

《運用改善》 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

【補助割合】 ①~④ 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 国:1/2、市区町村:1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村等:1/3

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

## ＜新規資格取得支援＞

### (1) 保育士資格取得支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市  
 【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2(上限300千円)  
 代替職員経費 1人1日当たり 7千円  
 ② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)  
 ※支給対象期間: 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用  
 【補助割合】 国: 1/2、都道府県・指定都市・中核市: 1/2

### (2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組(リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等)を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率(全国平均等)を上回った場合に、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県  
 【補助基準額】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額264千円を補助  
 【補助割合】 国: 1/2、都道府県: 1/2

### (3) 保育士試験追加実施支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士を確保するため、地域限定保育士試験(※)を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

(※)「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成27年法律第56号)により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市  
 【補助基準額】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会(※)の実施に必要な費用  
 (※) 保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。  
 【補助割合】 国: 1/2、都道府県・指定都市: 1/2

3

### (4) 保育士・保育の現場の魅力発信事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、都道府県等において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 ① 1自治体あたり: 8,108千円  
 ② 1自治体あたり: (労働条件等の保育士の相談窓口) 4,035千円  
 (新型コロナウイルス感染症の相談窓口等) 5,635千円  
 【補助割合】 ①国: 1/2、都道府県・指定都市: 1/2  
 ②国: 1/2、都道府県・市区町村: 1/2

### (5) 保育士修学資金貸付等事業【一部令和3年度補正予算】 (P22参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市  
 【貸付額(上限)】 ①保育士修学資金貸付  
 ア 学費 50千円(月額)  
 イ 入学準備金 200千円(初回に限る)  
 ウ 就職準備金 200千円(最終回に限る)  
 エ 生活費加算 40~50千円程度(月額)  
 ②保育補助者雇上支援 2,953千円(年額) 短時間勤務の場合 2,215千円(年額)  
 ③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額(月額)  
 ④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円  
 ⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額  
 【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ⑤2年間  
 【返還免除】 ①卒業後、5年間の実務従事  
 ②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合  
 ③、④再就職後、2年間の実務従事  
 ⑤2年間の勤務  
 【補助割合】 国: 9/10、都道府県・指定都市: 1/10

## 《就業継続支援》

### (1) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援する。
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【対象事業】	①若手保育士への巡回支援 ②保育事業者への巡回支援 ③放課後児童クラブへの巡回支援 ④保育士の働き方改革への巡回支援 ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施 ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催
【補助基準額】	①～④、⑥：1自治体当たり それぞれ4,064千円 ⑤、⑦：1自治体当たり それぞれ1,625千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

### (2) 保育士宿舍借り上げ支援事業 (P23参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士用の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備する。

令和4年度予算案においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

【実施主体】	新子育て安心プランに参加する市区町村
【対象者】	採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士 ※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内 ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内 ※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用 <u>《見直し》対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。</u>
【補助基準額】	月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額(上限)の金額を設定
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

5

### (3) 保育補助者雇上強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	定員121人未満の施設：年額2,328千円 又は 年額3,104千円(保育士確保が困難な地域の場合) 定員121人以上の施設：年額4,656千円 又は 年額6,208千円(保育士確保が困難な地域の場合)
【保育補助者の要件】	保育所等での実習等を修了した者等
【補助割合】	国：3/4、都道府県：1/8、市区町村(指定都市・中核市除く)：1/8 国：3/4、市区町村：1/4

### (4) 保育体制強化事業【運用改善】 (P24参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

令和4年度予算案においては、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

【実施主体】	市区町村が認めた者
【対象施設】	保育所、幼保連携型認定こども園
【補助基準額】	1か所当たり月額100千円 ※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円(勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加) (保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件) ※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4 国：1/2、市区町村：1/2
【補助要件】	<u>《運用改善》各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。</u> (現 行) 保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること ①保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が前年同月比で同数以上 ② " " 児童の定員数に対する保育士(保育士以外の職員)の割合が前年同月比で同割合以上 (見直し後) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

**(5) 保育所等におけるICT化推進等事業【令和3年度補正予算】(P25参照) (保育対策総合支援事業費補助金)**

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	(1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり：1,000千円 (イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円 (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円 (3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入 (7)1自治体当たり：8,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円 (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円 (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定
【補助割合】	(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 (3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 ※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

**(6) 保育人材等就職・交流支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)**

① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

② 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①1市区町村当たり 11,668千円 ※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円(加算額) ②保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,220円(代替保育士等雇上費) 実習受入費 1人当たり 10,000円 調整費 1人当たり 4,000円
【補助割合】	①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：3/4、市区町村：1/4

7

**《離職者の再就職支援》**

**(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業 (保育対策総合支援事業費補助金)**

潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】	保育士・保育所支援センター運営費 7,200千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円 ※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円(1名分)を加算 ※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援 復職前研修実施経費 469千円 離職した保育士等に対する再就職支援 6,087千円 保育士登録簿を活用した就職促進 3,503千円 マッチングシステム導入費 7,000千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

# 《保育士の質の向上と保育人材確保のための研修》

(子ども・子育て支援対策推進事業費補助金36億円(38億円)の内数)

## (1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

## (2) 保育の質の向上のための研修等事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供すべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## (4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業(訪問型)、一時預かり事業(居宅訪問型)又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

9

## 3. 多様な保育の充実

(令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) (前年度予算額)  
 111億円+115億円(※) (110億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形で保育の実施を支援する。

### (1) 医療的ケア児保育支援事業【拡充】(P26参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

令和4年度予算案においては、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3)とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 基本分単価 ①看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円  
 (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)  
 加算分単価 ②研修の受講支援 1施設当たり 300千円 <拡充>  
 ③補助者の配置 1施設当たり 2,170千円  
 ④医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円  
 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)  
 ⑤ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円  
 ⑥検討会の設置 1市区町村当たり 360千円  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

<拡充>医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げする。  
 ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。  
 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3  
 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

### (2) 広域的保育所等利用事業(保育対策総合支援事業費補助金)

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村  
 【補助基準額】 ・保育士雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)  
 ・運転手雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)  
 ・事業費(損害賠償保険含む) 10,202千円(自宅送迎の場合1,119千円)  
 ・バス購入費 15,000千円 ・バス借上費 7,500千円  
 ・改修費 7,270千円  
 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

### (3) 家庭支援推進保育事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

日常生活における基本的な習慣や態度の「かん養」等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 1か所当たり 3,859千円(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合 1か所当たり 7,718千円)  
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/2

### (4) 新たな待機児童対策提案型事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
【補助基準額】 1自治体当たり 上限10,000千円  
【補助割合】 国:10/10

### (5) 保育利用支援事業(入園予約制) (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

#### ① 代替保育利用支援

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育(一時預かり事業等)に係る利用料を支援。

#### ② 予約制導入に係る体制整備

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 ①子ども1人当たり 月額 20千円  
②施設1か所当たり 年額2,406千円  
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/2

11

### (6) 3歳児受入れ等連携支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等(公立保育所を含む)に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。

② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム(共同事業体)を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備(共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等)、経営の効率化(経理面での共同管理等)等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 ①1か所当たり年額 4,549千円  
②1自治体当たり年額 4,183千円(コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円)  
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/2

### (7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※  
※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10  
※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助  
②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円  
【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4

## (8) 民有地マッチング事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

### ①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

### ②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

### ③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①1自治体当たり 5,900千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## (9) 保育環境改善等事業【拡充・運用改善】【一部令和3年度補正予算】 (P27参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要の費用の一部について支援する。

**令和4年度予算案等においては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を新規で追加する。また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を新規で追加するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。**

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】 1. 基本改善事業(改修等) ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

2. 環境改善事業(設備整備等)

①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

⑧感染症対策事業<新規>【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】 ⑨保育環境向上等事業<新規>【令和4年度予算案】

＜運用改善＞ 1施設1回限りとされている要件を緩和

制限無し：1. ①、②、2. ①、②、⑤～⑦ 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：2. ③、④、⑧、⑨

【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円

2. 環境改善事業 (①～③、⑤、⑧、⑨) 1施設当たり 1,029千円

(④) 1施設当たり 500千円以内

(⑥、⑦) 1施設当たり 32,448千円

【補助割合】 2. ④の事業 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

2. ⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2

それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

13

## (10) 保育所等における感染拡大防止対策に係る支援 (保育環境改善等事業) 【令和3年度補正予算】 (P28参照)

(保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 1施設当たり

(1) 定員※ 19人以下 300千円以内

(2) 定員※ 20人以上59人以下 400千円以内

(3) 定員※ 60人以上 500千円以内

(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## (11) 保育所等における要支援児童等対応推進事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者等)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 4,567千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※都道府県が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/2

## (12) 待機児童対策協議会推進事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

・保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務

・都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開

・幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1都道府県当たり 2,735千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

#### (1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 ①研修開催 1回当たり 353千円 ②巡回支援指導事業 指導員1人当たり 4,062千円  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

#### (2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村  
 【補助基準額】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 588千円  
 ②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 525千円  
 ③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 787千円  
 ④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,217千円、仮設置費 3,853千円  
 【補助割合】 ①～③：国：1/2、都道府県・市区町村：1/2  
 ④：国：1/2、市区町村：1/2

#### (3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村  
 【補助基準額】 職員の健康診断 1市区町村当たり 354千円  
 【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

15

#### (4) 認可外保育施設改修費等支援事業【拡充】 (P29参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

令和4年度予算案においては、認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、支援対象の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,448千円 移転費等 1か所当たり 5,070千円  
 《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,224千円 移転費 1か所当たり 1,217千円  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

＜拡充＞ 認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

(現行の支援対象の補助要件)以下の要件を満たすこと

- 職員配置は指導監督基準を満たしていること(有資格者の配置1/3以上)
- 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- 「認可化移行計画」を策定し、

①無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準(※)適合化を図ること

(※)職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。

②当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

(新たな支援対象の補助要件)以下の要件を満たすこと

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となるのが想定される施設であると認める施設である旨
- 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

#### (5) 保育士資格取得支援事業【拡充】 (P30参照) (保育対策総合支援事業費補助金) <再掲>

認可外保育施設で勤務する保育従事者が、保育士資格を取得するために要した養成校の受講料等及び保育士試験受験のための学習費の一部を補助することで、保育士資格取得者の拡大を図る。

令和4年度予算案においては、認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、支援対象の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市  
 【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2 (上限300千円) 代替職員経費 1人1日当たり 7千円  
 ② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2 (上限150千円)  
 ※支給対象期間：保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

＜拡充＞ 認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、現行の補助要件に基づく支援対象に加え、上記の認可外保育施設改修費等支援事業における新たな支援対象の補助要件を満たす施設に勤務する者等を対象に加える。

16

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

《教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実》

1兆8,172億円+781億円(※) (1兆9,181億円)  
※内閣府及び厚生労働省予算

(1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付・委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付等

【実施主体】 市区町村  
【負担割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

【主な充実事項】

◇教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ(一部令和3年度補正予算)

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から実施する。

(※)他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業(保育コンシェルジュ)

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 基本事業 3,078千円  
加算事業 夜間開所 1,408千円、休日開所 758千円、出張相談支援 1,082千円、機能強化取組 1,877千円、多言語対応 805千円、特別支援対応 751千円  
【補助割合】 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

②病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 (病児対応型1か所当たり年額)  
基本分単価 7,031千円  
加算分単価 1,000千円 ~ 38,000千円(※)  
※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。  
※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議  
送迎対応看護師雇上費 5,400千円  
送迎経費 3,634千円  
【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 ①保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)  
1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円  
②保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)  
30分延長 300,000円、1時間延長 1,667,000円、2~3時間延長 2,640,000円  
4~5時間延長 5,510,000円、6時間以上延長 6,485,000円  
【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

#### ④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村  
【補助基準額】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,679千円 ~ 47,880千円  
※ 延べ利用児童数が年間20,100人を超える場合は別途協議  
【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

(一時預かり利用者負担軽減事業) 令和3年度補正予算：602億円の内数(子育て支援対策臨時特例交付金)  
【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業  
【実施主体】 市町村(NPO法人や社会福祉法人等に委託可)  
【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円  
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円  
【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

《企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援》 1,846億円 (1,939億円)  
※内閣府予算

#### (1) 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】 公募団体  
【補助割合】 定額(10/10相当)

#### 【主な充実事項】

- ◇企業主導型保育事業の保育士等の処遇改善  
認可保育所の保育士等と同様に、企業主導型保育事業の保育士等についても処遇改善を実施する。

#### (2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】 公募団体  
【補助割合】 定額(10/10相当)

19

## 保育所等整備交付金

(令和3年度予算) 497億円 → (令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) 417億円+430億円(※)

#### 【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

#### 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

#### 《拡充》

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

20

# 保育所等改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+78億円(※))

## 【趣 旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業  
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用(増加) 定員19名以下	15,210千円	(① 20,280千円、② 23,322千円)
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,378千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
	利用(増加) 定員60名以上	55,770千円	(① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1事業所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(3) 1施設当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(4) 1施設当たり 32,448千円 (② 35,490千円)

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

《運用改善》 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

【補助割合】 (1)~(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)~(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

(5) 国：2/3、市区町村：1/3

21

# 保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+31億円(※))

## 【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

## 【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

○ 貸付額(上限)

- ア 学 費 5万円(月額)
  - イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
  - ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
  - エ 生活費加算 4~5万円程度(月額)
- ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る  
※貸付期間：最長2年間

2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

○ 保育補助者雇上費貸付額(上限)

295.3万円(年額)  
※貸付期間：最長3年間

○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限)

221.5万円(年額)  
※貸付期間：最長3年間

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)

※貸付期間：1年間

4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円

5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間

## 保育士宿舎借り上げ支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

### 【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

### 【実施主体】

 新子育て安心プランに参加する市区町村

### 【対象者】

 採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士

※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内  
ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内

※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

《見直し》

事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

### 【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額(上限)の金額を設定

### 【補助割合】

 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

23

## 保育体制強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

### 【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

### 【実施主体】

 市区町村が認めた者

### 【補助基準額】

 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円  
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

\*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする。

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

### 【補助割合】

 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

国：1/2、市区町村：1/2

### 【対象施設】

 保育所、幼保連携型認定こども園

### 【実施要件】

#### 《運用改善》

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

(現行) 保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること

① 保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が前年同月比で同数以上

② 保育支援者を配置した月の児童の定員数に対する保育士(保育士以外の職員)の割合が前年同月比で同割合以上

(見直し後) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

# 保育所等におけるICT化推進等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：18億円)

## 【事業内容】

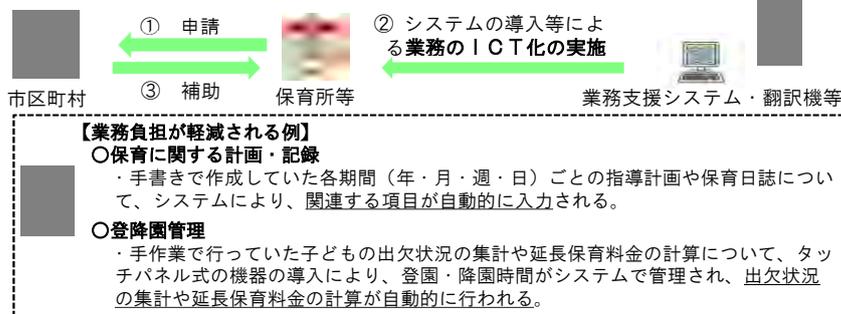
- 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

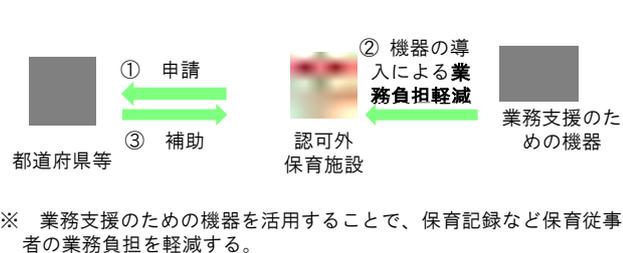
- 【補助基準額】
- |  |   |          |              |
|--|---|----------|--------------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入                   | 1施設当たり 1,000千円                              | 翻訳機等の購入  | 1施設当たり 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入                       | 1施設当たり 200千円                                |          |              |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 |   |          |              |
|  | ① 1自治体当たり 8,000千円                           | ② 1施設当たり | 1,000千円      |
| (4) 研修のオンライン化事業                            | 1自治体当たり 4,000千円                             |          |              |
| (5) 保育士資格取得に係るシステム改修                       | 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 |          |              |

- 【補助割合】
- 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
 ※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2  
 \* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
  - 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
  - 国：1/2、都道府県：1/2

### (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



### (2) 認可外保育施設における機器の導入



# 医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

## 事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 補助基準額<拡充>

- 基本分単価
 

① 看護師等の配置	1施設当たり	5,290千円
-----------	--------	---------

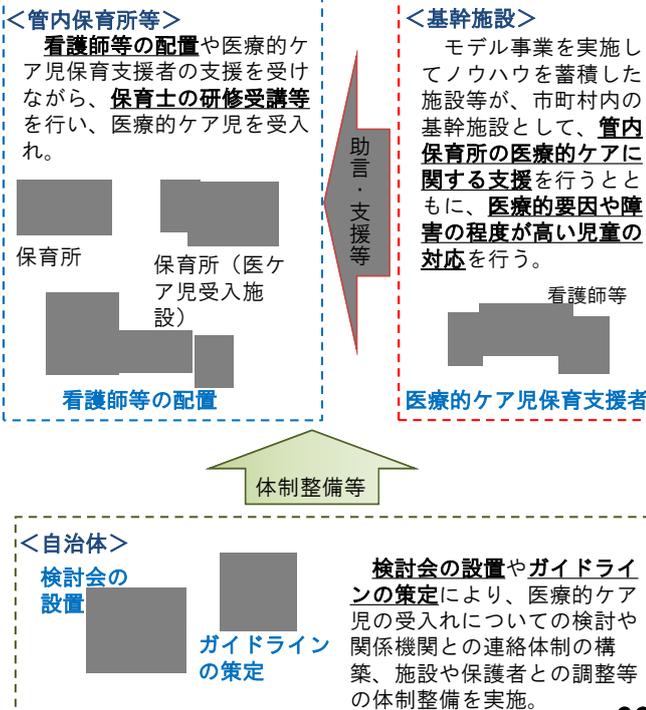
 (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算) <拡充>
- 加算分単価
 

② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,170千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	360千円

## 実施主体・補助割合<拡充>・事業実績

- 実施主体 都道府県、市区町村
- 補助率  
 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4  
 ※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ <拡充>  
 ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。  
 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3  
 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6
- 事業実施  
 R2（公募ベース）：109か所（171か所）

## 事業イメージ



# 保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+2.0億円(※))

【趣 旨】 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業（☆）

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業（☆）

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

②分園推進事業（☆）

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業（★）

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業

④安全対策事業（★）

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥緊急一時預かり推進事業（☆）

緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間帯等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑧感染症対策のための改修整備等事業（★）《新規》【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業

⑨保育環境向上等事業（★）《新規》【令和4年度予算案】

保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

《運用改善》

1 施設1回限りとされている要件を緩和

制限無し：（☆）の事業

10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

【補助基準額】

1. 基本改善事業

1 施設当たり 7,200千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨）

1 施設当たり 1,029千円

（④）

1 施設当たり 500千円以内

（⑥、⑦）

1 施設当たり 32,448千円

【補助割合】

2④の事業

国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

2⑥⑦の事業

国：1/2、市区町村：1/2

それ以外の事業

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

27

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 （新型コロナウイルス感染症対策支援事業）

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：113億円)

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1 施設当たり

(1) 定員※ 19人以下

300千円以内

(2) 定員※ 20人以上59人以下

400千円以内

(3) 定員※ 60人以上

500千円以内

(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

300千円以内

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1/2、市区町村等：1/2

118

28

# 認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

## 【事業内容】

○認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

### <現行の支援対象の補助要件>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1/3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
  - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準<sup>(※)</sup>適合化を図ること  
(※) 職員配置、設備基準だけではなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
  - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

## 《R4改定》

現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

### ▶ 要件

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,448千円、移転費等 1か所当たり 5,070千円  
《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,224千円、移転費 1か所当たり 1,217千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市町村：1/4、設置主体：1/4

29

# 保育士資格取得支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

## 1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

### 【事業内容】

#### ①保育所等保育士資格取得支援事業

・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

#### ②保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

・幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

#### ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業

・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【対象者】 常勤職員及び非常勤職員

【支給方法】 資格取得後に一括して支給 【補助基準額】 受講料の1/2(上限300千円)、代替職員経費：1人1日当たり 7.2千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

## 2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

### 【事業内容】

#### ○保育士試験による資格取得支援事業(受験対策学習費用補助事業)

・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用

【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

### <拡充>

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする拡充を行う。(本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。)

▶要件: 都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

# 一時預かり事業

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算案 1,748億円の内数

## 1. 事業概要

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。  
 実施主体：市町村（特別区を含む。）  
 補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）  
 令和4年度補助基準額（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,679千円～47,880千円

### <事業類型>

- （1）一般型**  
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- （2）余裕活用品型（平成26年度創設）**  
保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- （3）幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）**  
幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- （4）幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）**  
幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- （5）居宅訪問型（平成27年度創設）**  
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

## 2. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



## 一時預かり利用者負担軽減事業

子育て支援対策臨時特例交付金 令和3年度補正予算：602億円の内数

- 【事業内容】** 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業
- 【補助基準額】** 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円  
 住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円
- 【実施主体】** 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） **【補助率】** 国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

# 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算：65億円の内数

## 【概要】

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

【実施主体】 市区町村、市区町村が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

③感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等)(簡易なものを対象：補助基準額100万円) **【新規】**

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①～②の合計は以下のとおり。③は1か所等当たり1,000千円以内

(1) 1支援の単位当たり

利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円以内、利用定員20人以上59人以下 200千円以内、利用定員60人以上 250千円以内

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

(子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算：65億円の内数)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る。

## 1. 事業の趣旨・内容

### ①ICT化の推進

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

### ②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

## 2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

## 3. 補助基準額

1か所等当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。

## 4. 実施主体

市区町村、市区町村が認めた者

## 5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

## 〈令和4年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：14.3兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

### ○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.01兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）用途に関しては、総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

# 令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案	地方分		(参考) 令和3年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施 社会的養育の充実	(注3) 6,526 474	(注4) 2,985 237	3,541 237	6,526 474
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	1,029	751	278	1,179
	・地域医療介護総合確保基金(医療分)	931	678	252	803
	・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち看護職員の処遇改善(注5)	144	100	44	—
	うち不妊治療の保険適用(本体分)	120	100	20	—
	うち不妊治療の保険適用(薬価分)	54	45	9	—
・医療情報化支援基金	735	735	0	—	
医療・介護	地域包括ケアシステムの構築	824	549	275	824
	・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・介護職員の処遇改善(注5) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	1,196 313 534	604 153 267	592 160 267	1,196 — 534
医療・介護 制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	—
	国民健康保険への財政支援の拡充	1,664	832	832	1,664
	・低所得者数に応じた自治体への財政支援	2,272	2,272	0	2,272
	・保険者努力支援制度等	700	700	0	700
	被用者保険の拠出金に対する支援	248	217	31	248
	70歳未満の高額療養費制度の改正	1,572	786	786	1,572
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	200	200	0	200
	介護保険保険者努力支援交付金	2,089	1,044	1,044	2,089
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	644	618	26	644
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	88	82	5	80
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	5,220	5,220	0	5,220
	年金生活者支援給付金の支給	27,968	18,982	8,986	27,078
合計					

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。  
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。  
(注4) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施」の国分については全額内閣府に計上。  
(注5) 令和4年10月からの措置。  
(注6) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

# 令和4年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和4年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）</li> <li>○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）</li> <li>○社会的養育の量的拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1）</li> <li>○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）</li> <li>○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善</li> <li>○研修機会の充実</li> <li>○小規模保育の体制強化</li> <li>○減価償却費、賃借料等への対応 など</li> <li>○放課後児童クラブの充実</li> <li>○病児・病後児保育の充実</li> <li>○利用者支援事業の推進 など</li> <li>○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5:1→4:1等）</li> <li>○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進</li> <li>○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進</li> <li>○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など</li> </ul>

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

資料51

○子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

# 令和4年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

## 新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分以上ずつ充当する。前者については、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案	令和3年度 予算額	
			国分	地方分
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。<sup>(注2)</sup></li> <li>保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。</li> </ul>	722	358	364
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。<sup>(注3)</sup></li> </ul>	8,858	3,410	5,448
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。<sup>(注4)</sup></li> </ul>	5,601	5,196	405
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダ一級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。<sup>(注5)</sup></li> </ul>	1,003	506	496
合計		16,184	9,471	6,714

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの子どもたちが拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)「高等教育の無償化」については全額内閣府に計上。

(注5)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注6)「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分については全額内閣府に計上。

## 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置

### 令和3年度税制改正で措置

(所得税、個人住民税) (内閣府と共同要望)

#### 1. 大綱の概要

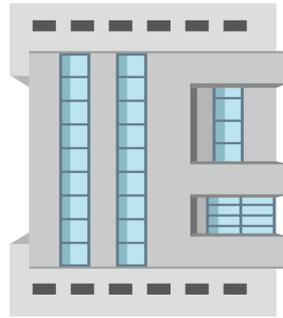
- 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

#### 2. 制度の内容

- 地方自治体等 (※) が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。  
(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)

### 【イメージ】

国又は地方自治体



利用料を助成



(これまで) 雑所得



(改正後)

**非課税**

利用者



利用料



ベビーシッター等



各 都道府県知事  
指定都市市長 民生主管部(局)長 殿  
中核都市市長  
原基建設設置市長

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
( 公 印 省 略 )

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の  
施行について」の一部改正について

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営营する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第150号。以下「改正告示1」という。)及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営营する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第337号。以下「改正告示2」という。)については、改正告示1が本年3月31日付けで、改正告示2が本年9月30日付けで別添のとおり公布されたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。)の一部を別紙のとおり改正し、令和2年10月1日より施行することとしたので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

#### 第一 改正内容

改正告示1において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る基準を新たに定め、当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

※ 消費税の納税義務等については、施行通知別紙第2を参照すること。

改正告示2において、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営营する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「本告示」という。)第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(本告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする旨の経過措置が置かれたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

#### 第二 施行日

本通知による改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上